

残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方

ーリスク・超過コストアプローチの提唱ー

齋藤 理基

残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方
ーリスク・超過コストアプローチの提唱ー
論文要旨

齋藤理基

1. 本論文の概要

本論文は、残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方を論じたものである。

移転価格税制の適用対象が無形資産取引の場合、比較対象取引を見出すことが困難となるため、独立企業間価格の算定方法について、取引結果の利益に着目した利益分割法が有力となりうる。とりわけ、近時の大型課税処分事案では、残余利益分割法の適用が目立つ。

しかしながら、残余利益分割法による独立企業間価格の算定は、主観的・恣意的なものとなりやすいため、その適否をめぐり、納税者と課税庁との間で争いが生じやすい。具体的には、その算定において、個別具体的な要素をいかに取り扱うべきかという問題が生ずる。

そこで、本論文では、残余利益分割法の適用上、指針とすべき具体的算定方法を検討した。

2. 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

第1章では、独立企業間価格の適否をめぐり、残余利益分割法の具体的算定方法が争われた4つの裁判例・裁決例を取り上げた。そして、その具体的算定方法である①基本的利益の算定及び②残余利益の分割の2つのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮して算定すべきかという点が明らかにされていないことの問題点を指摘した。

第2章では、わが国の移転価格税制の概要について整理した。具体的には、移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨を確認したうえで、その後の沿革とOECD移転価格ガイドラインとの関係を整理した。また、移転価格税制の仕組みについて、法令とともに確認した。

第3章では、独立企業間価格の意義及び算定方法について整理した。とりわけ、本論文の主題に関する利益分割法及び残余利益分割法については詳解した。

第4章では、移転価格税制上の無形資産の意義を整理したうえで、その特色と具体的態様について確認した。また、残余利益の分割要因である「重要な無形資産」及び「独自の機能」それぞれの意義を明らかにしたうえで、両者の差異について検討した。

第5章では、残余利益分割法の具体的算定方法に係る問題点として、①基本的利益の算定における政府規制の影響と、②残余利益の分割における分割要因の範囲の2点を取り上げ、それぞれの見解とその論拠について整理した。

第6章では、前章の見解を踏まえ、①基本的利益の算定方法及び②残余利益の分割法のあり方を明らかにしたうえで、「独自の機能」を特定するための基準となるアプローチ手法を示した。

第7章では、本論文を総括し、残余利益分割法の適用のあり方について結論を述べた。

3. 本論文の結論

本論文の結論は、以下のとおりである。

(1) 本論文が採る残余利益分割法の具体的算定方法

まず、基本的利益の算定においては、原則として「独自の機能」以外の全ての要素を考慮する。ただし、例外として「独自の機能」と不可分の個別要素が存在する場合には、これを基本的利益の算定において考慮せず、残余利益として配分する。したがって、残余利益には、①「独自の機能」から生じた利益と②不可分の個別要素から生じた利益の2つが含まれる。

次に、残余利益の分割においては、分割要因として、両当事者が果たす「独自の機能」の相対的な貢献度合いを用いる。したがって、①「独自の機能」から生じた利益だけでなく、②不可分の個別要素から生じた利益についても、これによって配分する。

(2) リスク・超過コストアプローチ

以上の算定方法による場合、分割要因である「独自の機能」をいかに特定すべきかという点が重要となる。そこで、東京高裁令和4年3月10日判決の判断枠組みを基に構築した、「独自の機能」とすべき要素を明らかにするためのアプローチ手法を示した。

本アプローチは、当事者の行為について、①超過利益への寄与の事実、②超過的な費用及び③リスクの負担という3つの要件に照らし、これらの要件を全て満たす場合には、「独自の価値」に該当すると判断するものである。なお、両当事者が③リスクを負担しているような場合には、実質的なリスク負担者側の「独自の機能」となる。

以上のとおり、残余利益分割法の適用にあたっては、本論文が採る具体的算定方法を採用したうえで、本アプローチによって「独自の機能」を特定すべきである。

目次

はじめに	3
第1章 残余利益分割法の適用をめぐる問題点	8
第1節 残余利益分割法の具体的算定方法が争われた裁判例・裁決例	8
第2節 日本ガイシ事件（東京高裁令和4年3月10日判決）	11
第3節 裁判例・裁決例に対する評価	21
第4節 本論文の問題意識	23
第5節 小括	24
第2章 わが国の移転価格税制の概要	26
第1節 移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨	26
第2節 OECD 移転価格ガイドラインと移転価格税制の沿革	28
第3節 移転価格税制の仕組みと法令上の取扱い	34
第4節 小括	38
第3章 独立企業間価格の意義とその算定方法	40
第1節 独立企業間価格の意義	40
第2節 独立企業間価格の算定方法	42
第3節 利益分割法	47
第4節 残余利益分割法	51
第5節 小括	56
第4章 無形資産取引に対する移転価格税制の適用	58
第1節 無形資産の意義	58
第2節 無形資産取引の特色と具体的態様	63
第3節 独自の機能と重要な無形資産の差異	68
第4節 小括	74
第5章 残余利益分割法の具体的算定方法と各見解	76
第1節 基本的利益の算定と政府規制の影響	76
第2節 残余利益の分割と分割要因の範囲	82
第3節 小括	89
第6章 残余利益分割法の具体的算定方法のあり方	92
第1節 基本的利益の算定方法	92
第2節 残余利益の分割方法	95
第3節 リスク負担と超過コストに着目したアプローチ	98
第4節 小括	102
第7章 総括	105
おわりに	107

参考文献等.....108

はじめに

1. 本論文の概要

本論文は、残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方を論ずるものである。

移転価格税制の適用対象が無形資産取引の場合、比較対象取引を見出すことが困難となるため¹、独立企業間価格の算定方法について、取引結果の利益に着目した利益分割法が有力となりうる²。とりわけ、近時の大型課税処分事案では、残余利益分割法の適用が目立つ。

しかしながら、残余利益分割法による独立企業間価格の算定は、主観的・恣意的なものとなりやすいため³、その適否をめぐり、納税者と課税庁との間で争いが生じやすい。具体的には、その算定において、個別具体的な要素をいかに取り扱うべきかという問題が生ずる。

そこで、本論文では、残余利益分割法の適用上、指針とすべき具体的算定方法を検討する。

2. 残余利益分割法

移転価格税制は、独立企業間価格という観念を中心として構築されていることから、その算定方法が最も重要な問題であると考えられている⁴。そして、その算定方法については、「国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して……最も適切な方法」を選択すべきものとされている(租税特別措置法66条の4第2項)。

この点、無形資産取引については、比較対象取引を見出すことが困難である等の理由から、「最も適切な方法」として残余利益分割法が適用される事案が目立っている。

残余利益分割法は、租税特別措置法施行令にその定めが置かれており、主に、次の2つのプロセスによって独立企業間価格が算定される(同法施行令39条の12第8項1号ハ)。

① 両当事者の合算利益(分割対象利益)のうち、「独自の機能」を果たさない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額(基本的利益)について、それぞれの法人に

¹ 山川博樹『我が国における移転価格税制の執行—理論と実務—』(税務研究会出版局, 1996年) 87頁, 中里実「移転価格課税と経済理論: 実務における経済理論の利用可能性」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編『移転価格税制のフロンティア』(有斐閣, 2011年) 31頁, 横澤佳伸「最適方法ルール下における利益分割法の適用について—理論的根拠と適用可能性」税大論叢75号(2012年) 126頁参照。

² 山川・前掲(1) 87頁, 中里・前掲注(1) 31頁, 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集[事例1](参考2)参照。

³ 藤枝純「残余利益分割法をめぐる実務上の諸問題」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010年) 685頁参照。

⁴ 金子宏「移転価格税制の法理論的検討—わが国の制度を題材として—」同『所得課税の法と政策』(有斐閣, 1996年) 372頁, 増井良啓=宮崎裕子『国際租税法〔第4版〕』(東京大学出版会, 2019年) 205頁参照。

配分するプロセス⁵

② 基本的利益を配分した後の残りの金額（残余利益）について、それぞれの法人が有する「独自の機能」の寄与に応じて合理的に配分するプロセス⁶

この方法は、連結ベースでの利益を、企業の機能がもたらすルーチン利益（基本的利益）と価値ある無形資産がもたらすノン・ルーチン利益（残余利益）に区分する明快さが特徴であるとされている⁷。また、ルーチン利益の算定に比較法アプローチを用いていることや、ノン・ルーチン利益を無形資産の価値によって相対的に帰属させることができる簡明さが受け入れられ、利益分割法のキー・メソッドであると考えられている⁸。

3. 問題点

(1) 問題の所在

残余利益分割法は、その算定方法が明文化されており、前記の 2 つのプロセスから成り立っていると解することができる。しかし、実際にはそれぞれのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮すべきかという問題が生じる。

この問題について、わが国の移転価格税制の根幹が独立企業原則に基づいていることに鑑みると⁹、いずれのプロセスにおいても「当事者が独立企業であったならば実現したであろう利益分割に、可能な限り近似させる」ような配分方法でなければならないと考えられる（2017 年 OECD 移転価格ガイドライン・パラグラフ 2.121）。

(2) 基本的利益の算定

基本的利益は、原価基準法、再販売価格基準法又は取引単位営業利益法と同様の方法に基づいて算定することとされており、かつ、比較対象取引との間に差異（独自の機能が存在することによる差異を除く。）がある場合には、当該差異を調整すべきこととされている。

すなわち、基本的利益は、「独自の機能」を果たさない非関連者間取引において、通常であれば得られる利益として算定される。

しかし、「独自の機能」の概念が不明確なため、検証対象法人と比較対象法人との差異について、基本的利益の算定においては考慮せず、残余利益の分割において考慮すればよいと

⁵ 藤枝・前掲注（3）681 頁参照。

⁶ 藤枝・前掲注（3）681 頁，藤枝純＝角田伸広『移転価格税制の実務詳解〔第 2 版〕』（中央経済社，2020 年）327 頁参照。

⁷ 山川博樹『移転価格税制—二国間事前確認と無形資産に係る実務上の論点を中心に』（税務研究会出版局，2007 年）140 頁参照。

⁸ 山川・前掲注（7）140 頁参照。

⁹ 国税庁編『改正税法のすべて 昭和 61 年版』（大蔵財務協会，1986 年）194 頁参照。

安易に考えられるおそれがある¹⁰。

超過利益（通常であれば得られる利益を超える利益）が、「独自の機能」以外のものからも生じうるという前提に立つと¹¹、基本的利益の算定方法次第では、算出された残余利益の中に「独自の機能」以外から生じた利益が混在してしまうこととなる。

そのように算出された残余利益を、理由なく「独自の機能」の寄与に応じて配分することは規定の文言に照らしても不合理であるため、基本的利益の算定にあたっての比較可能性は厳格に判断されなければならないと考えられる¹²。

(3) 残余利益の分割

残余利益とは、分割対象利益から基本的利益を控除した金額であるため、残余利益の計算の仕組みからすると、両当事者が「独自の機能」を果たすことによって生じた利益となる。

しかし、前記のとおり、「独自の機能」の概念は不明確なため、どのような要素が「独自の機能」に含まれるかについて検討が必要となる。

なお、「独自の機能」の例として、移転価格税制の適用に当たっての参考事例集では「研究開発活動の成果である独自技術」及び「広告宣伝・販売促進活動を通じた高い製品認知度や充実した小売店舗網等」が挙げられている（〔事例 8〕）。

このような「独自の機能」の寄与の程度について、市場のデータを用いて算定することは困難であると考えられる。そのため、関連当事者の内部データが用いられることとなるが、かかる利益分割は主観的・恣意的なものとなるおそれがある¹³。

4. 残余利益分割法に関する先行研究

残余利益分割法の適用について、適切な比較対象法人を選定し、基本的利益を厳格に算定することが重要であるとする見解がある¹⁴。これが適切に行われなかった場合には、「独自の機能」以外から生じた利益が残余利益に混入してしまうこととなるが、同見解では「その内容に応じた適切な分割要因を用いて分割することが可能であるならば、そのような対応

¹⁰ 藤枝純「移転価格税制における実務上の課題」金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014年）462頁参照。

¹¹ 山川・前掲注（7）152-153頁、藤枝・前掲注（10）463頁参照。国税庁が「独自の機能」に言及した文書として、国税庁「『租税特別措置法関係通達（法人税編）』及び『租税特別措置法関係通達（連結納税編）』の一部を改正する案並びに『移転価格事務運営要領』（事務運営指針）及び『連結法人に係る移転価格事務運営要領』（事務運営指針）の一部を改正する案に対する意見募集の結果について」（2011年）別紙1参照。

¹² 藤枝・前掲注（3）689-690頁参照。

¹³ 藤枝・前掲注（3）686頁参照。

¹⁴ 藤枝・前掲注（3）689-690頁、藤枝・前掲注（10）462頁参照。

が採られるべき¹⁵⁾」であるとされている。

そのほか、独立企業間価格の算定方法の選定について、比較対象取引による検証が困難な場合には利益分割法が有力であるとする見解¹⁶⁾、関連企業の一方に価値ある無形資産が偏在している場合には残余利益分割法が有力であるとする見解¹⁷⁾、無形資産取引には残余利益分割法以外適用すべきでないとする見解¹⁸⁾、等がある。

残余利益分割法に関する研究には、無形資産取引に係る独立企業間価格の算定において、利益分割法又は残余利益分割法が有力である旨を論じたものとして、青山論文¹⁹⁾、中里論文²⁰⁾、横澤論文²¹⁾、寺田論文²²⁾、等がある。また、その算定メカニズムを論じたものとして、藤枝論文²³⁾、山川著書²⁴⁾、等がある。しかし、個別具体的な要素をいかに考慮すべきかを判断するにあたり、指針とすべき具体的算定方法を検討したものは見られない。

5. 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

第1章では、独立企業間価格の適否をめぐる、残余利益分割法の具体的算定方法が争われた4つの裁判例・裁決例を取り上げる。そして、その具体的算定方法である①基本的利益の算定及び②残余利益の分割の2つのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮して算定すべきかという点が明らかにされていないことの問題点を指摘する。

第2章では、わが国の移転価格税制の概要について整理する。具体的には、移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨を確認したうえで、その後の沿革とOECD移転価格ガイドラインとの関係を整理する。また、移転価格税制の仕組みについて、法令とともに確認する。

第3章では、独立企業間価格の意義及び算定方法について整理する。とりわけ、本論文の主題に関する利益分割法及び残余利益分割法については詳解する。

第4章では、移転価格税制上の無形資産の意義を整理したうえで、その特色と具体的態様

¹⁵⁾ 藤枝・前掲注(3) 690頁。同旨の見解として、山川・前掲注(7) 154頁参照。

¹⁶⁾ 横澤・前掲注(1) 248頁参照、中里・前掲注(1) 31, 39頁参照。

¹⁷⁾ 青山慶二「プロフィット・スプリット法」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』(有斐閣, 1997年) 29頁参照。

¹⁸⁾ 寺田暁央「無形資産取引における独立企業間価格算定方法—東京地裁平成29年11月24日判決を素材に一」租税資料館第28回入選作品(2019年) 71頁参照。

¹⁹⁾ 青山・前掲注(17) 19頁。

²⁰⁾ 中里・前掲注(1) 21頁。

²¹⁾ 横澤・前掲注(1) 102頁。

²²⁾ 寺田・前掲注(18) 1頁。

²³⁾ 藤枝・前掲注(3) 679頁, 藤枝・前掲注(10) 451頁。

²⁴⁾ 山川・前掲注(7)。

について確認する。また、残余利益の分割要因である「重要な無形資産」及び「独自の機能」のそれぞれの意義を明らかにしたうえで、両者の差異について検討する。

第5章では、残余利益分割法の具体的算定方法に係る問題点として、①基本的利益の算定における政府規制の影響と、②残余利益の分割における分割要因の範囲の2点を取り上げ、それぞれの見解とその論拠について整理する。

第6章では、前章の見解を踏まえ、①基本的利益の算定方法及び②残余利益の分割方法のあり方を明らかにしたうえで、「独自の機能」を特定するための基準となるアプローチ手法を示す。

第7章では、本論文を総括し、残余利益分割法の適用のあり方について結論を述べる。

第1章 残余利益分割法の適用をめぐる問題点

本章では、独立企業間価格の適否をめぐり、残余利益分割法の具体的算定方法が争われた代表的な裁判例・裁決例を取り上げ、問題を提起する。まず、3つの裁判例・裁決例を確認し、次に、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されないとする判断が示された近時の裁判例を確認する。そして、これらの事案に対する客観的な評価を概観した後、残余利益分割法の適用に係る問題点を指摘する。

第1節 残余利益分割法の具体的算定方法が争われた裁判例・裁決例

1. 基本的利益の算定における比較対象法人の選定

基本的利益の算定において、課税庁が選定した比較対象法人の適否が争われた東京高裁平成27年5月13日判決（以下「ホンダ事件」という²⁵。）の概要は、以下のとおりである。

(1) 事案の概要

自動車の製造販売を主たる事業とする内国法人X（原告・被控訴人）が、ブラジル・アマゾン州のマナウス自由貿易地域において事業を行う国外関連者との間で、自動二輪車の部品等の販売及び技術支援の役務提供取引を行っていたところ、当該取引により支払を受けた対価の額につき、残余利益分割法により算定された独立企業間価格に満たないとして、移転価格税制が適用された事案である。

なお、ブラジルは、アマゾン地域の開発を目的として、マナウス自由貿易地域において事業活動を行う認可企業に対し、税負担の減免措置（以下「マナウス税恩典利益」という。）を講じており、本件国外関連者は、マナウス税恩典利益を享受していた。

国であるY（被告・控訴人）は、残余利益分割法の適用にあたり、マナウス税恩典利益は重要な無形資産の貢献によって獲得したものであるから、基本的利益の算定（比較対象法人の選定）において考慮する必要はない旨主張していた。

(2) 裁判所の判断

第1審は、残余利益分割法における基本的利益の意義について、次のように判示し、Xの請求を認容した（認容）。なお、控訴審においても同旨の判断がなされた（控訴棄却）。

「基本的利益をまず算出して配分し、分割対象利益から基本的利益を控除した残額を法人又は国外関連者の有する重要な無形資産の寄与によって得られた超過利益と認識して、そ

²⁵ 東京高判平成27年5月13日税資265号順号12659。第1審は、東京地判平成26年8月28日税資264号順号12520。評釈として、吉村政穂「判批」税務弘報62巻13号（2014年）60頁、水野忠恒「判批」国際税務35巻3号（2015年）43頁、朝倉洋子「判批」税理58巻3号（2015年）107頁、本田光宏「判批」税務事例47巻4号（2015年）19頁、藤曲武美「判批」税務弘報63巻8号（2015年）157頁、守屋俊治「判批」租税実務研究第6号（2016年）1頁、佐藤修二「判批」別冊ジュリ253号（2021年）151頁等がある。

それを重要な無形資産の価値に応じて合理的に配分する算定方法が採用されているのは、技術、ノウハウ、ブランド等の無形資産は、それが法人の利益に寄与したといえる場合であっても、その範囲及び程度がどのようなものであるかを正確に判断することが極めて困難であるためである……マナウス税恩典利益を基本的利益の算定において考慮せずに、これを残余利益として認識し、本件国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するのは、残余利益分割法の適用を誤るものというべきである。〔下線は筆者〕

2. 残余利益の分割における分割要因①

残余利益の分割において、国外関連者が負担した研究開発費を内国法人の分割要因に含めたことの適否が争われた国税不服審判所平成 22 年 1 月 27 日裁決（以下「TDK 事件」という²⁶。）の概要は、以下のとおりである。

(1) 事案の概要

電子部品の製造販売を事業とする内国法人である請求人が、国外関連者 A との間で、電子部品の製造販売に係る無形資産の供与取引を行っていたところ、請求人が当該取引により支払を受けた対価の額につき、残余利益分割法により算定された独立企業間価格に満たないとして、移転価格税制が適用された事案である。

本事案では、A が請求人の研究開発費を負担する契約（以下「本件 R&D 契約」という。）が締結されており、A から請求人に対して負担金が支払われていた。

原処分庁は、残余利益分割法の適用にあたり、本件研究開発費は残余利益の分割要因として相当であるとする一方、本件 R&D 契約は、契約期間中に開発されるいかなる知的財産権も請求人に帰属することとされているため、本件負担金は請求人の分割要因とすべきである旨主張していた。

(2) 国税不服審判所の判断

国税不服審判所は、残余利益の分割要因（双方が所有する重要な無形資産の価値）に係る判断基準について、次のように示し、原処分庁による処分の一部を取り消した（一部取消し）。

「双方が所有する無形資産の価値を判断する要素については、法的な所有関係だけでなく、無形資産を形成等させるための活動において関連当事者の行った貢献についても勘案する必要があることから、リスク管理において、関連当事者が果たした機能等を総合的に勘案し判断することが相当である（略）。〔下線は筆者〕

また、そのあてはめについて、①「A は……技術情報、他社開発動向などの市場情報を基に、本件研究開発の研究テーマの策定に参加していること」、②「A は……顧客……の要望

²⁶ 国税不服審判所裁決平成 22 年 1 月 27 日公刊物未登載（TAINS コード F0-2-463）。評釈として、石井亮＝原木規江「判批」NBL929 号（2010 年）10 頁、移転価格分析 Project Team「判批」国際税務 30 巻 6 号（2010 年）78 頁等がある。

を把握し、本件研究開発に係る情報等を提供していること」、③「Aは……事前に資金リスクとなる本件負担金を負担していること」、④「Aは……本件研究開発に係る進ちょく管理に当たって、研究開発リスクに配慮していること」を総合的に勘案すると、「Aは本件研究開発において相当の役割を果たしており、本件研究開発を通じて生じる……無形資産の形成等に貢献していると認められることから、本件負担金は、残余利益分割法による独立企業間価格の算定に当たっては、Aの分割指標〔筆者注：分割要因〕としての研究開発費とみる」べきであるとした。

3. 残余利益の分割における分割要因②

残余利益の分割において、国外関連者の所在国（米国）で行われた医薬品に係る臨床試験費用のうち、内国法人が負担した費用の額を、内国法人の分割要因としたことの適否が争われた国税不服審判所平成25年3月18日裁決（以下「武田薬品事件」という²⁷。）の概要は、以下のとおりである。

(1) 事案の概要

医薬品の研究開発及び製造販売を事業とする内国法人である請求人が、米国において医療用医薬品の研究開発及び販売事業を行う国外関連者Aとの間で、医療用医薬品の販売取引及び当該医療用医薬品に係る無形資産の使用許諾取引を行っていたところ、請求人が当該取引により支払を受けた対価の額につき、残余利益分割法により算定された独立企業間価格に満たないとして、移転価格税制が適用された事案である。

なお、Aは、請求人及び米国法人B（請求人と資本関係はない）によって設立された合弁会社であり、請求人及びBのそれぞれの持株比率は50%であった。

また、米国と日本では、遺伝子において民族的レベルでの違いがあることから、日本の臨床試験データは米国では活用することができず、米国で医薬品を販売するためには、改めて現地での臨床試験が必要とされていた。そのため、Aが請求人から購入した医薬品（以下「プレバシッド」という。）を米国で販売するには、現地での臨床試験が必要であった。請求人及びBは共同で臨床試験を実施し、その費用については、請求人及びBが折半して負担していた。

原処分庁は、残余利益分割法の適用にあたり、臨床試験に係る無形資産の形成のための意思決定、費用負担及びリスク管理の主体はいずれも請求人であるとして、請求人が負担した臨床試験費は請求人の分割要因とすべきである旨主張していた。

(2) 国税不服審判所の判断

国税不服審判所は、臨床試験費のリスク管理主体はAであることから、Aの分割要因とすべきであるとして、原処分庁による処分の全部を取り消した（全部取消し）。

²⁷ 国税不服審判所裁決平成25年3月18日公刊物未登載（TAINSコードF0-2-503）。

「プレバシッドは、米国等においてその販売が開始される前に、既に日本を含む複数の国において『タケプロン』等の名称で販売されていた製品であったものの、これを米国等において新たに販売するためには、米国等において FDA〔筆者注：アメリカ食品医薬品局〕等の販売認証を受ける必要があり、そのためには、……プレバシッドの有効性及び安全性を確認、証明するための臨床試験を米国の医療機関等において新たに実施する必要があったのであり……請求人が当該医薬品〔筆者注：括弧内省略〕を日本国内等で販売するために行った臨床試験とも異なるものである。

……製薬会社である請求人は、……臨床試験に係る費用の半分を負担したにすぎず、他方で、これらの臨床試験の成果は、販売会社としての A の利益に直接寄与するものであるとともに、A がその成否についてのリスクを直接負担しているなどというのであるから、これらの臨床試験に係る無形資産の形成等のための意思決定及びリスク管理等の主体は A であったということができ、……当該臨床試験に係る費用は、……A の分割指標〔筆者注：分割要因〕とする（略）。〔下線は筆者〕

以上が、わが国において残余利益分割法の適用について争われた裁判例・裁決例のうち、その具体的な算定方法が争点となったものである。

第2節 日本ガイシ事件（東京高裁令和4年3月10日判決）

東京高裁令和4年3月10日判決（以下「日本ガイシ事件」という²⁸。）では、独立企業間価格の算定方法について、残余利益分割法の適用を前提としたうえ、基本的利益の算定方法及び残余利益の分割方法の適否が争われた。

本事案の当時においては、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」の価値であるとされ、これに基づいて課税処分が行われていた（平成23年10月27日改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）66の4(4)－5²⁹。しかしながら、本判決では、残余利益の分割要因として「重要な無形資産」以外のものが認められるとする判断が示された。

²⁸ 東京高判令和4年3月10日公判物未登載（LEX/DB25592516）。第1審は、東京地判令和2年11月26日税資270号順号13486。評釈として、川端康之「判批」ジュリ1562号（2021年）10頁、中村信行「判批」国際商事法務49巻11号（2021年）1391頁、辻美枝「判批」ジュリ臨時増刊1570号（2022年）170頁、林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報70巻6号（2022年）104頁、南繁樹「判批」国際税務42巻8号（2022年）74頁、大野雅人「判批」税務事例54巻9号（2022年）55頁、林幸一「判批」新・判例解説 Watch（TKCローライブラリー）租税法171号（2022年）1頁、南繁樹「判批」国際税務42巻10号（2022年）98頁等がある。

²⁹ 同通達上は、残余利益の分割方法について「重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる〔傍点は筆者〕」と規定されていた。

1. 事案の概要

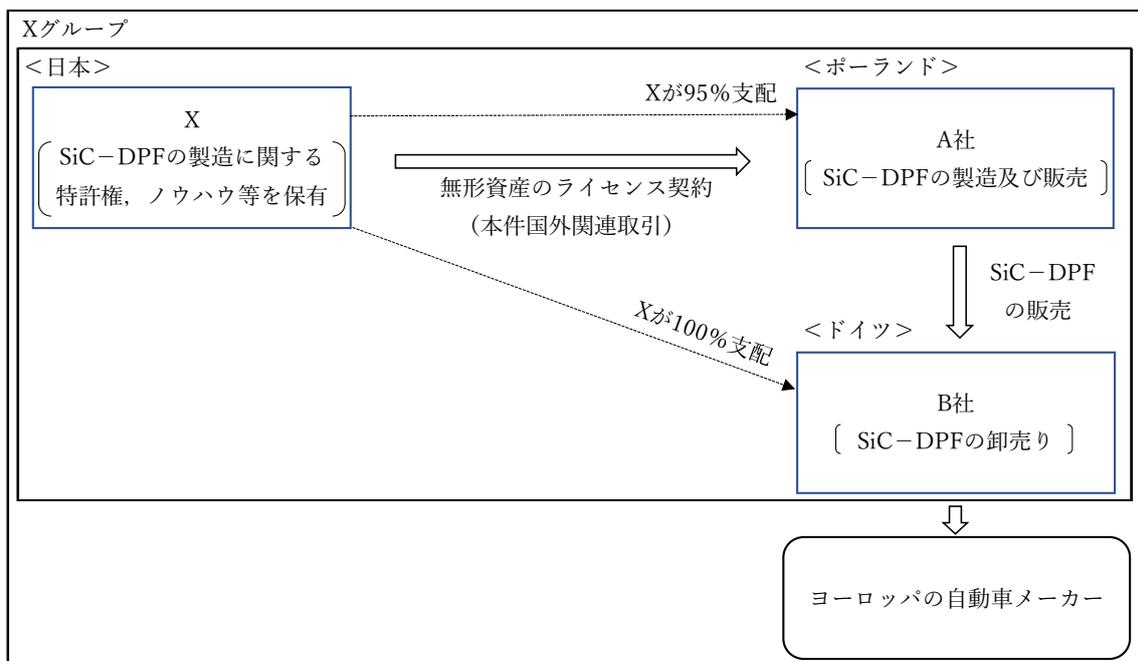
X（原告・被控訴人）は、セラミックス製品の製造を主な事業とする内国法人である。Xは、ディーゼル車から排出される微粒子の除去フィルター（以下「DPF」といい、炭化ケイ素を原料とするセラミックス製DPFを「SiC-DPF」という。）の製造に関する特許権やノウハウ等の無形資産を有していたところ、SiC-DPFは、EUにおける自動車の排ガス規制の基準を満たすために有用なものであった。

Xは、ポーランドに間接子会社であるA社（Xが95%を支配）を設立し、A社との間で上記無形資産の使用に関するライセンス契約を締結した（以下、同契約に係る取引を「本件国外関連取引」という。）。A社は、上記無形資産を使用して本件SiC-DPF（以下、同社が製造販売するSiC-DPFを「本件製品」という。）を製造し、これをXの間接子会社であるB社（Xが100%支配）を通じて、ヨーロッパの自動車メーカーに販売した（図表1）。

Xは、平成19年3月期から平成22年3月期までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）において、本件国外関連取引の対価であるロイヤリティの額（以下「本件対価額」という。）を収益の額に算入し、法人税の確定申告をした。

これに対し、所轄税務署長は、本件対価額が独立企業間価格に満たないとして、租税特別措置法66条の4第1項（移転価格税制）を適用し、Xの本件各事業年度の所得金額に独立企業間価格と本件対価額との差額を加算する各更正処分等をした。本件は、Xが、国であるY（被告・控訴人）に対し、これらの処分の全部又は一部の取消しを求めた事案である。

図表1 本件の取引関係



(筆者作成)

2. 認定事実

本件における認定事実は、以下のとおりである。

(1) Euro 規制等と SiC-DPF

ア Euro 規制等

EU では、加盟国の環境意識の高まりを受け、平成 10 年、排ガスを規制する指令を定め、平成 12 年、乗用車及び小型商用車の排ガスに関する規制（以下「Euro 規制」という。）を導入し、その規制を段階的に強化した。

Euro 規制において重要な対象とされた物質の 1 つが、燃料から生じる黒煙微粒子を核とした粒子状物質（以下「PM」という。）であった。ディーゼル車は、ガソリン車に比べて PM の排出量が多く、かつ EU の自動車市場においてはディーゼル車が占める割合が大きいことから、Euro 規制において、ディーゼル車の PM の排出量について規制がなされた。

また、EU では、自動車から排出される粒子状物質を含む大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) についても規制がなされた（以下、同規制と Euro 規制とを併せて「Euro 規制等」という）。

イ SiC-DPF

(ア) 機能

SiC-DPF は、ディーゼル車から排出される PM を抑制する機能を有する。したがって、ディーゼル車に SiC-DPF を装着することにより、Euro 規制の基準を満たすことができる。

(イ) 需要の急増

X は、Euro 規制の導入後、ポーランドに工場を立ち上げ、SiC-DPF を量産する事業計画を策定した（以下「本件事業化決定」という）。また、これに基づいて A 社を設立した。そして、A 社は、SiC-DPF（本件製品）を量産するための生産設備を整備した（以下「本件設備投資」という）。

その後、Euro 規制が強化されるなどした結果、EU のセラミックス製 DPF 市場（以下「EU 市場」という。）における需要が急増し、これに伴い、A 社の売上高も急伸した。

本件各事業年度当時、EU 市場におけるマーケットシェアは、X グループ及び I グループ（以下、ヨーロッパにおける I グループの会社を「I 社」と総称する。）が、そのほとんどを占めていた（以下「2 社寡占状態」という）。

(2) Y が主張する独立企業間価格の算定方法

① 残余利益分割法を適用

② 分割対象利益は、X の支払を受けた本件ロイヤルティと A 社の本件製品の製造販売による営業利益の合計額

③ 基本的利益

(a) X の基本的利益はなし（本件ロイヤルティは全て重要な無形資産の貢献によるため）

(b) A社は、各事業年度ごとに比較対象法人（5社）の売上高営業利益率の平均値を求め、これにA社の総売上高を乗じたもの

④ 残余利益の分割

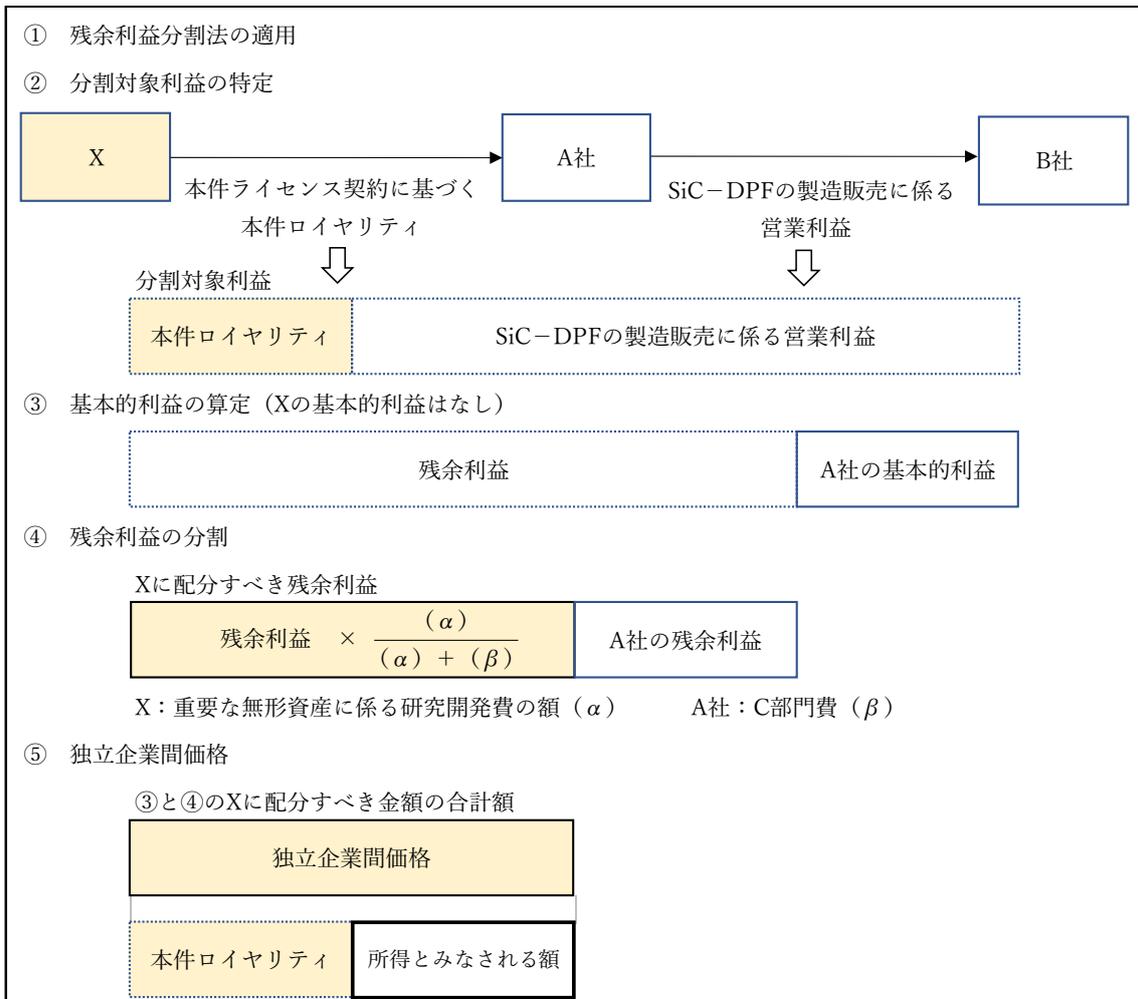
(a) Xは、その保有する重要な無形資産（本件製品に関する特許権及び製法等のノウハウ）に係る研究開発費の額

(b) A社は、その保有する重要な無形資産（本件製品の量産工程における生産性改善に係る知見やノウハウ）に係るC部門費

Xに配分すべき残余利益の額は、(a)と(b)の合計額に占める(a)の額の割合を残余利益の額に乗じた金額

⑤ 独立企業間価格は、Xの基本的利益の額（なし）とXに配分すべき残余利益の額（④）を合計した金額（図表2）。

図表2 Yが主張する独立企業間価格の算定方法



（筆者作成）

3. 争点

残余利益分割法を用いた独立企業間価格の算定に関し、次の2点が争われた。

- ① 基本的利益の算定方法の適否（比較対象法人の選定等の適否）
- ② 残余利益の分割方法の適否

4. 第1審の判断

第1審は、本件超過利益（本件国外関連取引に係る超過利益）の発生メカニズムを明確にしたうえで、各争点について判示し、Xの請求の大部分を認容した（一部認容・一部棄却。以下、伏せ字等のため、判決文に掲載がされていない部分については、「省略」と記載する）。

(1) 本件超過利益の発生メカニズム

同判決は、本件超過利益の発生メカニズムとして、①A社に高い売上高が生じた要因及び②A社に高い売上高営業利益率が生じた要因の2点について分析し、次のように判示した。

ア A社に高い売上高が生じた要因

まず、同判決は、A社に高い売上高が生じた要因として、EU市場におけるセラミックス製DPFの需要の急増（上記2.(1)）に加え、次のような点を示した³⁰。

(ア) A社がEU市場に早期に参入したこと

「Xにおける研究開発によって得られた本件製品の製造に係る技術やノウハウ（重要な無形資産）の存在は、A社が本件製品を量産するために不可欠であった。

次に、セラミックス製DPFの製造は複数の連続した工程を経て行われるものであり、EU市場における需要の規模からしても相当規模の設備投資をする必要があったところ、A社は、初期投資〔筆者注：括弧内省略〕として〔筆者注：省略〕万円を支出した（略）。

さらに、A社が業界2番目という早さでEU市場に参入することができたのは、Xグループの統括会社であるXが、Euro規制等の動向やセラミックス製DPFに対する需要の見通しについて、競争者に先駆けていち早く察知し、……A社を設立する旨の事業計画を策定したこと（本件事業化決定）によるところが大きいといえる。〔下線は筆者〕」

(イ) 2社寡占状態により高いシェアを維持できたこと

「……ドイツの大手自動車メーカーのセラミックス製DPFに対する需要が顕著に増加した2005年（平成17年）当時、EU市場に参入していた企業がI社及びA社の先行2社しか存在せず、しかも、自動車メーカーは自動車部品の供給に係る取引先を2社以上とする2社購買制を採用していたことから、その当時にセラミックス製DPFの供給を受けようとしていたヨーロッパの自動車メーカーは、ほぼ必然的にA社と契約せざるを得ない状況にあった……このような状況の下で、A社は〔筆者注：省略〕追加の設備投資を行うことにより

³⁰ その他の要因については、判決文において伏せ字等のため掲載不能とされている。

当該メーカーが要求する生産能力を確保することを前提に、〔筆者注：省略〕本件製品の供給契約において長期の契約期間が設定された（略）。

これらの結果として、……後から EU 市場に参入する競争者にとっては自動車メーカーから受注を得るのが困難な状況が続き、これが非常に高い参入障壁となって、2社寡占状態が継続したものと認められる。〔下線は筆者〕

イ A社に高い売上高営業利益率が生じた要因

次に、同判決は、A社に高い売上高営業利益率が生じた要因として、次のような点を示した³¹。

(ア) 売上高の増大に伴う規模の利益

「一般に、事業規模が大きくなると、仕入れ単価の低減が生じるなどして売上高営業利益率の増大をもたらす傾向にある（規模の利益）ところ、労働力に比して資本設備をより多く用いる資本集約度が高い生産構造においては、生産費用のうち固定費（生産量の大小にかかわらず発生する一定の費用）の占める割合が相対的に大きいことから、売上高が伸びるほど製品1個当たりの生産に必要な費用が減少し、売上高の伸び以上に利益が増加することとなるため、損益分岐点を超えた後は急速に利益が増加し、売上高営業利益率の増大がより顕著に表れる（略）。

これを本件について見ると、……A社は、〔筆者注：省略〕多額の有形資産が計上されるとともに、本件各事業年度における総営業費用に占める減価償却費の割合も平均して〔筆者注：省略〕%に上っている〔筆者注：括弧内省略〕。これらに照らせば、本件製品の生産が資本集約度の高い生産構造によるものであることは明らかである。

そして、A社が得た売上高は、本件各事業年度のいずれにおいても、設立時の予想をはるかに上回り〔筆者注：括弧内省略〕、損益分岐点を大きく超えるものであったことから、A社の売上高営業利益率は、本件各事業年度を通じて本件比較対象法人の売上高営業利益率を大きく上回るものとなった。〔下線は筆者〕

(イ) 生産効率の向上

「……本件製品については、量産開始の当初、〔筆者注：省略〕で開発・改良された技術や工程をそのまま適用した結果、日本とポーランドにおける湿度の違いなどから、歩留率が極めて悪化する深刻な品質不良問題が発生し、A社の〔筆者注：C〕部門等においてこれに対する対策を講じた結果、歩留率は……大きく改善した（略）。」

(2) 基本的利益の算定方法の適否（争点①）

同判決は、基本的利益の算定（比較対象法人の選定）において、セラミックス製DPFの需要の急増や資本集約度の高い生産構造を考慮することの可否について、次のように判示

³¹ その他の要因については、判決文において伏せ字等のため掲載不能とされている。

した。

ア 「残余利益分割法が、重要な無形資産の寄与によって得られた利益についてこれを直接算出する方法を採用していないのは、技術やノウハウ等の無形資産については、それが法人の利益に寄与したといえる場合であってもその独自の価値を絶対的に評価することが困難である一方で、基本的活動により得られる基本的利益については、比較可能性を有する法人（比較対象法人）が類似の取引において通常得ることができる利益を参照して算出することが可能であることから、まず基本的利益を算出してこれを当該法人及び当該国外関係者に配分した上で、分割対象利益から基本的利益を除いた残余利益につき、重要な無形資産の貢献により得られた利益であると捉えて両者に配分するのが、簡明な利益の分割に資するためである（略）。〔筆者注：ホンダ事件第1審判決と同旨〕

そうすると、残余利益分割法において、比較対象法人が行う類似の取引（基本的活動）は、重要な無形資産を有しない非関係者間の取引であることが前提とされており、したがって、その取引において通常得られる利益である基本的利益も、重要な無形資産の貢献により得られる利益でないことが前提とされている（略）。〔下線は筆者〕

イ 「以上の観点から本件について見ると、……セラミックス製DPFを量産するためには、精密なセラミックス製品の製造に係る技術やノウハウ等の重要な無形資産の存在が不可欠である。したがって、セラミックス製DPFの市場に参入できるのは、このような重要な無形資産を使用することができる企業〔筆者注：括弧内省略〕のみであり、Euro規制等を契機とする需要の増加も、セラミックス製DPFを量産することが可能な〔筆者注：括弧内省略〕上記企業にのみ利益をもたらすものである。また、A社がした大規模な設備投資も、セラミックス製DPFである本件製品を大量に生産するためのものであるから、本件製品を量産するために必要である重要な無形資産の存在と、上記のようなEuro規制等を契機とする需要の増加を前提としたものということができる。

そうすると、基本的利益の算定（比較対象法人の選定）の基礎となる比較可能性の要素として、上記のようなセラミックス製DPFであるがゆえの事業内容、市場条件、生産構造（収益構造）等について類似性を求めることは、重要な無形資産を使用してセラミックス製DPFを量産できる企業が比較対象法人に選定されることを求めることにほかならず、比較対象法人が重要な無形資産を有しない者であることを要する残余利益分割法の本質と相容れないこととなってしまう、許されない（略）。〔下線は筆者〕

(3) 残余利益の分割方法の適否（争点②）

同判決は、残余利益の分割において、「重要な無形資産」以外の利益発生要因を分割要因とすることの可否及び各要因を分割要因とすることの適否について、次のように判示した。

ア 重要な無形資産以外の利益発生要因を分割要因とすることの可否

同判決は、残余利益は「重要な無形資産」以外の利益発生要因によっても発生しうるとし、これを分割要因として適切に考慮すべきである旨を示した。

「……残余利益（超過利益）をもたらした利益発生要因は必ずしも一つに限られるものではなく、重要な無形資産以外の利益発生要因が寄与していることも十分に想定し得るのであり、……本件超過利益については、X 及び A 社が保有する重要な無形資産とともに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られているものである。そして、このような他の利益発生要因の中には、法人又は国外関連者のいずれかが超過利益の発生に寄与したものとして、独立企業間価格の算定においてその寄与の程度に応じた利益を当該法人又は当該国外関連者に帰属させることが相当であると評価すべきものが含まれている可能性がある。」

そうすると、本件のように重要な無形資産とともに他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られた超過利益（残余利益）について、法人及び国外関連者に合理的に配分するためには、重要な無形資産以外の利益発生要因に関しても、当該法人又は当該国外関連者が支出した人件費の額や投下資本の額など、その寄与の程度の推測にふさわしい要素（分割要因）を適切に考慮すべきである。なお、このような重要な無形資産以外の利益発生要因の考慮は、利益分割法の一つである残余利益分割法の適用の在り方として相当であるというべきであり、また、措置法通達で定められていた残余利益分割法を平成 23 年税制改正により法定化した後の措置法施行令の規定（改正後措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ）との関係でも整合性を有する（略）。

したがって、一般に、残余利益の分割において重要な無形資産以外の利益発生要因を分割要因として考慮することは許される（略）。〔下線は筆者〕

イ A 社の本件設備投資を分割要因とすべきであること

同判決は、A 社の本件設備投資について、超過利益（残余利益）の獲得において、重要な貢献をしたことが認められるため、残余利益の分割要因とすべきである旨を示した。

（ア）「A 社による初期の設備投資は、本件製品の量産を開始し EU 市場に参入するために不可欠なものであった。また、追加の設備投資は、A 社が自動車メーカーの要求する本件製品の生産能力を確保するために不可欠であったものであるが、かかる生産能力の確保がされたために、A 社は自動車メーカーとの間で長期の契約期間による供給契約を締結することができ、2 社寡占状態を継続させて高いシェアを維持するとともに〔筆者注：省略〕ことができたのであるから、これらの利益発生要因との関係でも、追加の設備投資による貢献は重要なものであったといえる。そして、これら初期及び追加の設備投資（本件設備投資）は、本件製品の生産構造につき資本集約度を高めるものであり、損益分岐点を大きく超える売上高が得られたことと相まって規模の利益をもたらしたという点でも、重要な貢献をしたものである。」

このように、A社による本件設備投資は、本件超過利益をもたらした複数の利益発生要因に関して重要な貢献をしているものと認められるから、本件設備投資に係る減価償却費につき、……Xの研究開発費及びA社の〔筆者注：C〕部門費と同等のウエイトにより、残余利益の分割要因とする（略）。〔下線は筆者〕

(イ) 「A社の減価償却費には、重要な無形資産の開発に関するものや、基本的活動としての製造機能に関するもの〔筆者注：基本的利益の算定において既に考慮されているもの〕も含まれていることからすれば、本件超過利益の発生に寄与した減価償却費の額を算定するに当たっては、A社の減価償却費から、これらのものを控除する（略）。〔筆者注：以下、本件設備投資に係る減価償却費からこれらを控除したものを『超過減価償却費』という。〕

ウ Xの本件事業化決定は分割要因とすべきでないこと

同判決は、Xの本件事業化決定について、親会社が行う投資判断は独立企業間価格の算定において考慮すべきものではないため、残余利益の分割要因とすべきでない旨を示した。

「本件事業化決定は、Xグループを統括する親会社であるXが、ポーランドに同グループの子会社であるA社を設立する旨の事業計画を策定したというものであって〔筆者注：括弧内省略〕、その行為自体について本来A社から対価を受けるべき性質のものではなく、このようなグループ会社の親会社が行う投資判断から得られる利益は、本来、配当として子会社から親会社に還元されるべきものである。

……Xの本件事業化決定による寄与は、独立企業間価格の算定においてXに利益を帰属させるのが相当といえるものではないから、残余利益の分割要因として考慮することができない（略）。〔下線は筆者〕

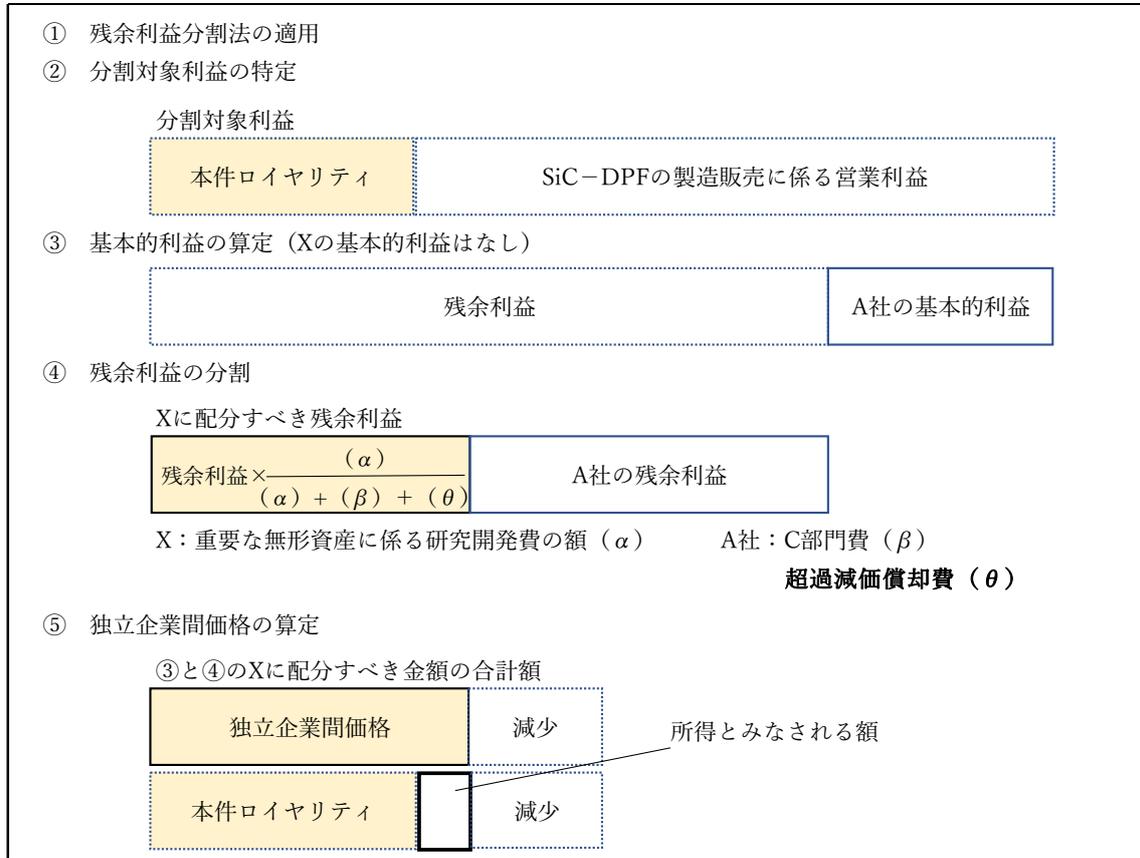
エ EU側の事情は分割要因とすべきでないこと

同判決は、EU側の事情はX又はA社による利益を得るための行為ではないため、残余利益の分割要因とすべきでない旨を示した。

「EU市場におけるセラミックス製DPFの需要の急増は、ディーゼル車の台数が多いEUにおいて、ディーゼル車が人体に深刻な影響を及ぼす粒子状物質（PM）を多く発生させるという状況を改善するためにEuro規制等が導入されたことなど、EUにおける社会経済状況の変化によってもたらされたものであり、その変化の発生についてX又はA社のいずれかが関与したものではないから、かかる需要の急増に対する寄与を観念し得るものではない。X又はA社の寄与は、かかる需要の急増という好機を活かして利益を得るためにこれらの者がどのような行為をしたのかを評価すべきである（略）。〔下線は筆者〕

以上の判断を整理すると、次のようになる。同判決は、Yが主張する独立企業間価格の算定方法（上記2.(2)）のうち、残余利益の分割要因に誤りがあったとしたうえで、分割要因にA社の本件設備投資に係る超過減価償却費を加えるべきであるとした（図表3）。

図表3 第1審が示した独立企業間価格の算定方法



(筆者作成)

6. 控訴審の判断

控訴審は、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されないこと、超過減価償却費のウェイト付け（他の分割要因である「重要な無形資産」と同等のウェイトで分割要因とすることは正当であることについて、次のように判示し、原判決を是認した（控訴棄却）。

(1) 残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されないこと

同判決は、残余利益の分割要因について、OECD 移転価格ガイドラインやわが国の規定等に照らしても、「重要な無形資産」に限定されるものではない旨を示した。

「OECD ガイドラインにおいても、残余分析（残余利益分析）においては、まず、第1段階において、各参加企業に対し、それが関わった関連者間取引に関するユニークではない貢献に対する独立企業間報酬が配分され、一般的に、各参加企業が寄与する、ユニークな価値のある貢献〔筆者注：括弧内省略〕によって創出される利益については考慮しないとされ、第2段階において、第1段階の分割後の残余利益（又は損失）を事実及び状況に係る分析に基づき各参加企業間で配分するとされている（2010 年度版ガイドライン・パラグラフ

2.121, 2017 年度版ガイドライン・パラグラフ 2.127〔筆者注：いずれも書証番号省略〕)。

これらの規定等〔筆者注：利益分割法を規定する旧租税特別措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号³², 分割要因を規定する旧租税特別措置法基本通達 (法人税編) 66 条の 4(4) - 2³³, 及び上記 OECD 移転価格ガイドライン〕は, いずれも『重要な無形資産』であるか否かを問わず, 分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因と認められる場合に限り, これを分割要因とするものであると解される。これは, ……同様の状況下にある独立企業間であれば合意により期待又は反映されるであろう利益配分に近似させるものであって, 合理的な定めであると認められる。そして, 我が国の法令においてはもちろんのこと, OECD ガイドラインをみても, 残余利益の分割要因について, 基本的には『重要な無形資産』のみをもって考慮されることが想定されているとか, 『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値 (重要性) を備えたものでなければ分割要因として考慮しないなどといったことをうかがわせる条項ないし記載はない (略)。〔下線は筆者〕

(2) 超過減価償却費のウェイト付けの正当性

同判決は, 超過減価償却費の貢献度合いは他の利益分割要因と同等であることから, 同等のウェイトで分割要因とすべきである旨を示した。

「本件設備投資の本件超過利益発生への寄与は, X の重要な無形資産及び A 社の重要な無形資産と比較しても, その利益発生の結果に対する重要性や直接性において決して劣らないものであるといえること, 本件設備投資には, セラミック製 DPF の需要の減少という市場リスクがあったものであり, そのリスク負担という点でも, X の研究開発費や A 社の〔筆者注:C〕部門費と異なるところはないことに照らして考えれば〔筆者注:括弧内省略〕, 本件設備投資に係る減価償却費につき, X の研究開発費及び A 社の〔筆者注:C〕部門費と同等のウェイトにより, 残余利益の分割要因とするのが相当である (略)。〔下線は筆者〕

第 3 節 裁判例・判決例に対する評価

これらの裁判例・判決例に対する評価は, 以下のとおりである (武田薬品事件については, 評釈が見られないため省略する)。

1. ホンダ事件

ホンダ事件判決 (第 1 審, 控訴審) における基本的利益の算定方法に関する判断については, 相当であるとする見解が多い³⁴。すなわち, 基本的利益を算定するための比較対象法人

³² 平成 23 年政令第 199 号による改正前のもの。

³³ 平成 23 年 10 月 27 日改正前のもの。

³⁴ 水野・前掲注 (25) 65 頁, 朝倉・前掲注 (25) 107 頁, 守屋・前掲注 (25) 26 頁, 佐藤・前掲注 (25) 152 頁参照。

の選定において、Yが、マナウス自由貿易地域以外に所在する法人を選定したことについて、批判がみられる。

一方、その他の見解としては、Yが、マナウス自由貿易地域で事業活動を行うことに関し、「消費地及び部品調達基地として重要なブラジル南部との距離が長いことによる輸送費や保険料の増加というマイナスの効果があり、そのマイナスの効果を補って営業利益を得るためには、相当程度の事業規模を要することとなるから、重要な無形資産を有することなく基本的な機能のみを果たす法人は、マナウス税恩典利益を享受しても高い営業利益率を得ることができない」と主張している点に着目し、事業規模によって、マナウス税恩典利益の効果が制限される可能性も考慮すべきとするものや³⁵、マナウス税恩典利益のような租税の減免措置について、市場の一要素として基本的利益に分類し、当該減免措置を受ける国側の当事者だけに帰属させることには疑問があるとするものがある³⁶。

2. TDK 事件

TDK 事件裁決における残余利益の分割要因（双方が所有する重要な無形資産の価値）に係る判断基準については、本裁決と原処分庁は同様の立場を取っているにもかかわらず、結論が異なっている³⁷。すなわち、両者とも「双方が所有する無形資産の価値を判断する要素については、法的な所有関係だけでなく、無形資産を形成等させるための活動において関連当事者の行った貢献についても勘案する必要があることから、リスク管理において、関連当事者が果たした機能等を総合的に勘案し判断」しており、単にその費用を負担しているだけでは、貢献の程度は低いものであると判断している（「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」3-13における取扱いと同旨）。

そうであるにもかかわらず、両者で結論を異にするのは、事実認定の側面において異なる判断をしたからにほかならない³⁸。この点を取り上げ、原処分庁が自らに有利な認定をすることに対する歯止めとして、本裁決の意義があるとする見解がある³⁹。

また、そのほかの見解として、費用の負担はリスク負担の一要素であるから、単なる費用負担は貢献として考慮ができず、リスク負担は貢献として考慮すべきという点には矛盾があるとするものがある⁴⁰。

³⁵ 吉村・前掲注（25）65頁参照。

³⁶ 岡村忠生「租税利益と移転価格税制（1）」税研31巻5号（2016年）81頁参照。

³⁷ 石井＝原木・前掲注（26）18頁、福島節子＝藤澤鈴雄＝水野寛＝森信夫＝遠藤克博「裁決事例に見る移転価格調査の今日的論点」国際税務30巻7号（2010年）12頁〔藤澤鈴雄発言部分〕参照。

³⁸ 石井＝原木・前掲注（26）18頁参照。

³⁹ 石井＝原木・前掲注（26）18頁参照。

⁴⁰ 福島＝藤澤＝水野＝森＝遠藤・前掲注（37）29頁〔藤澤鈴雄発言部分〕参照。

3. 日本ガイシ事件

日本ガイシ事件判決（第1審，控訴審）に対する見解として，残余利益の分割要因につき「重要な無形資産」以外のものを認めたことに意義があるとするものが多い（意義があるとしつつも批判的な見解もある）⁴¹。また，課税庁が行った移転価格課税の違法について，課税処分全体を取り消すことはせず，裁判所の判断で所得金額を再集計した初めての事例であることに意義があるとするものや⁴²，本件控訴審判決が，第1審で明らかにされていなかった超過減価償却費のウェイト付けの正当性について，真正面から認定・判断している点に意義があるとするものがある⁴³。

本判決の残余利益分割法の具体的算定方法に対する見解は，主に次の3つに分類できる。

① EU市場の状況や2社寡占状態から生じた利益については，基本的利益の算定において考慮することはできないものの，これらに寄与した本件設備投資に係る減価償却費は，残余利益の分割要因として考慮すべきとするもの（本判決を妥当とするもの）⁴⁴。

② 投資判断による貢献として「超過減価償却費」を考慮するのであれば，基本的利益の算定において考慮し，残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定すべきとするもの⁴⁵。加えて，Xの投資判断についても分割要因として考慮すべきとするものも存する⁴⁶。

③ 本件設備投資のような減価償却資産（ルーチン資産）から残余利益が生ずることはなく，「重要な無形資産」のみを分割要因とすべきとするもの（Yの主張を妥当とするもの）⁴⁷。

上記①の見解は，残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されないとする本判決の判断を肯定するものであり，上記②及び③の見解は，分割要因は「重要な無形資産」に限定されるとする従来の裁判例・裁決例を肯定し，本判決の判断を否定するものである。

以上が，前記の裁判例・裁決例に対する評価である。

第4節 本論文の問題意識

移転価格税制の適用において，国外関連取引に「重要な無形資産」が活用されている場合には，独立企業間価格を算定・検証するための比較可能性を有する取引（比較対象取引）を

⁴¹ 中村・前掲注（28）1394頁，辻・前掲注（28）171頁，南・前掲注（28）75頁，大野・前掲注（28）59頁，林・前掲注（28）3頁参照。

⁴² 大野・前掲注（28）59頁，62頁参照。

⁴³ 南・前掲注（28）83頁参照。

⁴⁴ 大野・前掲注（28）60-61頁，林・前掲注（28）3頁，南・前掲注（28）103-105頁参照。

⁴⁵ 中村・前掲注（28）1395頁，辻・前掲注（28）171頁参照。

⁴⁶ 中村・前掲注（28）1395頁参照。

⁴⁷ 川端・前掲注（28）11頁参照。

見出すことが困難となる⁴⁸。そのため、取引結果の利益に着目した利益分割法が有力となりうる⁴⁹。とりわけ、近時の大型課税処分事案では、利益分割法の一つである残余利益分割法の適用が目立つ。

残余利益分割法は、その算定方法が明文化されており、①基本的利益の算定及び②残余利益の分割という2つのプロセスから成り立っている（租税特別措置法施行令39条の12第8項1号ハ）。しかし、前記の裁判例・裁決例で争われているとおり、実際にはそれぞれのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮すべきかという問題が生じる。

この問題に対処するためには、残余利益分割法を適用する際の個別具体的な要素に関し、次の点を明らかにする必要がある。

- ① 基本的利益の算定において考慮すべき要素
- ② 残余利益の分割要因として考慮すべき要素

そこで、本論文では、残余利益分割法の適用上、これらの要素をいかに考慮すべきかを明らかにするため、その指針とすべき具体的算定方法を検討する。

第5節 小括

1. 残余利益分割法の適用をめぐる裁判例・裁決例の争点

本章では、独立企業間価格の適否をめぐり、残余利益分割法の具体的算定方法が争われた代表的な裁判例・裁決例を取り上げた。いずれの事案についても、納税者の請求の全部又は一部が認められていることから、課税庁の残余利益分割法の適用には誤りが認められる。

前記のとおり、残余利益分割法の問題点は、①基本的利益の算定及び②残余利益の分割の2つのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮すべきかという点に尽きる。

例えば、①基本的利益を算定するための比較対象法人の選定については、ホンダ事件では、マナウス税恩典利益の享受を考慮すべきか否かが争われており、日本ガイシ事件では、Euro規制等を契機とするSiC-DPFの需要の急増を考慮すべきか否かが争われている。

また、②残余利益の分割については、TDK事件では、国外関連者が負担した研究開発費を両当事者のどちらの分割要因とすべきかが争われており、武田薬品事件では、内国法人が負担した臨床試験費を両当事者のどちらの分割要因とすべきかが争われている。そして、日本ガイシ事件では、国外関連者による設備投資や、内国法人（親会社）による投資判断等を分割要因として考慮すべきか否かが争われている。

2. 残余利益分割法の問題点に対するアプローチ

上記争点のように、残余利益分割法は、納税者と課税庁それぞれが、個別具体的な要素を

⁴⁸ 山川・前掲注(1)87頁、中里・前掲注(1)31頁、横澤・前掲注(1)126頁参照。

⁴⁹ 山川・前掲注(1)87頁、中里・前掲注(1)31頁、移転価格税制の適用に当たっての参考事例集[事例1](参考2)参照。

自らに有利な算定結果となるように考慮する主観的・恣意的な解釈適用がされかねない。

この問題に対処するためには、残余利益分割法を適用する際の個別具体的な要素に関し、①基本的利益の算定において考慮すべき要素及び②残余利益の分割要因として考慮すべき要素について明らかにする必要がある。

そこで、本論文では、残余利益分割法の適用をめぐる争われた4つの裁判例・裁決例、とりわけ、日本ガイシ事件判決の判断枠組みを基にしつつ、適用に係る見解を整理したうえで、指針とすべき具体的な算定方法を検討する。

ただし、残余利益分割法は、独立企業間価格の算定方法の一つでしかないことから、その適用について検討するにあたっては、まず、移転価格税制の全体像を概観する必要がある。

そこで、次章では、わが国の移転価格税制の概要について整理する。

第2章 わが国の移転価格税制の概要

本章では、わが国の移転価格税制の概要について整理する。具体的には、移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨を確認したうえで、その後の沿革と OECD 移転価格ガイドラインの関係について整理する。そのうえで、移転価格税制の仕組みについて法令とともに確認する。

なお、本論文では、これらの主な焦点について、独立企業間価格の算定方法に関するものに絞る。

第1節 移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨

1. 国際的な所得移転と移転価格税制

企業グループ間の取引においては、種々の理由から、相互に独立した当事者間で通常設定される価格（独立企業間価格）とは異なる価格で取引を行う傾向がある⁵⁰。この傾向は、近年の企業の多国籍化に伴い、国際的な取引においても顕著になりつつある⁵¹。このように、独立企業間価格とは異なる価格で国際取引が行われた場合、一方の国の企業の所得が、他方の国の企業の所得に移動することとなり、独立企業間価格で取引が行われた場合と比して、国家の税収が増減することとなる⁵²。移転価格税制は、このような国際的なグループ間取引によって、自国の税収が減少することを防止するために必要な税制である⁵³。

2. 導入の契機

(1) 米国の日本に対するダンピング疑惑と移転価格課税

1970年代の日米貿易摩擦の中、日本の自動車メーカーは、米国の関税局からダンピング（不当に安い価格で輸出すること）の疑いをかけられるとともに、その疑惑を晴らすための資料提出を求められた（日本市場と比べればむしろ高い価格であったと考えられている）⁵⁴。ところが、当該資料が米国関税局から IRS（米国内国歳入庁）にも回付されることとなり、IRS は、日本の自動車メーカーの米国子会社が、不当に高額な取引価格で親会社から仕入れを行うことで、米国に納めるべき所得税を免れているとして、トヨタ、日産、ホンダの米国子会社に対し、合計で数千億円単位の移転価格課税による申告漏れを指摘した⁵⁵。

(2) 米国の移転価格課税に対する日本の対応

⁵⁰ 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）600頁参照。

⁵¹ 金子・前掲注（50）600頁参照。

⁵² 金子・前掲注（50）600頁参照。

⁵³ 金子・前掲注（4）363頁参照。

⁵⁴ 駒宮史博「移転価格税制の導入」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣、2010年）232頁参照。

⁵⁵ 駒宮・前掲注（54）232頁参照。

米国による日本の自動車メーカーに対する移転価格課税は、次の理由から、日本政府に対しても大きな影響を与えるものであった⁵⁶。

① 日本の自動車メーカーの米国子会社に対して多額の追徴課税が行われた場合、対応的調整（国家間の二重課税の排除）によって、日本政府から親会社に対して多額の還付税額を支払う必要が生ずること⁵⁷。

② 日本と米国の法人税率にさしたる違いはなかったことから、日本の親会社が、租税回避目的で価格調整を行うことは想定されないこと⁵⁸。

そのため、日本政府は、米国との対応的調整に備えて国内法を整備することとした⁵⁹。また、その過程において、日本に移転価格税制がないままでは、米国の移転価格課税に対して一方的に対応的調整を行う立場となり、対等な交渉ができないと判断し、移転価格税制の導入を検討することとした⁶⁰。

3. 現行制度下での対処の検討

わが国では、移転価格税制の導入に際し、新たに移転価格税制を創設することなく、現行の法人税制度の枠組みの中で、同様の課税を行うことの可否について検討がなされた⁶¹。具体的には、次の規定によって対処することが検討されていた⁶²。

- ① 課税所得計算の通則（法人税法 22 条）
- ② 寄附金の損金不算入（法人税法 37 条）
- ③ 同族会社の行為又は計算の否認（法人税法 132 条）
- ④ 外国子会社合算税制（租税特別措置法 66 条の 6～9）

しかしながら、これらの規定によって、グループ間取引の価格設定を通じた国外への所得移転に対処するには、次のような問題があった。

第 1 に、①課税所得計算の通則は、無償取引に係る収益の額について、益金に算入すべき旨を定めている。そして、②寄附金は一定額を超えた部分について、損金不算入となる旨を定めている。一見、これらの規定によって所得移転の問題にも対処できるように見られるが、①は、無償取引について具体的な測定基準が定められておらず、価格設定を規制するには不

⁵⁶ 駒宮・前掲注（54）232 頁参照。

⁵⁷ 駒宮・前掲注（54）232 頁参照。

⁵⁸ 駒宮・前掲注（54）232 頁参照。

⁵⁹ 駒宮・前掲注（54）232 頁参照。

⁶⁰ 駒宮・前掲注（54）233-234 頁参照。

⁶¹ 駒宮・前掲注（54）234 頁参照。

⁶² 国税庁編『改正税法のすべて 昭和 61 年版』（大蔵財務協会，1986 年）192-193 頁，羽床正秀編『令和 2 年版 移転価格税制詳解～理論と実践ケース・スタディ～』（大蔵財務協会，2020 年）5 頁参照。

十分であること、②は、価格設定は寄附とは概念が異なることや、一定の限度内で損金算入が認められていること等から、移転価格の問題に対処し得るものではなかった⁶³。

第2に、③同族会社の行為又は計算の否認は、グループ間取引の価格設定について、不自然・不合理とまではいえないことも想定されることから、必ずしも適切に移転価格の問題に対処し得るものではなかった⁶⁴。

第3に、④外国子会社合算税制は、外国子会社が特定外国子会社等に該当しない場合は合算課税の対象とならないことや、特定外国子会社等の留保利益のうち親会社の持株割合に応じた部分のみが合算され、所得移転の全てが対象とはならないこと等の問題があった⁶⁵。

このように、現行の法人税制度の枠組みの中で、移転価格の問題に十分に対処することは困難な状況であった。

4. 昭和61年度税制改正による導入

このような背景に加えて、わが国の経済の急速な国際化に伴う所得移転に対応するため、昭和61年度の税制改正において移転価格税制が導入された⁶⁶。昭和60年12月に開催された昭和61年度の税制改正に関する答申では、導入の趣旨について「近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関連企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となつてきているが、現行法では、この点についての十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既に、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立つて、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引を行つた場合の課税所得の計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」⁶⁷と述べられている。

なお、同税制は、昭和57年(1979年)のOECD租税委員会の「移転価格と多国籍企業」と題する報告書を基礎として制定されている⁶⁸。

以上の経緯及び立法趣旨をもって、わが国に移転価格税制が導入された。

第2節 OECD 移転価格ガイドラインと移転価格税制の沿革

⁶³ 国税庁・前掲注(62)193頁、羽床・前掲注(62)5-6頁参照。

⁶⁴ 国税庁・前掲注(62)193頁、羽床・前掲注(62)6頁参照。

⁶⁵ 国税庁・前掲注(62)193頁、羽床・前掲注(62)6頁参照。

⁶⁶ 国税庁・前掲注(62)192-194頁参照。

⁶⁷ 税制調査会「昭和61年度の税制改正に関する答申」(1985年)5頁。

⁶⁸ 国税庁・前掲注(62)190頁、南繁樹「わが国の移転価格税制の概要とBEPS対応」金子宏監『現代租税法講座 第4巻 国際課税』(日本評論社、2017年)253頁参照。

1. 移転価格税制における OECD 移転価格ガイドラインの位置付け

(1) OECD 移転価格ガイドラインの公表

1979年にOECD租税委員会が公表した「移転価格と多国籍企業」に対し、その後の近年の経済の国際化や各国の課税権確保に関する明確な認識、各国の国際経済の進展状況・内外資本の状況を踏まえた移転価格に対する考え方のばらつきの発生等から見直しの必要性が指摘されるようになった⁶⁹。これに対し、OECD租税委員会は、1993年から改訂に着手し、1995年7月に「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針（以下『OECD移転価格ガイドライン』という。）」の第1章から第5章を、1996年に第6章及び第7章を、1997年に第8章を公表した⁷⁰。

(2) わが国の移転価格税制における位置付け

後記のとおり、わが国の移転価格税制は、OECD移転価格ガイドラインの主要な改訂に対応して制度改正がなされている⁷¹。しかしながら、その全てについて適時に改正が行われるわけではないし、わが国の法令においては、異なる規定がされている場合も考えられる。

この点について、ホンダ事件の第1審判決では⁷²、「我が国の移転価格税制の規定の解釈適用に当たっては、我が国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚するものであることに配慮しなければならないのであって、具体的には、我が国の移転価格税制と諸外国の移転価格税制との間の整合性を確保するため、独立企業原則の見地から独立企業間価格の算定に当たり考慮すべき事項及び採り得る手段について記載しているOECD租税委員会の上記報告書及び同報告書の各章を1995年（平成7年）以降順次改訂したものである『多国籍企業と税務当局のための移転価格の算定に関する指針』（移転価格ガイドライン）の記載を踏まえてしなければならないというべきである。」と明確に判示されており、同控訴審判決でもこれが支持されている。

すなわち、わが国の移転価格税制の解釈適用において、法令上、同ガイドラインの記載内容と同様の規定が存在しない又は異なる規定がされている等の場合であっても、同ガイドラインの内容については、解釈上の根拠となりうると思われる⁷³。

他方、高松高裁平成18年10月13日判決（今治造船事件⁷⁴）及び東京高裁平成25年3月

⁶⁹ 羽床・前掲注（62）31頁参照。

⁷⁰ 羽床・前掲注（62）31頁参照。

⁷¹ 藤枝＝角田・前掲注（6）220頁、山川・前掲注（1）19頁参照。

⁷² 東京地判平成26年8月28日・前掲注（25）。控訴審は、東京高判平成27年5月13日・前掲注（25）。

⁷³ 同旨の見解として、藤枝＝角田・前掲注（6）222頁、南・前掲注（68）256頁参照。

⁷⁴ 高松高判平成18年10月13日訟月54巻4号875頁。第1審は、松山地判平成16年4月14日訟月51巻9号2395頁。

28 日判決(パシフィック・フルーツ事件⁷⁵)では, 同ガイドラインを根拠とすることに関し, 消極的な態度が示されている⁷⁶。

2. 平成 16 年度税制改正

わが国では, 平成 16 年(2004 年)度の税制改正によって, 独立企業間価格の算定方法として取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method, 以下「TNMM」という。)が導入された。同改正は, OECD 移転価格ガイドライン(1995 年)の内容に対応するものとなっている。

TNMM は, 1994 年に米国において導入された利益比準法(以下「CPM」という。)を基礎としている⁷⁷。CPM は, 比較対象の法人又は事業セグメント単位の営業利益率との比較により独立企業間価格を算定するものであるが, OECD からこのような比較はラフ過ぎるのではないか等の指摘があり, 米国と OECD の意見の対立を調整した結果, 取引単位での営業利益率を比較する方法(TNMM)が同ガイドラインに定められることとなった⁷⁸。

納税者は, TNMM が導入されたことによって, 公開データによる営業利益を基に自らの価格設定の適正性を検証することが可能となった⁷⁹。

3. 平成 23 年度税制改正

平成 23 年度税制改正では, 平成 22 年(2010 年)の OECD 移転価格ガイドライン改訂に伴い, 独立企業間価格の算定方法に関し, 大きく次の 2 つについて改正がなされた。

(1) 最適方法ルールの導入

これまでのわが国の移転価格税制においては, OECD 移転価格ガイドライン(1995 年)において独立企業間価格の算定方法につき適用上の優先順位が設けられていたのと同様に, 独立企業間価格の算定方法について, 独立価格比準法, 原価基準法及び再販売価格基準法

⁷⁵ 東京高判平成 25 年 3 月 28 日税資 263 号順号 12187。第 1 審は, 東京地判平成 24 年 4 月 27 日訟月 59 卷 7 号 1937 頁。

⁷⁶ ホンダ事件(第 1 審・控訴審)の裁判長らが多数の税務事案を担当しているのに対し, パシフィック・フルーツ事件控訴審を担当した裁判長は, それほど税務事案の経験を有していなかった点が遠因であるとする見解として, 藤枝=角田・前掲注(6) 222 頁参照。

⁷⁷ 駒宮・前掲注(54) 248-250 頁, 藤枝=角田・前掲注(6) 316 頁参照。

⁷⁸ 駒宮・前掲注(54) 250 頁, 渡辺裕泰「無形資産が絡んだ取引の移転価格課税—TNMM(取引単位営業利益法)導入の必要性」中里実=神田秀樹編『ビジネス・タックス』(有斐閣, 2005 年) 447 頁, 本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』(大蔵財務協会, 2010 年) 672 頁〔飯守一文執筆部分〕等参照。

⁷⁹ 羽床・前掲注(62) 414 頁参照。

(以下「基本三法」という。)を優先適用し、利益法(利益分割法及び TNMM)については、基本三法を用いることができない場合に限り適用されることとされていた⁸⁰。

その後、平成 22 年(2010 年)に同ガイドラインは改訂され、「移転価格算定方法の選択は、特定の事案において最も適切な方法を見出すことを常に目指している。」(パラグラフ 2.2)と規定された⁸¹。すなわち、独立企業間価格の算定方法についての優先順位を撤廃し、最適な方法を用いること(最適方法ルール)が国際標準とされることとなった。

同ガイドラインの改訂を反映した平成 23 年度税制改正により、わが国の独立企業間価格の算定方法についても、最適方法ルールが導入された⁸²。

(2) 利益分割法の明確化

これまで、独立企業間価格の算定方法の 1 つである利益分割法は、基本三法に劣後するその他の算定方法として、租税特別措置法施行令において定められていた⁸³。その後、OECD 移転価格ガイドライン(1995 年)に対応した結果、平成 12 年(2000 年)の租税特別措置法関係通達(法人税編)の改正によって、利益分割法の下位分類である比較利益分割法及び残余利益分割法が規定された⁸⁴。この際、法令の改正がなされなかったことについて「立法担当者が、わが国の移転価格税制上の利益分割法が、すでに OECD 移転価格ガイドラインに則っていると理解していたことを意味する⁸⁵」とみる見解がある。

しかしながら、とりわけ、残余利益分割法については、法令に規定がないにもかかわらず大型の課税処分事案に多用される傾向にあったことから、租税法律主義違反の疑義が指摘されていた⁸⁶。

⁸⁰ 財務省「平成 23 年度税制改正の解説」(2011 年)495 頁参照。

⁸¹ 2010 年の同ガイドライン改訂における最適方法ルールの採用の背景は、国際的な執行の実態として、基本三法の適用が困難であり、利益法が適用される場面が増加していることにあるとされている。藤枝純＝南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第 2 回)」国際商事法務 39 卷 11 号(2011 年)1604 頁参照。

⁸² 財務省・前掲注(80)495 頁参照。

⁸³ 国税庁・前掲注(62)204 頁参照。立法担当者は、基本三法の適用が困難な場合に用いられる「ラストリゾート」として利益分割法を規定していた。

⁸⁴ 藤枝＝角田・前掲注(6)222 頁、望月文雄『日米移転価格税制の制度と適用—無形資産取引を中心に』(大蔵財務協会、2007 年)519 頁参照。

⁸⁵ 望月・前掲注(84)519 頁。望月文雄は、わが国は同ガイドラインの公表を契機に利益分割法に関する税制改正を行わず、国税庁による法令解釈通達等の整備を行うことで同ガイドラインの考え方を導入することを選択したと解している。

⁸⁶ 藤枝・前掲注(3)681-682 頁、望月・前掲注(84)521 頁、高久隆太「移転価格税制を巡る諸問題(3)」税経通信 62 卷 5 号(2007 年)33 頁、太田洋＝手塚崇史「国際租税訴訟

平成 23 年度税制改正においては、最適方法ルールの採用を踏まえると「このような仕組みの下では利用可能な独立企業間価格の算定方法が一覧できることが望ましい⁸⁷」とされ、租税特別措置法施行令において、比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法の 3 つの算定方法が定められることとなった。したがって、同改正により租税法律主義違反の疑義について、一応は解消がなされた⁸⁸。

4. 令和元年度改正

令和元年度改正では、BEPS への対処を踏まえて平成 29 年（2017 年）に改訂がなされた OECD 移転ガイドラインの規定に沿って、いくつかの移転価格税制の見直しが行われた。

(1) BEPS への対処

近年、一部の多国籍企業が、費用分担契約等によって重要な無形資産をタックスヘイブンや軽課税国に移転した結果、当該無形資産から生じる巨額の所得について、租税条約や関係各国の租税制度の抜け穴によって、いずれの国・地域でも課税されない、あるいは租税負担が著しく軽減される結果となる「税源浸食と利益移転」（Base Erosion and Profit Shifting, 以下「BEPS」という。）が重大な問題となっていた⁸⁹。

この問題に対処するため、平成 24 年（2012 年）、OECD 租税委員会は「BEPS プロジェクト」を立ち上げ、多国間協調による国際課税ルールの再構築を目指して 15 の行動計画を策定するとともに、各行動計画に基づく勧告を盛り込んだ最終報告書を平成 27 年（2015 年）に公表した⁹⁰。この行動計画においては、移転価格の問題につき、無形資産の定義の明確化、評価困難な無形資産（Hard-to-value intangibles：HTVI）の移転に関するルール策定等が掲げられた⁹¹。そして、この取組みの結果は、BEPS プロジェクトの最終報告書（行動 8-10「移転価格税制と価値創造の一致」）として取りまとめられ、平成 29 年（2017 年）、同最終報告

の裁判例分析—移転価格税制」中里実＝太田洋＝弘中聡浩＝宮塚久編『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣，2010 年）123-124 頁参照。

⁸⁷ 財務省・前掲注（80）496 頁。

⁸⁸ 藤枝＝南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～（第 1 回）」国際商事法務 39 巻 10 号（2011 年）1400 頁参照。

⁸⁹ 藤枝＝角田・前掲注（6）2 頁参照。

⁹⁰ 浅川雅嗣「BEPS プロジェクトの軌跡と展望」国際税務 36 巻 1 号（2016 年）26 頁，財務省「令和元年度税制改正の解説」（2019 年）591 頁参照。

⁹¹ OECD「Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, Actions 8-10 - 2015 Final Reports」（OECD HP）参照。https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/aligning-transfer-pricing-outcomes-with-value-creation-actions-8-10-2015-final-reports_9789264241244-en（2023 年 3 月 15 日最終確認）。

書の内容に沿って、OECD 移転価格ガイドラインの改訂がなされた⁹²。

令和元年度税制改正では、同ガイドラインの改訂を受け、独立企業間価格の算定に関し、大きく次の3点について改正がなされた。

(2) 無形資産の明確化

令和元年度改正前の移転価格税制においては、「無形資産」に言及した規定があるものの、法令上、その定義は明らかではなかった⁹³。令和元年度改正により、「無形資産」は、租税特別措置法 66 条の 4 第 7 項 2 号において「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう（略）。）〔傍点は筆者〕」と定められた。

なお、無形資産の詳細については、第 4 章で別途検討する。

(3) DCF 法の導入

OECD 移転価格ガイドラインでは、従前から、取引時の無形資産の価値を評価することが困難な場合の解決策として、予想収益を基に取引時における無形資産の価値を評価することで独立企業間価格を算定するディスカウント・キャッシュ・フロー法（Discount Cash Flow Method, 以下「DCF 法」という。）が容認されていた（2010 年 OECD 移転価格ガイドライン・パラグラフ 6.29）。

さらに、2017 年 OECD ガイドラインにおいては、DCF 法について「その他の移転価格算定手法に比べてより信頼性が高いと証明される場合もあり、特に、信頼し得る比較可能な非関連者間取引が存在しない場合に当てはまる」（パラグラフ 6.162）とされるとともに、適用に関する要素の詳細についても、追加がなされている。

わが国の独立企業間価格の算定においては、従前から、DCF 法の取扱いが不明確な状態であったことから、令和元年度税制改正において、DCF 法が導入された⁹⁴。

(4) 評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入

2017 年 OECD ガイドラインにおいて、移転価格税制の対象となる無形資産のうち一定の要件を満たすものは、評価困難な無形資産 (HTVI) と位置付けられた (パラグラフ 6.189)。また、HTVI に係る移転価格の適切性を検証しようとする場合において、税務当局は納税者

⁹² 財務省・前掲注 (90) 591 頁参照。

⁹³ 藤枝＝角田・前掲注 (6) 128 頁参照。「無形資産」に言及している法令上の規定として、同時文書化を定めた改正前租税特別措置法施行規則 22 条の 10 第 5 項、同法施行規則 22 条の 10 の 5 第 1 項 3 号が存していた。

⁹⁴ 財務省・前掲注 (90) 592 頁参照。実際のわが国の税務調査では、課税庁から法人に対し、DCF 法を適用した結果の提出を求めるケースも少なくないとする指摘として、藤森康一郎『実務ガイダンス 移転価格税制〔第 5 版〕』（中央経済社、2017 年）317 頁参照。

が提供する情報に依存せざるを得ない（納税者と税務当局の情報の非対称性）という問題の存在が指摘されていた（パラグラフ 6.186）⁹⁵。

同ガイドラインでは、この問題への対応策として、HTVI に係る移転価格の算定に用いた事前の予測に対して事後の結果に相違があり、それが予見不能な事象等によるものではない場合には、当初の移転価格（独立企業間価格）が適切に算定されていなかったという推定証拠となり、税務当局は、事後の結果や納税者が知り得た情報等を勘案して移転価格を再評価することを認める「評価困難な無形資産アプローチ」（HTVI アプローチ）の導入が勧告されている（パラグラフ 6.187, 6.192）⁹⁶。

これを受けて、わが国の移転価格税制においては、法人が行った特定無形資産（評価困難な無形資産）国外関連取引について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項（当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限り。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長はその相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性を勘案して算出した金額を独立企業間価格とみなして、法人の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができることとされた（租税特別措置法 66 条の 4 第 8 項）。

以上が、OECD 移転価格ガイドラインとわが国の移転価格税制の沿革である。

第 3 節 移転価格税制の仕組みと法令上の取扱い

本節では、移転価格税制の具体的な仕組みとその法令上の取扱いについて、法令の条文に照らしながら整理する。また、法令以外の関連文書の位置付けについても整理する。

1. 移転価格税制の枠組み

(1) 基本規定と適用要件

わが国の移転価格税制の基本規定は、租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項に置かれており、次のように規定されている（括弧書について省略）。

「法人が、昭和 61 年度以後に開始する事業年度において、当該法人に係る国外関連者との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。」

したがって、移転価格税制は、法人が国外関連者から支払を受ける対価が独立企業間価格に満たない場合（益金の不足）、又は法人が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格

⁹⁵ 財務省・前掲注（90）594 頁参照。

⁹⁶ 財務省・前掲注（90）594 頁参照。

を超える場合（損金の過大）にのみ適用されることとなる。すなわち、わが国から国外への所得移転のみが対象とされており、国外からわが国への所得移転は対象とされていない。

移転価格税制は、このような場合において、その取引（国外関連取引）を独立企業間価格で行われたものとみなして、実際の取引価格との差額について課税するというものである。

また、移転価格税制は、独立企業間価格という観念を中心として構築されていることから、その算定方法が最も重要な問題であると考えられている⁹⁷。

(2) 租税条約との関係

OECD モデル租税条約 9 条（以下「特殊関連企業条項」という。）は、特殊関連企業間の取引について、独立企業間の取引と異なる条件が付されている場合には、その条件がなければ一方の企業に生じたはずの利益を当該企業の利益に含めて課税できる旨を定めている⁹⁸。そして、わが国が締結している租税条約についても、全て同様の規定が設けられている⁹⁹。

特殊関連企業条項は、移転価格税制と同様の内容を持っていることから、租税条約の締結国は国内立法が不要であるとする見解（自己執行説¹⁰⁰）と、国内立法措置が必要であるとする見解（国内立法必要説¹⁰¹）とが存する。この点、わが国は移転価格税制を導入していることから、国内立法必要説に立っていると解することができる。

2. 移転価格税制の適用対象

移転価格税制は、法人が「国外関連者」との間で行った「取引」（国外関連取引）に対し、適用される（租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項）。したがって、これらの意義が重要となる。

(1) 国外関連者

⁹⁷ 金子・前掲注（4）372 頁，増井＝宮崎（4）205 頁参照。

⁹⁸ OECD 「Model Tax Convention on Income and on Capital 2017 (Full Version) Article 9 Associated enterprises」 (OECD HP) 参照。 <https://read.oecd.org/10.1787/64c1a893-en?format=read#page1> (2023 年 3 月 15 日最終確認)。和訳について、金子・前掲注（4）366-367 頁参照。

⁹⁹ 金子・前掲注（4）367 頁参照。

¹⁰⁰ 金子・前掲注（4）368 頁，植松守雄＝小松芳明＝平石雄一郎＝武田昌輔「(座談会) 移転価格税制の問題点をさぐる (上)」国際税務 5 巻 10 号 (1985 年) 31-32 頁〔植松守雄発言部分〕参照。

¹⁰¹ 金子・前掲注（4）368-370 頁，植松＝小松＝平石＝武田・前掲注（100）31-33 頁〔小松芳明発言部分〕参照。金子宏は、租税法律主義の観点から国内立法必要説を根拠付けることも可能としている。また、移転価格税制は特殊関連企業条項の執行であるとする見解を採っている。

同項において、国外関連者とは「外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係……のあるものをいう（略）。」と規定されている。また、政令（租税特別措置法施行令39条の12第1項各号）の内容を整理すると、次のようになる（以下、発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額について「発行済株式等」という（同項1号））¹⁰²。

- ① 発行済株式等の総数の50%以上の直接又は間接保有関係
- ② 同一の者（個人を含む。）によって発行済株式等の50%以上の直接又は間接保有関係
- ③ 役員派遣、取引依存、資金提供等の事実により、事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係

なお、これらの関係は、2つの法人について一方の法人と他方の法人のどちらも含まれる。したがって、内国法人が、外国法人との間でこれらの関係にある場合には、いずれの立場であっても相手方は国外関連者に該当する。これらの関係の典型例としては、親子会社（①）や兄弟会社（②）等が挙げられる。

ところで、発行済株式等の保有関係は、50%超ではなく、50%以上とされている。その理由については必ずしも明らかになっておらず、支配によって独立企業間価格が操作されるのであれば、立法政策上、50%超の方が適切であるとの指摘がある¹⁰³。実際に、50%の保有関係において移転価格税制が適用された事例として、第1章第1節で取り上げた武田薬品事件（50対50で設立したジョイント・ベンチャーとの取引）が挙げられる¹⁰⁴。

(2) 国外関連取引

同法66条の4第1項において、移転価格税制の適用対象となる取引（国外関連取引）とは、国外関連者との間で「資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）をいうと規定されている。また、政令（同法施行令施行令39条の12第5項）によって除かれる取引とは、恒久的施設を有

¹⁰² 条文内容の整理について、藤枝＝角田・前掲注（6）15頁参照。

¹⁰³ 藤枝＝角田・前掲注（6）15頁参照。

¹⁰⁴ 国税不服審判所裁決平成25年3月18日・前掲注（27）。50対50の合弁会社との取引価格は、実際には、相手方との交渉等で決まることが多いとする指摘として、藤枝＝角田・前掲注（6）15頁、太田＝手塚・前掲注（86）92頁参照。なお、共同出資による設立の場合には、取引条件の交渉等の過程についても考慮される旨が「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」3-2(3)ロに示されている。

する外国法人が、日本において法人税を課される場合の国内源泉所得（ただし、租税条約の規定により、法人税が軽減又は免除される所得は除かれる。）に係る取引とされている。

このように、国外関連取引の範囲には、有形資産の販売や海外における技術支援のような役務提供が含まれることは明らかであると考えられる¹⁰⁵。しかしながら、無形資産を用いた取引については、特許権や商標等の法的保護を受けているもの、生産方式や販売に係るノウハウ、事業再編に係る機能の国際移転など、どこまでが範囲に含まれるのか検討を要する¹⁰⁶。

近年、移転価格税制の運用実務は、無形資産取引が中心となってきており、その重要性が高まっている¹⁰⁷。

3. 関連文書の位置付け

わが国の移転価格税制の仕組みは、租税特別措置法から始まり、租税特別措置法施行令、租税特別措置法施行規則までが司法判断に対する拘束力を持つ法規範である¹⁰⁸。その傍ら、関連文書としては、他の税法と同様に法令解釈である「租税特別措置法関係通達（法人税編）」があるだけでなく、そのほかにも「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」や「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」等の膨大な関連文書が存する¹⁰⁹。

(1) 移転価格事務運営要領（事務運営指針）

「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という¹¹⁰。）は、平成13年、移転価格税制に関する事務運営の指針を整備することで、その適用・円滑な執行を図ることを目的として制定された。事務運営指針は、上記法規範及び関連文書のうち、実務において最も重要な役割を果たしていると考えられている一方、次のような問題点が指摘されている¹¹¹。

1つは、租税法律主義の問題である。すなわち、事務運営指針という準則によって、課税

¹⁰⁵ 本庄・前掲注（78）598頁〔居波邦泰執筆部分〕参照。

¹⁰⁶ 本庄・前掲注（78）598頁〔居波邦泰執筆部分〕参照。

¹⁰⁷ 藤枝＝角田・前掲注（6）25頁参照。

¹⁰⁸ 志賀櫻『国際租税法の理論と実務』（民事法研究会，2011年）280頁参照。

¹⁰⁹ そのほかの関連文書として、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）作成に当たっての例示集」，「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）」，「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」等が存する。これらは独立企業間価格の算定方法に関するものではないため、本論文では省略する。

¹¹⁰ 国税庁「移転価格税制事務運営要領の制定について（事務運営指針）」（国税庁 HP）。
<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/010601/00.htm>（2023年3月15日最終確認）。

¹¹¹ 志賀・前掲注（108）281頁参照。

実務が左右されること自体に問題があるとするものである（通達にも同様の問題がある）¹¹²。裁判例・裁決例においても、事務運営指針は関係法令等として参照され、その内容について相当であると判断されていることから¹¹³、納税者においても十分に確認する必要がある。

2つは、事務運営指針の内容が、抽象的な表現となっていることにより、必ずしも納税者又は税務調査官において、十分に理解することができるとは限らないとするものである¹¹⁴。実際の税務調査においても、各調査官の理解度には顕著なばらつきが認められるとされている¹¹⁵。

(2) 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集

「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」（以下「参考事例集」という¹¹⁶。）は、平成19年6月、事務運営指針が改正された際に、その別冊の位置付けとして公表がなされた。

その趣旨については「移転価格事務運営要領（事務運営指針）の適用上のポイントを示す観点から、一定の前提条件を置いた事例の下での移転価格税制上の取扱いを取りまとめたものである」とされており（参考事例集〔留意事項〕）、具体的な内容としては、①独立企業間価格の算定方法の選定、②独立企業間価格の算定方法の適用等に係る留意事項、③事前確認の3点について、各々細分化された事例とその解説が示されている。

なお、参考事例集の位置付けについては「実際の移転価格調査又は事前確認審査に当たっては、本事例集の内容を参考としつつ、移転価格事務運営要領……の規定に基づき、個々の事案ごとに国外関連取引の実態を的確に把握することにより、移転価格税制上の問題の有無を判断し、最も適切な独立企業間価格の算定方法を選定してその的確な適用を図る」とこととされているため（同留意事項）、納税者は、事務運営指針とともにこの内容にも留意する必要がある。

第4節 小括

¹¹² 志賀・前掲注（108）281頁参照。志賀櫻は、事務運営指針の位置付けについて、最も重要な役割を果たしているとしながらも「通達レベルに過ぎない準則」と評している。

¹¹³ 例えば、第1章第1節で取り上げたTDK事件では、事務運営指針（平成28年6月28日改正前のもの）2-12（無形資産の形成、維持又は発展への貢献。現行の3-13と同じ）が、武田薬品事件では、事務運営指針（平成18年3月20日改正前のもの）2-11（無形資産の使用許諾等）が参照されている。

¹¹⁴ 志賀・前掲注（108）282頁参照。

¹¹⁵ 志賀・前掲注（108）282頁参照。

¹¹⁶ 国税庁「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」（国税庁HP）。

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/010601/pdf/bessatsu.pdf>（2023年3月15日最終確認）。

1. わが国への移転価格税制の導入

わが国の移転価格税制は、米国による移転価格課税を契機として、経済の急速な国際化に伴う国外への所得移転の問題に対応するため、昭和 61 年度税制改正において導入された。

同税制は、昭和 57 年（1979 年）の OECD 租税委員会による「移転価格と多国籍企業」と題する報告書を基礎として制定されている。

2. OECD 移転価格ガイドラインの位置付け

わが国の移転価格税制は、OECD 移転価格ガイドラインの主要な改訂に対応することで制度改正がなされている。しかしながら、その全てについて適時に制度改正が行われるわけではなく、また、そもそも異なる規定ぶりになっていることも考えられる。

この点について、裁判例では、わが国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚することに配慮しなければならないこととされている。また、その配慮のためには、独立企業原則の見地から移転価格税制のあり方を示した OECD 移転価格ガイドラインの内容を踏まえ、わが国の移転価格税制を解釈適用しなければならないことが示されている。

3. 平成 23 年度税制改正

平成 23 年度税制改正においては、2010 年 OECD 移転価格ガイドラインの内容を踏まえ、最適方法ルールを導入及び利益分割法の明確化がなされた。

なお、利益分割法の明確化によって、残余利益分割法が法令上も規定されることとなり、租税法律主義違反の疑義については解消された。

4. 移転価格税制の仕組みと関連文書

移転価格税制の基本規定は、租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項に置かれている。同税制は、50%以上の資本関係等のある外国法人との取引（国外関連取引）を通じて、わが国から国外への所得移転が行われた場合において、当該取引を独立企業間価格で行われたものとみなして、実際の取引価格との差額について課税するというものである。

なお、同税制については、法令や通達以外にも事務運営指針や参考事例集をはじめとする膨大な関連文書が存する。これらの関連文書は、課税庁の実務において用いられることや、裁判例・裁決例においても関連法令等として参照されることから、納税者は、常にその内容に留意する必要がある。

本章では、わが国の移転価格税制について、導入経緯及び OECD 移転価格ガイドラインとの関係性並びに同税制の仕組みを中心に確認・整理した。

次章では、同税制の核となる独立企業間価格の意義とその算定方法について整理する。

第3章 独立企業間価格の意義とその算定方法

本章では、移転価格税制の核となる独立企業間価格の意義とその算定方法について整理する。とりわけ、本論文の主題に関する利益分割法と残余利益分割法については詳解する。

第1節 独立企業間価格の意義

1. 意義

前記のとおり、移転価格税制は独立企業間価格という観念を中心に構成されており、その算定方法が最も重要な問題であると考えられている¹¹⁷。そして、独立企業間価格の意義は、租税特別措置法66条の4第2項において、次のように定められている。

「独立企業間価格とは国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。」

これを要約すると、独立企業間価格とは、国外関連取引と同様の取引が「支配従属関係のない独立企業間において、取引条件その他の状況が同一または類似の状況の下で行われた場合に成立したであろう取引価格¹¹⁸」であるといえる。すなわち、国外関連者を支配関係のない独立当事者と課税上同等（Tax Parity）に置き換えた場合に設定される価格となる¹¹⁹。

なお、大阪高裁平成22年1月27日判決（日本圧着端子事件¹²⁰）においては、納税者が「経営戦略から合理的かつ自然に導きだされた……価格こそが独立企業間価格である」と主張したものの、独立企業間価格は「非関連者間で行われた取引における価格を指すもの」とであるとされ、斥けられている。

2. 幅の概念

実務上、独立企業間価格を算定することは容易ではない¹²¹。そのうえ、納税者と課税庁の算定結果を一致させるには、尚々の困難を伴う。この問題は、独立企業間価格という観念が、現実には存在しない虚構のものであるにもかかわらず、あたかも客観的に存在しているか

¹¹⁷ 金子・前掲注（4）372頁，増井＝宮崎（4）205頁参照。

¹¹⁸ 赤松晃「国際課税の基本的な仕組み」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣，2007年）593頁。

¹¹⁹ 岡村忠生「これからの移転価格税制」税務弘報55巻11号（2007年）2頁参照。

¹²⁰ 大阪高判平成22年1月27日税資260号順号11370。第1審は、大阪地判平成20年7月11日判タ1289号155頁。

¹²¹ 藤枝＝角田・前掲注（6）260頁参照。

のように取り扱われていることに基因する¹²²。

2017年 OECD 移転価格ガイドラインにおいても「移転価格の算定は厳密な科学ではな」
いことが認められている（パラグラフ 1.13）。また、移転価格（独立企業間価格）の算定に
おいては、「相対的に同等の信頼性があるような、複数の適切な算定手法や、それに基づく
数値の幅が生み出される場合も多くあり、「幅の中の様々な数値は、比較可能な状況の下
で比較可能な取引を行う独立企業が当該取引につき全く同じ価格を設定しない場合もある
という事実を表している」とされ、算定結果の幅の存在が認められている（パラグラフ 3.55）。
さらに、その算定結果について「関連者間取引における関連条件（例えば、価格や利益）が
独立企業間価格幅に入っている場合、調整は行われるべきでない〔傍点は筆者〕」とされて
いる（パラグラフ 3.60）。すなわち、同ガイドラインにおいては、算定された独立企業間価
格が一定の価格幅に入っている場合には、移転価格税制を適用すべきでないとされている
123。

一方、わが国において、独立企業間価格の幅の認否が争点となった今治造船事件高裁判決
では¹²⁴、幅の概念を採用することはできないとして、納税者の主張が斥けられている。

ただし、同判決では、「独立企業間価格を算定するに当たり、比較可能性が同等に認めら
れる取引が複数存在するため、比較対象取引を一つに絞り込むことが困難で、あえて一つに
絞り込むことがかえって課税の合理性を損ねると判断されるような場合には一定の範囲
（価格帯）が形成、認識できることになり、そのような意味での独立企業間価格の『幅』の
概念が採用される余地はある」ともされており、例外的に幅の概念を採用する余地があると
判示されている¹²⁵。

なお、平成 23 年度税制改正後に追加された「租税特別措置法関係通達（法人税法編）」
（以下「措置法通達」という。）66 の 4(3)-4 においては、「国外関連取引に係る比較対象
取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中
に当該国外関連取引の対価の額があるときは、当該国外関連取引については措置法第 66 条の
4 第 1 項の規定の適用はないことに留意する」ことが明記されている¹²⁶。

¹²² 志賀・前掲注（108）267 頁参照。

¹²³ OECD 移転価格ガイドラインが、独立企業間価格について幅の存在を認めていることを
指摘するものとして、藤枝＝角田・前掲注（6）260 頁、赤松・前掲注（118）623 頁等参照。

¹²⁴ 高松高判平成 18 年 10 月 13 日・前掲注（74）。

¹²⁵ 藤枝＝角田・前掲注（6）260 頁、438 頁参照。本事案においては、「課税の合理性を損
ねる」ことや「比較可能性が同等に認められる取引が複数存在する」こと等の事情がなかつ
たとする見解として、太田＝手塚・前掲注（86）106 頁。

¹²⁶ 独立企業間価格が幅を外れた場合には、課税処分のため独立企業間価格を一義的に算定
する必要が生じる。この場合には、複数の比較対象取引の平均値等に基づいて算定される
（事務運営指針 4-8）。

第2節 独立企業間価格の算定方法

独立企業間価格は、租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項において、「国外関連取引の内容」及び「国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情」を勘案したうえで、同項の「各号に定める方法」のうち「最も適切な方法」により算定することとされている。

同項では、独立企業間価格の算定方法について、①「棚卸資産の売買取引」（同項 1 号）及び②「棚卸資産の売買取引以外」（同項 2 号）の 2 つの取引形態に分けて定められている。ただし、②の算定方法は、①と「同等の方法」によることとされているため、実質的に 2 つの算定方法は同じものとなっている¹²⁷。そのため、以下では①について確認する。

同項 1 号では、算定方法として、イ「独立価格比準法」、ロ「再販売価格基準法」、ハ「原価基準法」、ニ「イ～ハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法」が定められている。イ～ハは、基本三法と呼ばれており、平成 23 年度税制改正において最適方法ルールが導入されるまでは、ニに優先して適用されることとされていた。そして、ニは、イ～ハに「準ずる方法」と「その他政令で定める方法」とに分けられる。

1. 独立価格比準法

独立価格比準法とは、特殊の関係にない売手と買手の間において、国外関連取引と同種の棚卸資産を、同様の状況下で売買した場合の取引の対価の額に相当する金額をもって独立企業間価格とする方法である（同号イ）。

参考事例集では、独立価格比準法の長所として「国外関連取引に係る価格と比較対象取引に係る価格を直接比較することから、独立企業間価格を算定する最も直接的な方法」であることが挙げられており、他方、短所として「その適用において資産又は役務の内容についての厳格な同種性が求められるが、資産の性状、構造、機能等の違いについては、価格に影響を及ぼすことが客観的に明らかな場合が多く、かつ、こうした差異を調整することは一般的に困難である」ことや、「取引の当事者が果たす機能の差異が価格に影響を及ぼす場合の調整も容易ではな」いため、「独立価格比準法の適用においては、公開情報……から比較対象取引を見いだせない場合が多い」ことが挙げられている（[事例 1]（参考 2）(1)イ）¹²⁸。

¹²⁷ 「同等の方法」の意義については、措置法通達 66 の 4(8)－1 に規定されている。また、特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置（租税特別措置法 66 条の 4 第 8 項）については、②のみが対象とされると考えられる。藤枝＝角田・前掲注（6）248 頁参照。

¹²⁸ 公開情報とは「有価証券報告書等の企業情報、企業の財務情報等が収録されたデータベース、業界団体情報などの外部情報等をいう」とされている（参考事例集 [事例 1]（参考 2）(1)イ。他の算定方法についても同様）。独立価格比準法の適用に関して争われた代表的な裁判例として、高松高判平成 18 年 10 月 13 日・前掲注（74）がある。

2. 再販売価格基準法

再販売価格基準法とは、国外関連取引における買手が、特殊の関係にない者に対して棚卸資産を販売した場合の対価の額（再販売価格）から通常の利潤の額を控除して計算した金額をもって独立企業間価格とする方法である（同号ロ）。そして、通常の利潤の額については、当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算することとなる¹²⁹。

参考事例集では、再販売価格基準法の長所として「販売価格が売上総利益と原価により構成され、売上総利益が価格と近接した関係にあることを考慮すると、独立価格比準法に次いで独立企業間価格を算定する直接的な方法」であることが挙げられており、他方、短所として「売上総利益の水準については、資産又は役務それ自体の差異の影響を受けにくい一方で、取引の当事者が果たす機能の差異の影響を受けやすく、公開情報から比較対象取引を見いだせない場合が多い」ことが挙げられている（〔事例1〕（参考2）（1）ロ）¹³⁰。

3. 原価基準法

原価基準法とは、国外関連取引における棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得原価の額に通常の利潤の額を加算して計算した金額をもって独立企業間価格とする方法である（同号ハ）。そして、通常の利潤の額については、当該取得原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算することとなる¹³¹。

参考事例集では、原価基準法の長所及び短所について、再販売価格基準法と同様の説明がなされている（〔事例1〕（参考2）（1）ロ）¹³²。

4. 基本三法に準ずる方法

¹²⁹ 政令（同法施行令39条の12第6項）では、通常の利益率を算定するための要件として、「①特殊の関係にない者から購入した者が非関連者に対して販売した取引であること、②取引の対象が国外関連取引と同種又は類似の棚卸資産であること、③比較対象取引に係る当該再販売者の売手として果たす機能その他に差異が存在しないこと」が挙げられている。藤枝＝角田・前掲注（6）292頁。

¹³⁰ 再販売価格基準法の適用に関して争われた代表的な裁判例として、東京地判平成29年4月11日税資267号順号13005（ワールドファミリー事件）がある。

¹³¹ 政令（同法施行令39条の12第7項）では、通常の利益率を算定するための要件として、「①非関連者からの購入又は製造等により取得し非関連者に対して販売した取引であること、②国外関連取引の対象と同種又は類似の棚卸資産であること、③売手の果たす機能その他に差異が存在しないこと」が挙げられている。藤枝＝角田・前掲注（6）299頁。

¹³² 原価基準法の適用に関して争われた代表的な裁判例として、大阪高判平成22年1月27日・前掲注（120）がある。

基本三法に準ずる方法(同号ニ)の意義については、法令上、明らかにされていないが¹³³、参考事例集においては、「基本三法の考え方から乖離しない限りにおいて、取引内容に適合した合理的な方法を採用する途を残したもの」であるとされている（〔事例 1〕（参考 3））。

また、その具体的な内容として「法令の規定に従って基本三法を適用した場合には比較対象取引を見いだすことが困難な国外関連取引について、その様々な取引形態に着目し、合理的な類似の算定方法とすることで比較対象取引を選定できる場合、あるいは、合理的な取引を比較対象取引とすることで独立企業間価格を算定できる場合」があり、そのような場合には「基本三法よりも比較対象取引の選定の範囲を広げ得ることから、基本三法に準ずる方法を適用する可能性も念頭におき、比較可能性の検討を行う」こととされている（同参考）¹³⁴。

なお、東京高裁平成 20 年 10 月 30 日判決（アドビ事件¹³⁵）において、基本三法に準ずる方法と同等の方法の「準ずる方法」の判断基準が示されており¹³⁶、「取引内容に適合し、かつ、基本 3 法の考え方から乖離しない合理的な方法」をいうものとされている（第 1 審からの引用）。

5. その他政令で定める方法

その他政令で定める方法は、租税特別措置法施行令 39 条の 12 第 8 項各号において定められている。1 号では、利益分割法として、イ「比較利益分割法」、ロ「寄与度利益分割法」、ハ「残余利益分割法」が定められている。また、2 号～5 号では「取引単位営業利益法」が、6 号では「DCF 法」が、7 号においてはこれらに「準ずる方法」が定められている¹³⁷。

なお、利益分割法については次節以降で整理するため、本節では算定方法の記載を省略する。また、「準ずる方法」の意義は基本三法と同様であると解されるため、記載を省略する。

¹³³ わが国の独立企業間価格の算定においては、法令上明記された算定方法以外のものが許容されていないことから、「準ずる方法」を認めることによって、柔軟な対処が可能となる制度設計がなされているとする見解として、藤枝＝角田・前掲注（6）254-257 頁。他方で、同見解は「準ずる方法」の安易な拡大適用は避けるべきであることも指摘している。

¹³⁴ 他方で、同参考においては「基本三法に準ずる方法は、基本三法において比較対象取引として求められる比較可能性の要件（措置法通達 66 の 4(3)-3 に掲げる諸要素の類似性）まで緩めることを認めるものでなく、当該要件を満たしていない取引については、基本三法に準ずる方法においても比較対象取引として用いることができない」ともされている。

¹³⁵ 東京高判平成 20 年 10 月 30 日税資 258 号順号 11061。第 1 審は、東京地判平成 19 年 12 月 7 日訟月 54 卷 8 号 1652 頁。

¹³⁶ 国外関連取引が棚卸資産の売買取引以外の取引のため、同等の方法とされている。

¹³⁷ これらの算定方法は、法令において名称は付けられおらず、措置法通達、事務運営指針において、比較利益分割法及び寄与度利益分割法を除いて名称が付されている。そのため、これら 2 つの算定方法は参考事例集において、名称が定義されている。

(1) 取引単位営業利益法

取引単位営業利益法（TNMM）とは、国外関連取引と比較対象取引のそれぞれに係る営業利益の水準を比較し、比較対象取引の利益率を用いて独立企業間価格を算定する方法である（同項2～5号）¹³⁸。なお、営業利益の水準を示す利益率（独立企業間価格の算定に用いられる利益率）としては、①売上高営業利益率（同項2号）、②総費用営業利益率（同項3号）、③営業費用売上総利益率（同項4、5号）の3つが定められている¹³⁹。

TNMMは、実務における独立企業間価格の算定方法として、近年、最も多く適用されている方法である¹⁴⁰。そして、その適用における比較対象取引に係る利益率の抽出については、企業情報データベース（企業単位の情報）に依拠している¹⁴¹。すなわち、TNMMは、原則として取引単位での検証が必要とされる場所、実務においては、企業単位での検証によることが通例とされている¹⁴²。

¹³⁸ 藤枝＝角田・前掲注（6）312頁、井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑨—TNMMはどのように適用されているか（1）」国際税務42巻7号（2022年）69頁参照。

¹³⁹ 営業費用売上総利益率は、ベリーレシオといわれる指標であり、検証対象が買手の場合（同項4号）と売手の場合（同項5号）に分けて定められている。井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑧—最適方法はどのように選定されるか（3）」国際税務42巻6号（2022年）60-61頁参照。

¹⁴⁰ 井上・前掲注（138）65頁参照。国税庁「令和3事務年度の『相互協議の状況』について」（2022年）の「（別紙3）令和3事務年度・相互協議処理事案の内訳」では、令和3年度の相互協議処理事案において採用された独立企業間価格の算定方法のうち、約69%がTNMMであることが明らかにされている。そのほかTNMMが多用される傾向にあることを指摘する文献として、藤枝＝角田・前掲注（6）28頁、澤田耕「移転価格に係る留意事項」租税研究743号（2011年）132頁、藤森・前掲注（94）218-219頁等参照。

¹⁴¹ 井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問②—連載の開始にあたり（下）」国際税務41巻12号（2021年）39頁参照。データベースとしては、ビューロー・ヴァン・ダイク社のものが利用されることが多いとされている。井上・前掲注（138）65頁参照。

¹⁴² 井上・前掲注（141）42頁参照。参考事例集では、「企業単位の事業において非関連者が果たす機能と国外関連取引の当事者が果たす機能との類似性が高く、利益指標の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな機能の差異が認められない場合に、当該事業を当該国外関連取引に対応する一の取引とみなして比較対象取引の選定を行える場合がある」（〔事例1〕（参考2）（1）ハ）とされ、例外的に企業単位での検証が行える場合がある旨が示されている。このようなTNMMの適用実態について、TNMMはCPMとの差別化が企図されていたにもかかわらず、実質的にCPMの適用と変わらない状態にあるとの指摘がある。藤枝・前掲注（6）438頁参照。

(2) DCF 法

DCF 法とは、国外関連取引に係る棚卸資産の使用その他の行為から生ずる利益について、生ずることが予測される各事業年度の利益の金額を、合理的と認められる割引率を用いて当該国外関連取引の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって独立企業間価格とする方法である（同項 6 号）¹⁴³。

DCF 法は、予測利益の金額という「不確実な要素を用いて独立企業間価格を算定する方法であるから、最も適切な方法の候補がディスカウント・キャッシュ・フロー法を含めて複数ある場合には、ディスカウント・キャッシュ・フロー法以外の候補である算定方法の中から最も適切な方法を選定する」（事務運営指針 4-3）こととされている。したがって、適用の優先度は、他の独立企業間価格の算定方法が使用できる限り、その算定方法に劣後する¹⁴⁴。

DCF 法の適用に対する見解として、実際に検討される場面は無形資産の譲渡や事業譲渡等の特殊な取引に限定されるとするものや¹⁴⁵、独立した算定方法の一つとして位置づけていくためには、評価テクニック（予測利益の正確性、成長性、割引率等）について、いかに客観性を確保して独立企業原則と整合させていくかが課題であるとするもの¹⁴⁶、等がある。

以上の独立企業間価格の算定方法を一覧化すると、下表のようになる（図表 4）。

¹⁴³ DCF 法は、その名称からすれば、キャッシュ・フローに基づいて算定する方法である。同号では「利益（これに準ずるものを含む。）」と規定されていることから、キャッシュ・フローが「これに準ずるもの」に該当すると解されている。藤枝＝角田・前掲注（6）139 頁。

¹⁴⁴ ただし、法令上は、他の独立企業間価格の算定方法に劣後するとはされていない。同旨の指摘として、藤枝＝角田・前掲注（6）141 頁。

¹⁴⁵ 井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑥—最適方法はどのように選定されるか（1）」国際税務 42 巻 4 号（2022 年）69 頁参照。

¹⁴⁶ 藤枝＝角田・前掲注（6）173 頁参照。

図表 4 独立企業間価格の算定方法一覧

棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引
【基本三法】 ① 独立価格比準法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号イ) ② 再販売価格基準法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ロ) ③ 原価基準法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ハ)	【基本三法と同等の方法】 ① 独立価格比準法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ② 再販売価格基準法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ③ 原価基準法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号)
【基本三法に準ずる方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ニ) ② 再販売価格基準法に準ずる方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ニ) ③ 原価基準法に準ずる方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号ニ)	【基本三法に準ずる方法と同等の方法】 ① 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ② 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ③ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号)
【その他政令で定める方法】 ① 比較利益分割法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号 (同号イに係る部分に限る)) ② 寄与度利益分割法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号 (同号ロに係る部分に限る)) ③ 残余利益分割法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号 (同号ハに係る部分に限る)) ④ 取引単位営業利益法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号から第 5 号まで) ⑤ ディスカウント・キャッシュ・フロー法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号) ⑥ ①から⑤までの方法に準ずる方法 (措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 7 号)	【その他政令で定める方法と同等の方法】 ① 比較利益分割法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ② 寄与度利益分割法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ③ 残余利益分割法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ④ 取引単位営業利益法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ⑤ ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号) ⑥ 左欄の⑥の方法と同等の方法 (措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号)

(出典：国税庁「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」(2022 年) 6 頁)

第 3 節 利益分割法

1. 概要

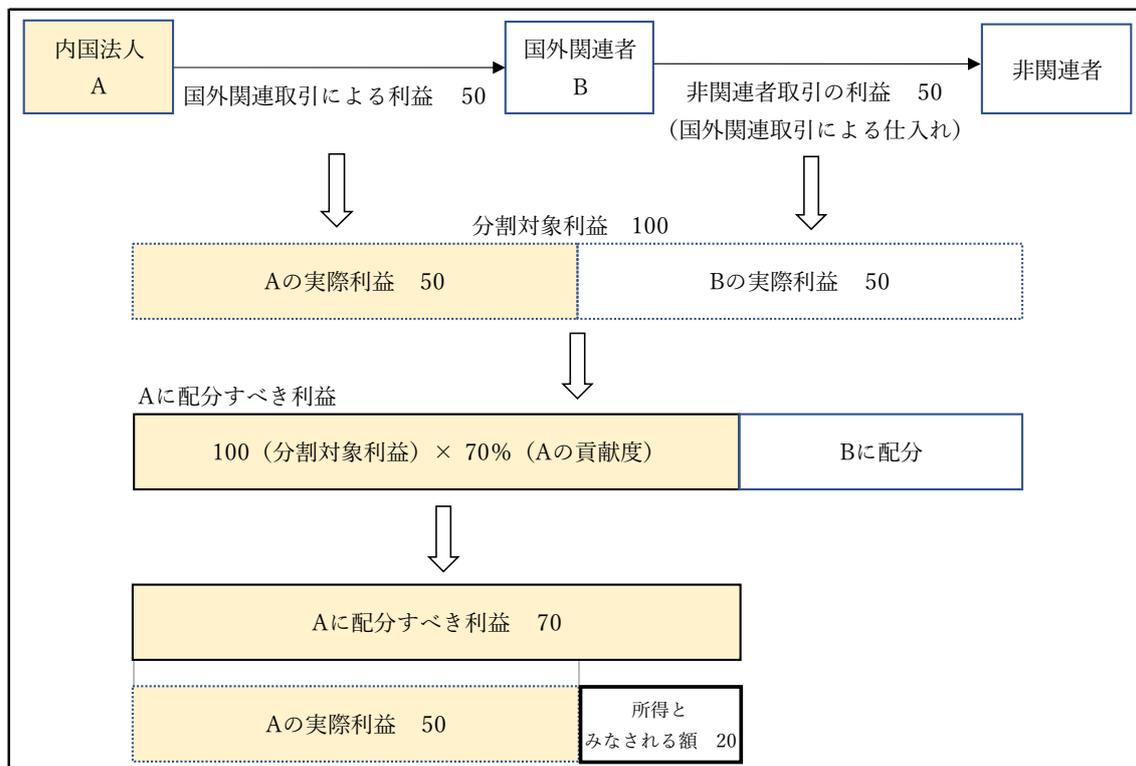
利益分割法とは、国外関連取引に係る法人及び国外関連者の営業利益の合算値(分割対象利益)について、法人と国外関連者それぞれの分割対象利益への貢献度合いに応じ、利益を分割(所得配分)することにより、独立企業間価格を算定する方法である¹⁴⁷。

例えば、国外関連取引に関して、内国法人 A と国外関連者 B がそれぞれ 50 ずつ営業利益を得ている場合には、分割対象利益は 100 となる。そして、両当事者の分割対象利益に対

¹⁴⁷ 藤枝=角田・前掲注(6) 318 頁, 山川・前掲注(1) 87 頁参照。

する貢献度合いが、Aは70%、Bは30%の場合には、Aに配分すべき利益は70となる。このような場合に、Aに配分すべき利益70とAの実際利益50の差額である20が国外に所得移転していたと判断され、移転価格税制が適用されることとなる（図表5）。

図表5 利益分割法の例



(筆者作成)

利益分割法は、わが国において移転価格税制の導入時から独立企業間価格の算定方法として定められており（旧租税特別措置法施行令39条の12第8項1号¹⁴⁸）、基本三法の適用が困難な場合の「ラストリゾート」として位置付けられていた¹⁴⁹。平成23年度税制改正前においては、利益分割法（寄与度利益分割法¹⁵⁰）のみが法令に規定されていたが、同改正によって、比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法が法令において規定された。

2. 長所及び短所

(1) 長所

¹⁴⁸ 平成23年政令第199号による改正前のもの。

¹⁴⁹ 国税庁・前掲注(62)204頁参照。

¹⁵⁰ 平成23年度税制改正前の利益分割法が、利益分割法のうち寄与度利益分割法を対象としていることが明らかであるとする見解として、藤枝=角田・前掲注(6)246頁参照。

利益分割法の長所について、2017年 OECD 移転価格ガイドラインでは、次のように説明されている。

- ① 片側検証手法が適切でないであろう高度に統合された事業活動に対する解決策となりうること（パラグラフ 2.115）
- ② 独立企業においては見られないような関連者の特殊でおそらくユニークな事実及び状況を考慮に入れることにより柔軟性を有するものである一方で、独立企業が同様の状況にあった場合に合理的に行ったであろうことを反映するという点で、依然として独立企業アプローチを構成していること（パラグラフ 2.118）
- ③ 関連者間取引の双方の当事者が評価の対象とされることから、いずれか一方の当事者に極端かつ非現実的な利益が残るという結果になる可能性が低いこと（パラグラフ 2.119）

①は、利益分割法が、国外関連取引の両当事者を検証する方法（両側検証）であることを長所として挙げている。なお、わが国における独立企業間価格の算定方法のうち利益分割法以外のものは、全て国外関連取引の一方の当事者のみを検証する方法（片側検証）である¹⁵¹。

片側検証は、両側検証に比して簡易で手間がかからない反面、一方の当事者のみを検証するため、その適用結果が、国外関連取引全体の所得配分という観点からは不合理に片寄ってしまう、経済活動や価値創造との整合性を欠く課税結果をもたらす可能性が大きくなる¹⁵²。

したがって、経済活動や価値創造との整合性を有する課税結果をもたらすべきとする BEPS プロジェクトの目的からすれば、理論的には、両側検証の方が望ましいという評価になる¹⁵³。ただし、両側検証は、実務上その適用が容易ではないという課題がある¹⁵⁴。

②は、利益分割法が、比較対象取引を見いだせない場合にも用いることができる柔軟性を有する算定方法でありながら、独立企業原則に則ったものであることを長所として挙げている。この点の評価について、利益分割法は「独立企業間では見受けられない関連者間取引特有のユニークな事情を柔軟に考慮に入れうる手法¹⁵⁵」であることから、独立企業原則を補完できる可能性を有しているとする見解がある¹⁵⁶。

③は、利益分割法が両当事者の合算利益（分割対象利益）を分割する方法であることから、実際には生じていない利益を想定して課税する「インカム・クリエーション」（所得の創造）

¹⁵¹ これらの算定方法に準ずる方法及び同等の方法を含む。藤枝＝角田・前掲注（6）250-251頁，志賀・前掲注（108）299頁，井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑦—最適方法はどのように選定されるか（2）」国際税務42巻5号（2022年）67頁参照。

¹⁵² 藤枝＝角田・前掲注（6）251頁参照。

¹⁵³ 藤枝＝角田・前掲注（6）251頁参照。

¹⁵⁴ 藤枝＝角田・前掲注（6）251頁参照。

¹⁵⁵ 山川・前掲注（1）92頁。

¹⁵⁶ 山川・前掲注（1）91頁参照。

を招く可能性が低いことを長所として挙げている¹⁵⁷。

インカム・クリエーションの例としては、米国子会社が赤字で、かつ、日本の親会社との合算利益が赤字の状況において、IRS が米国子会社に対して CPM で課税を行った結果、合算利益がマイナスにもかかわらず、米国子会社に利益が計上される状況等が考えられる¹⁵⁸。

しかし、両当事者の合算利益が黒字である場合において、一方の当事者が黒字で、他方の当事者が赤字という所得配分が適正である場合もありうる¹⁵⁹。したがって、理論上は、独立企業原則を適用する帰結として、利益分割法によっても、国外関連者を赤字、内国法人を黒字とすべく是正する、という意味でのインカム・クリエーションがなされうる¹⁶⁰。

この点、このような場合には、原則として、ある取引から得られる連結ベースの黒字（又は赤字）を両当事者で分け合うことが適当であるとする見解がある¹⁶¹。そのような運用に努めることにより、インカム・クリエーションに歯止めをかけうることに加え、利益分割法の持つ恣意的な所得配分の危険性も相当程度緩和されることが見込まれる¹⁶²。

なお、参考事例集では、長所として「比較対象取引を見いだせない場合などに有用な方法である」ことが示されている（〔事例 1〕（参考 2）（1）ニ）。

（2） 短所

利益分割法の短所について、同ガイドラインでは、次のように説明されている。

「短所は、その適用の難しさに関するものである。取引単位利益分割法は、独立企業に関する情報に依存しない傾向があることから、納税者にとっても税務当局にとっても、一見、容易に利用できると思われるかもしれない。しかし、関連者にとっても税務当局にとっても同様に、国外関連者の情報入手は課題であろう。さらに、関連者間取引に係る全ての関連者の収入及びコストを合算することは、帳簿及び記録に対する共通の基準を採用し、かつ、会計実務及び通貨を調整する必要があるため、課題であろう。さらに、また、取引単位利益分割法を営業利益に適用する場合、当該取引に関連する適正な営業費用の額を把握し、コストを当該取引と当該関連者の他の活動とに配分することが課題となるであろう。」（パラグラフ 2.120）

これらの短所は、①外部市場データに依存しないことから、利益配分が主観的になるおそれがあること、②国外関連者の情報入手が困難であること、③国外関連取引に係る会計デー

¹⁵⁷ 山川・前掲注（1）90 頁参照。

¹⁵⁸ 志賀・前掲注（108）299 頁参照。

¹⁵⁹ 山川・前掲注（1）90-91 頁参照。

¹⁶⁰ 山川・前掲注（1）91 頁参照。同旨の指摘として、志賀・前掲注（108）299 頁参照。

¹⁶¹ 山川・前掲注（1）91 頁参照

¹⁶² 山川・前掲注（1）91 頁参照

タを共通化するための調整を要すること、④適正な営業費用の額を把握し、配分することが難しいこと、の4つに分けられる¹⁶³。

3. 比較利益分割法及び寄与度利益分割法

利益分割法の下位分類としては、比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法が定められている。まず、これらのうち比較利益分割法及び寄与度利益分割法を確認する。

(1) 比較利益分割法

比較利益分割法とは、国外関連取引の比較対象取引に係る分割対象利益に相当する利益の配分割合を用いて、当該国外関連取引に係る分割対象利益を法人及び国外関連者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法である（租税特別措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号イ）¹⁶⁴。

しかしながら、非関連者間の比較対象取引の利益分割割合に関する情報を入手することは極めて困難なため、実務上、比較利益分割法の適用可能性はほぼないとされている¹⁶⁵。

(2) 寄与度利益分割法

寄与度利益分割法とは、国外関連取引に係る分割対象利益について、その発生に寄与した程度を推測するに足りる国外関連取引の当事者に係る要因に応じてこれらの者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法である（同号ロ）¹⁶⁶。

参考事例集では、寄与度利益分割法の長所として「比較対象となる非関連者間取引を見いだす必要がないことから、国外関連取引が高度に統合されているような場合において、比較利益分割法よりも適用可能性は高まる」ことが挙げられている（〔事例 1〕（参考 2）ニ）¹⁶⁷。

第 4 節 残余利益分割法

本節では、残余利益分割法について、法令上の規定を確認したうえで、概要を整理する。なお、残余利益分割法の具体的な算定方法とその見解については、第 5 章で整理する。

1. 法令の規定

¹⁶³ 1995 年 OECD 移転価格ガイドラインにおける利益分割法の短所の紹介として、山川・前掲注（1）88 頁参照。

¹⁶⁴ 参考事例集においても算定方法が示されている（〔事例 1〕（参考 2）（1）ニ）。

¹⁶⁵ 藤枝＝角田・前掲注（6）319 頁参照。

¹⁶⁶ 参考事例集においても算定方法が示されている（〔事例 1〕（参考 2）（1）ニ）。

¹⁶⁷ 寄与度利益分割法の適用に関して争われた代表的な裁判例として、東京高判平成 25 年 3 月 28 日・前掲注（75）がある。

残余利益分割法は、法令上、次のように規定されている（租税特別措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ）。

「(1)及び(2)に掲げる金額につき当該法人及び当該国外関連者ごとに合計した金額がこれらの者に帰属するものとして計算する方法

(1) 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得が、当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（(1)において『比較対象取引』という。）に係る第 6 項、前項、次号又は第 3 号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異（当該棚卸資産の販売等に関し当該法人及び当該国外関連者に独自の機能が存在することによる差異を除く。）により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）に基づき当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額

(2) 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の金額と(1)に掲げる金額の合計額との差額（(2)において『残余利益等』という。）が、当該残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算した金額」

条文内容を踏まえた残余利益分割法の算定方法の概要は、次に記載する。

2. 算定方法

残余利益分割法とは、国外関連取引に係る法人及び国外関連者の営業利益の合算値（分割対象利益¹⁶⁸）について、①まず、基本的活動から得られる利益（基本的利益）を比較対象取引に基づいて両当事者に配分し、②次に、残りの金額（残余利益）をその発生に寄与した程度に応じて両当事者に配分（分割）し、法人に配分した①と②の合計額を法人に配分すべき利益（所得）として独立企業間価格を算定する方法である¹⁶⁹。

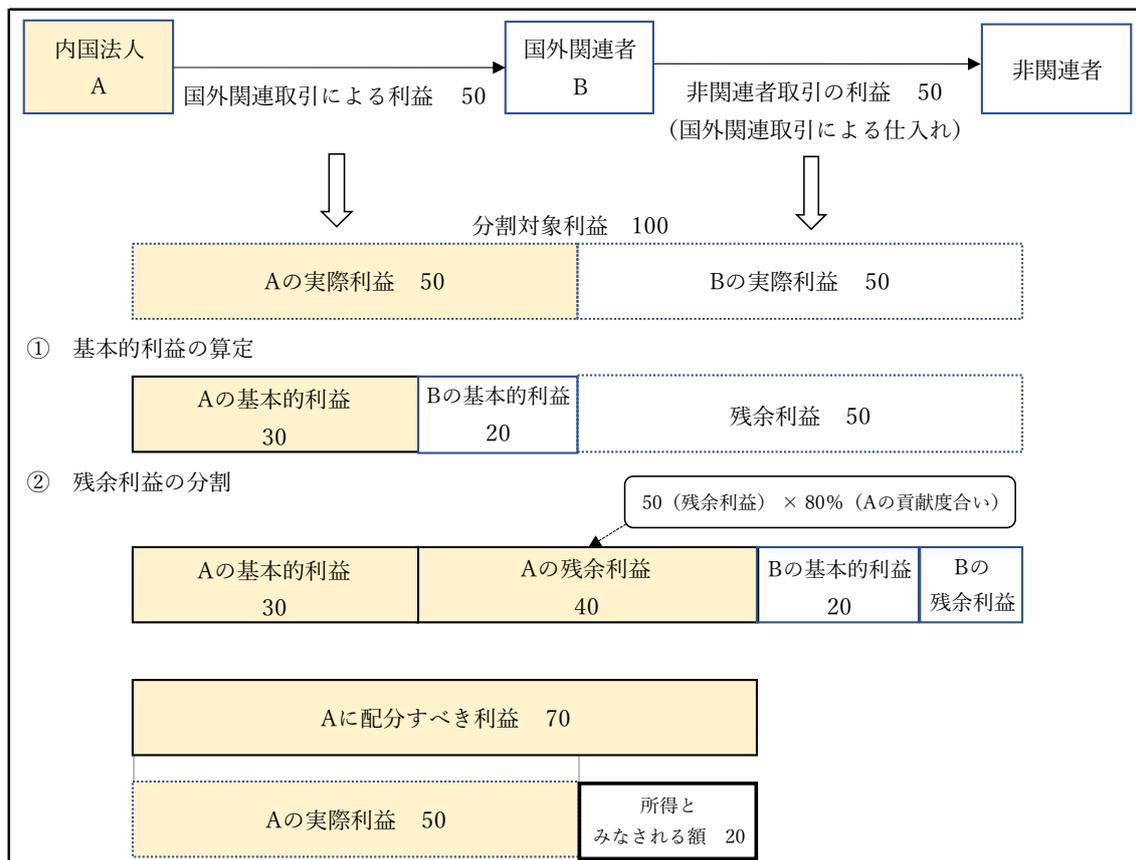
例えば、国外関連取引に関して、内国法人 A と国外関連者 B がそれぞれ 50 ずつ営業利益を得ている場合には、分割対象利益は 100 となる。そして、①両当事者に配分すべき基本的利益が、A は 30、B は 20 の場合には、残余利益は 50 となる。②さらに、残余利益の発生に対する貢献度合いが、A は 80%、B は 20% の場合には、A に配分すべき残余利益は 40

¹⁶⁸ 分割対象利益について、措置法通達 66 の 4(5)-1 では、「国外関連取引に係る棚卸資産の販売等により法人及び国外関連者に生じた所得（以下『分割対象利益等』といい、原則として、当該法人に係る営業利益又は営業損失に当該国外関連者に係る営業利益又は営業損失を加算した金額を用いる（略）。）〔下線は筆者〕」と定められている。

¹⁶⁹ 藤枝＝角田・前掲注（6）322 頁参照。

となる。そうすると、Aに配分すべき利益は70(①+②)となる。このような場合に、Aに配分すべき利益70とAの実際利益50の差額である20が国外に所得移転していたと判断され、移転価格税制が適用されることとなる(図表6)。

図表6 残余利益分割法の例



(筆者作成)

3. 適用対象

残余利益分割法は、「国外関連取引の両当事者が独自の機能を果たすことにより (例えば、国外関連取引の両当事者が無形資産を使用して独自の機能を果たしている場合)、当該国外関連取引においてこれらの者による独自の価値ある寄与が認められる場合〔下線は筆者〕に適用される(参考事例集[1](参考2)(1)ニ)。

また、わが国では一般に、残余利益分割法は、両当事者が「重要な無形資産を有する場合」(平成23年10月27日改正前の措置法通達(以下「旧措置法通達」という。)66の4(4)–5)に適用されるものであると解されていた¹⁷⁰。

¹⁷⁰ なお、同通達においては、「法人又は国外関連者が重要な無形資産を有する場合〔傍点は筆者〕」と定められていた。この点に着目し、どちらか一方が重要な無形資産を有している

これらの適用要件として、両当事者が独自の機能を果たす（又は重要な無形資産を有する）場合とされているのは、一方の当事者のみがそのような状況にある場合には、他方の当事者を検証する算定方法（片側検証）によって独立企業間価格を算定すべきとの考えに基づいていと解される¹⁷¹。

残余利益分割法の適用要件である「独自の機能」を果たすことの例としては、「無形資産」を使用することが挙げられており、また、わが国においては、従来から「重要な無形資産」を有することが適用要件として考慮されてきた。

さらに、措置法通達では、残余利益の配分（分割）にあたっては「その配分に用いる要因として、例えば、法人及び国外関連者が無形資産（重要な価値のあるものに限る（略）。）を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足りるものとして、これらの者が有する無形資産の価額、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができる〔下線は筆者〕」ことが規定されている（同通達 66 の 4(5)－4)。すなわち、この方法によった場合には、両当事者が有する重要な価値のある「無形資産」の価額やその開発費の額等によって、両当事者に残余利益が配分されることとなる¹⁷²。

したがって、残余利益分割法の適用においては、「無形資産」の意義が重要となる。

4. 残余利益分割法の重要性

前記のとおり、わが国の移転価格税制において、独立企業間価格は「最も適切な方法」によって算定すべきこととされている。そのため、どの算定方法が重要であるか（最適方法となりうるものか）は個々のケースごとに判断することとなり、明らかでない¹⁷³。

しかしながら、次の理由から、残余利益分割法は他の算定方法に比して重要性が高いものであると考えられる。

1つは、近年、わが国の多国籍企業グループによる無形資産の海外への移転の増加に伴い、

場合にも残余利益分割法を適用しうると指摘するものとして、望月・前掲注（84）523頁参照。他方、同通達の「法人又は国外関連者」の部分は、「法人及び国外関連者」の趣旨であると解するもの（参考事例集〔事例8〕（残余利益分割法を用いる場合）が参照されている）として、本庄・前掲注（78）662頁〔飯守一文執筆部分〕参照。

¹⁷¹ 参考事例集においても「国外関連取引の一方の当事者が単純な機能のみを果たしている場合には、通常は残余利益分割法よりも当該一方の当事者を検証対象とする算定方法の選定が適切となる」（〔事例1〕（参考2）（1）ニ）とされている。

¹⁷² わが国の課税処分においては、両当事者の無形資産に係る支出額を測定し、その金額の割合をもって貢献度合いとし、残余利益を分割する方法が採用されている。

¹⁷³ ただし、実務上、最も採用されている算定方法は TNMM である。井上・前掲注（138）65頁参照。

内国法人と国外関連者の双方が重要な無形資産を有するケースが増加していることである。例えば、日本企業による海外への無形資産投資及び生産拠点の移転により、日本企業が収入又は支出した知的財産権等使用料は、平成8年度において、△3,404億円の支出の状況にあったが、令和3年度においては、2兆422億円を収入するまでに増加している(図表7)¹⁷⁴。

図表7 知的財産権等使用料の国際収支の推移

(単位：億円)										
平成8年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
△3,404	203	1,496	2,468	4,573	6,128	7,136	6,031	5,866	7,748	9,098
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
8,456	14,182	20,329	23,954	19,750	23,917	25,590	20,030	16,616	20,422	

(出典：財務省「国際収支の推移 2. サービス収支」のデータを基に、藤枝純＝角田伸広『移転価格税制の実務詳解〔第2版〕』(中央経済社, 2020年)26頁を参考にして筆者作成)

残余利益分割法は、内国法人と国外関連者の取引において、超過収益力の源泉たる重要な無形資産が使用されている場合に、当該無形資産の使用から生ずる超過利益をそれぞれに配分する手法である¹⁷⁵。したがって、このような無形資産の海外移転に対処するためには、最も適切な独立企業間価格の算定方法であると解される¹⁷⁶。

2つは、課税庁による残余利益分割法を適用した大型の移転価格課税事案が増加していることである¹⁷⁷。前期のとおり、実務上、最も適用されている独立企業間価格の算定方法はTNMMである。しかしながら、超過利益を生じうるユニークな価値ある機能(独自の機能)や無形資産の価値評価について、比較対象取引の選定において考慮することは困難であり、TNMMの限界が露呈してきている¹⁷⁸。したがって、今後は利益分割法、とりわけ、残余利

¹⁷⁴ 藤枝＝角田・前掲注(6)26頁参照、財務省「国際収支の推移」(財務省HP)。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm (2023年3月15日最終確認)。

¹⁷⁵ 中里実「移転価格課税における無形資産の扱い」日税研論集64号(2013年)50頁参照。

¹⁷⁶ 無形資産の使用に係る独立企業間価格の算定方法として、多大な利益を生む無形資産が存在する場合には、残余利益分割法の適用が妥当であり、そのような無形資産でない場合には、TNMMが妥当であるとする見解として、高久隆太「移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分」税大論叢49号(2005年)104頁参照。

¹⁷⁷ 藤枝・前掲注(3)679頁参照。平成23年度税制改正の最適化ルールの導入等にあわせ、わが国においてさらなる残余利益分割法の適用が目指されているとする見解として、堀口大介＝鈴木彩子「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第3回)」国際商事法務39巻12号(2011年)1755頁参照。

¹⁷⁸ 堀口＝鈴木・前掲注(177)1755頁参照。

益分割法の適用がより適切になる場面が増えてくることが予想される¹⁷⁹。

以上のような点から、残余利益分割法は、他の独立企業間価格の算定方法に比して重要性が高いものであると考えられる。

第5節 小括

1. 独立企業間価格

独立企業間価格とは、国外関連者を支配関係のない独立当事者と課税上同等(Tax parity)に置き換えた場合に設定された価格をいう。そして、移転価格税制においては、独立企業間価格の算定こそが最も重要な問題であると考えられている。

しかし、独立企業間価格という観念は現実には存在しない虚構のものであるため、納税者と課税庁の算定結果を一致させることは困難であると解される。

この点について、2017年 OECD 移転価格ガイドラインでは、独立企業間価格には数値の幅(独立企業間価格幅)が存在することが認められており、算定結果がこの幅に入っている場合には、移転価格税制を適用すべきでないことが示されている。

2. 利益分割法

利益分割法は、移転価格税制の導入時から独立企業間価格の算定方法として定められており、基本三法の適用が困難な場合にのみ適用できるものとして位置付けられていた(その算定方法は、平成23年度税制改正後の寄与度利益分割法と同様のものであった)。その後、同改正によって、利益分割法の下位分類である比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法が法令において規定された。

利益分割法の長所については、主に次の3点が挙げられる。

- ① 国外関連取引の両当事者を検証する方法(両側検証)であること。
- ② 比較対象取引の選定が困難な場合にも用いることができること。
- ③ 実際には生じていない利益への課税(インカム・クリエーション)を招く可能性が低いこと。

他方で、短所については、その算定方法の難しさにあると考えられる。具体的には、①外部市場データに依存しないことから、主観的になるおそれがあること、②国外関連者に係る情報入手が困難であること、③両当事者の国外関連取引に係る会計データを共通化するための調整を要すること、④適正な営業費用の額を把握し、配分することが難しいことの4点が挙げられる。

3. 残余利益分割法

残余利益分割法とは、両当事者の営業利益の合算値(分割対象利益)について、①まず、

¹⁷⁹ 堀口＝鈴木・前掲注(177)1755頁参照。

基本的活動から生ずる利益（基本的利益）をそれぞれに配分し、②次に、残りの金額（残余利益）を、その発生に寄与した程度に応じてそれぞれに配分し、内国法人に配分したこれらの合計額を、法人に配分すべき所得として独立企業間価格を算定するものである。

この算定方法は、両当事者が「独自の機能」を果たしている場合に適用するものである。そして、この「独自の機能」が、両当事者が有する重要な価値のある「無形資産」を用いることで果たされている場合には、その「無形資産」の価額や支出額等によって、両当事者に残余利益を配分することができる旨が規定されている（措置法通達 66 の 4(5)－4）。

残余利益分割法が、「最も適切な方法」に該当するか否かは個々のケースごとに判断することとなるが、次の理由から、他の算定方法に比して重要性が高いものであると考えられる。

- ① 多国籍企業グループによる無形資産の海外移転の増加に伴い、内国法人と国外関連者の双方が重要な価値のある無形資産を有するケースが増加していること。
- ② 課税庁による残余利益分割法を適用した大型の移転価格課税事案が増加していること。

このような理由から、残余利益分割法の重要性が高まっているものと解される。

本章では、独立企業間価格の意義とその算定方法について整理した。とりわけ、本論文の主題に関する利益分割法及び残余利益分割法については詳解した。

次章では、残余利益分割法の適用対象となりうる無形資産取引について整理する。

第4章 無形資産取引に対する移転価格税制の適用

本章では、残余利益分割法の適用対象となりうる無形資産取引について整理する。具体的には、移転価格税制における無形資産の意義を整理したうえで、無形資産が活用される取引の特色及び具体的態様を確認する。また、平成23年度税制改正に触れながら、「独自の機能」と「重要な無形資産」の差異について検討する。

第1節 無形資産の意義

1. 移転価格税制における無形資産の意義

(1) 無形資産の本質

資産とは、会計学上、「企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源¹⁸⁰⁾をいう。また、経済的資源とは「経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利¹⁸¹⁾をいう。さらに、資産についてコーポレート・ファイナンスの観点からみると、投資の見返りとして、将来のキャッシュ・フローをもたらすものであると考えられる¹⁸²⁾。したがって、無形資産は、所得を生み出す資産であるという点で、有形資産と何ら違いはない¹⁸³⁾。

そして、無形資産は、それを保有する企業に対してより多くの所得をもたらす¹⁸⁴⁾。例えば、同じ製品を製造販売している状況において、企業によって利益が異なるとすれば、より多くの利益を獲得する企業は、他の企業に比して製造コストを抑えることができるか、高い売上高をあげることができるかのどちらかである。製造コストを抑えることができるのは、ノウハウ等を有しているからであり、高い売上高をあげることができるのは、ブランド等を有しているからであり、いずれについても過去の投資の結果として利益がもたらされている¹⁸⁵⁾。

このように考えると、過去の投資の結果である点で、無形資産と有形資産に有意な差異は

¹⁸⁰⁾ IASB「Conceptual Framework for Financial Reporting」(IASB HP)。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/conceptual-framework/fact-sheet-project-summary-and-feedback-statement/conceptual-framework-project-summary.pdf?la=en&hash=654CC1DE384D992926C9DC50FD2AF49C18A489C6> (2023年3月15日最終確認)。和訳について、EY新日本有限責任監査法人「『財務報告に関する概念フレームワーク』の改訂の公表」(EY新日本有限責任監査法人HP)。
https://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2018/info-sensor-2018-06-03 (2023年3月15日最終確認)。

¹⁸¹⁾ IASB・前掲注(180)、和訳について、EY新日本有限責任監査法人・前掲注(180)。

¹⁸²⁾ 中里・前掲注(175)32頁参照。

¹⁸³⁾ 中里・前掲注(175)32-33頁参照。

¹⁸⁴⁾ 中里・前掲注(175)33頁参照。無形資産は、平均的な資産収益率よりも高い割合で利益を得ることを可能にするものであるとする見解として、山川・前掲注(7)259頁。

¹⁸⁵⁾ 中里・前掲注(175)33頁参照。

ないように思われる¹⁸⁶。しかしながら、無形資産を形成するための支出は、支出時の費用(研究開発費、広告宣伝費等)とされることが多いのに対し、有形資産を形成するための支出は、資産として計上され、繰り延べられるという点で大きな違いがある¹⁸⁷。

(2) 法令上の無形資産の定義

わが国では、令和元年度税制改正によって、法令上、初めて無形資産の定義が定められた。同改正後の租税特別措置法では、「無形資産(有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう(略。))〔下線は筆者〕」と規定されている(同法66条の4第7項2号)。

また、これを受けた同法施行令では、無形資産とは「特許権、実用新案権その他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。))〔下線は筆者〕」で、これらの資産に係る取引が独立企業間で行われるとした場合にその対価が支払われるべきものと規定されており、「次に掲げる資産」として、①有形資産(②を除く)及び②金融資産(現金、金銭債権、有価証券等¹⁸⁸)が除外されている(同法施行令39条の12第13項)。

これらの法令の定めを要約すると、無形資産とは、有形資産及び金融資産以外の資産のうち、特許権、実用新案権その他の資産(で、当該資産に係る独立企業間取引において対価が支払われるべきもの)をいうこととなる。

(3) 無形資産の具体例

無形資産の具体例については、措置法通達66の4(8)-2に次のように示されている。

- ① 法人税法施行令183条3項1号イ～ハに掲げるもの
- ② 顧客リスト及び販売網
- ③ ノウハウ及び営業上の秘密
- ④ 商号及びブランド
- ⑤ 無形資産の使用許諾又は使用許諾に相当する取引により設定される権利
- ⑥ 契約上の権利(①～⑤を除く。)

なお、①法人税法施行令183条3項1号イ～ハには、次のようなものが掲げられている。

¹⁸⁶ 中里・前掲注(1)37頁参照。

¹⁸⁷ 中里・前掲注(1)37頁参照。

¹⁸⁸ 金融資産は、条文上、「現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産」として規定されている(同法施行令39条の12第13項2号)。また、同法施行規則では、「財務省令で定める資産」として、「現金」、「預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権」、「法人税法第2条第21号に規定する有価証券」、「法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利」、「前各号に掲げる資産に類するもの」が規定されている(22条の10第9項)。

イ 工業所有権その他の技術に関する権利，特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（以下，これらを総じて「工業所有権等」という。）

ロ 著作権，出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの

ハ 13条8号イ〜ツ（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産¹⁸⁹

そして，イの工業所有権等に該当するものについては，法人税基本通達において「特許権，実用新案権，意匠権，商標権の工業所有権及びその実施権等」のほか，これらの権利の目的にはなっていないが，生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作として「特別の原料，処方，機械，器具，工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式，これに準ずる秘けつ，秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等」が示されている（同通達 20-3-2）。そのうえで，「ノウハウはもちろん，機械，設備等の設計及び図面等に化体された生産方式，デザイン」もこれに含まれるとされている（同）。他方で，「海外における技術の動向，製品の販路，特定の品目の生産高等の情報又は機械，装置，原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査，検査等」は含まれないとされている（同）。

また，ハの同法施行令 13条8号イ〜ツには，鉱業権¹⁹⁰，漁業権¹⁹¹，ダム使用权，水利権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権，ソフトウェア，育成者権，公共施設等運営権，樹木採取権，営業権，専用側線利用権，鉄道軌道連絡通行施設利用権，電気ガス供給施設利用権，電気ガス供給施設利用権，工業用水道施設利用権，電気通信施設利用権が掲げられている。

これらの無形資産の定義と具体例を整理すると，下表のようになる（図表 8）。

¹⁸⁹ 同号カ〜ツには，わが国の法令で定められたものが規定されているが，国外におけるこれらに相当するものについても含まれる。

¹⁹⁰ 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利についても含まれる。

¹⁹¹ 入漁権についても含まれる。

図表 8 無形資産の定義と具体例

法令上の定義	具体例	
	措置法通達	参照先
租税特別措置法，同法施行令 特許権，実用新案権その他の資産 (有形資産，金融資産以外のもの)	① 法人税法施行令183条3項1号 イ 工業所有権等	・特許権，実用新案権，意匠権， 商標権の工業所有権及びその実施権等 ・独自の生産方式，これに準ずる秘けつ， その他特別に技術的価値を有する知識等 (法人税基本通達20-3-2)
	ロ 著作権，出版権，著作隣接権等	-
	ハ 法人税法施行令13条8項イ～ツ (無形固定資産)	・特許権，実用新案権，意匠権，商標権， ソフトウェア，営業権等 (法人税法施行令13条8項イ～ツ)
	② 顧客リスト，販売網	-
	③ ノウハウ，営業上の秘密	-
	④ 商号，ブランド	-
	⑤ 無形資産の使用許諾 又は 使用許諾に相当する取引により 設定される権利	-

(筆者作成)

このように，移転価格税制における無形資産は，いわゆる知的財産権に限定されておらず，有形資産及び金融資産以外の価値のあるものを，抽象的かつ包括的に無形資産として認識しうるものとされている¹⁹²。そのため，課税庁によって，具体性を欠いた曖昧なものが無形資産として認識される可能性も否定できない¹⁹³。

なお，令和元年度税制改正前の措置法通達においては，無形資産とは，同通達が例示しているもの等の「重要な価値のあるもの」をいうとされていたが，改正後の同通達においては，「重要な価値のあるもの」であるか否かは問わないこととされた（同通達 66 の 4(3)-3）。

他方，事務運営指針では，税務調査において，無形資産による両当事者の所得への貢献度合いを検討するにあたり，「重要な価値を有し所得の源泉となるものを総合的に勘案することとされている（3-12）¹⁹⁴。

すなわち，無形資産の該当性判断においては「重要な価値」を有するか否かは問わないが，独立企業間価格の算定（所得への貢献度合いの検討）においては，所得の源泉たりえる程度の「重要な価値」を有するものでなければならないと解される（参考事例集 [事例 11] 《解

¹⁹² 岩倉正和「移転価格税制—無形資産の扱いを中心に」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣，2010年）700頁参照。

¹⁹³ 岩倉・前掲注（192）702頁参照。

¹⁹⁴ このような定めに対し，「超過収益を上げているからそれらはすべて無形資産に起因すると考えるのは慎重であるべき」とする指摘として，羽床正秀=古賀陽子『平成21年版 移転価格税制詳解—理論と実践ケース・スタディ』（大蔵財務協会，2009年）506頁。

説》においても同旨の説明がされている¹⁹⁵⁾。

2. OECD 移転価格ガイドラインにおける無形資産

(1) 無形資産の定義

2017年 OECD 移転価格ガイドラインでは、無形資産とは、①有形資産及び金融資産以外のもので、②商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、③当該資産に係る取引が独立企業間で行われるとした場合にその対価が支払われるべきものと示されている（パラグラフ 6.6。①～③の番号は筆者による）。

同ガイドラインに示されている 3 つのポイントのうち、①及び③については、わが国の法令上の定義と同じものとなっているが、②については、その定義から外れている。

ただし、わが国の法令上の無形資産は、「譲渡若しくは貸付け……又はこれらに類似する取引」がなされることが前提とされていることから（租税特別措置法施行令 39 条の 12 第 13 項）、②（所有又は支配すること）についても、実質的な違いはないと考えられる¹⁹⁶⁾。

また、同ガイドラインでは、独立企業間価格の算定において考慮すべき重要な無形資産は「必ずしも会計上の無形資産として認識されるわけではなく、「研究開発費や広告費等などの無形資産の開発に伴う費用が、会計上資産化されず経費として計上されることもあ」とされており、会計上の費用について、移転価格税制上の無形資産として認識されることが示されている（パラグラフ 6.7）。

(2) 無形資産の事例

同ガイドラインでは、いくつかの事例が示されたうえ、無形資産への該当性について解説がなされている¹⁹⁷⁾。

無形資産に該当するものとしては、特許、ノウハウ及び企業秘密、商標、商号及びブランド、無形資産に関するライセンス及び類似の限定的な権利が挙げられている（第 6 章 A4.1

¹⁹⁵⁾ 参考事例集では、無形資産による両当事者の所得への貢献度合いを検討にあたっては、「法人又は国外関連者の所得の源泉となる無形資産は、主に無形資産のうち重要な価値があると認められるものであるため、無形資産として『重要な価値』を有するかどうかの判断が必要となる」と説明されている（〔事例 11〕《解説》）。

¹⁹⁶⁾ 藤枝＝角田・前掲注（6）131 頁参照。実際にも、参考事例集において「市場の特殊性のように、法人又は国外関連者により所有又は支配されないものは、無形資産に該当しない〔下線は筆者〕」との記載がなされている（〔事例 11〕（参考））。

¹⁹⁷⁾ なお、同ガイドラインでは、「事例を包括的に示すことや、無形資産を構成するもの又は構成しないものを完全に列挙することを意図するものでもない。この事例に含まれない多くのものが、移転価格算定上の無形資産に該当するかもしれない」（パラグラフ 6.18）とされており、無形資産に該当するもの全てについて列挙することは意図されていない。

～A4.5)。また、のれん及び継続事業価値については、これらが無形資産を構成するか否かは明らかでないが、「継続事業の資産の一部又は全部が移転される際に、独立企業間で支払われる対価の重要かつ金額的に大きな部分は、のれん及び継続事業価値などに係る何らかの対価を表すかもしれない」とされ、このような取引が関連者間で行われる場合には、独立企業間価格の算定において考慮すべきとされている（同章 A4.6, パラグラフ 6.28）。

他方、無形資産に該当しないものとしては、グループシナジー、市場固有の特徴が挙げられている（同章 A4.7, A4.8）。

第 2 節 無形資産取引の特色と具体的態様

1. 無形資産取引の特色

(1) 企業グループ間において取引されやすいこと

無形資産は、次のような理由から必ずしも効率的に取引されず、市場の失敗が存するため、市場を介さない企業グループ間において取引されやすい¹⁹⁸。

1 つは、無形資産は、その製造に係る限界コストがゼロに近いことからフリーライダーの問題が生じ、それゆえに公共財的な性質を有することになり、市場に委ねておく必要量が供給されなくなるからである¹⁹⁹。

2 つは、無形資産取引においては、囚人のジレンマが発生するおそれがあるからである²⁰⁰。供給者は、対価の全額を受け取るまではノウハウ（無形資産）の全てを相手に提供するわけにはいかず、逆に、需要者は、ノウハウを全て教えてもらうまでは対価を全額支払うわけにはいかず、取引そのものが行われなくなる可能性が存する（さもないと、供給者は対価なしに知識だけを入手されるおそれがあり、需要者は知識を得られないまま対価だけをとられるおそれがある）²⁰¹。

3 つは、無形資産は、実際に使用しない限り、その有用性が不確実であるからである²⁰²。

無形資産取引においては、このような市場の失敗が存する。したがって、多国籍企業は、これを回避するために無形資産取引を企業グループ間のみで行うこととなり、グループ間における無形資産取引は増加する²⁰³。

¹⁹⁸ 中里・前掲注（175）33 頁参照。なお、市場の失敗とは「自由に競争が行われている市場で価格の自動調節機能が働かず、効率的な資産配分が達成されない状況」をいう。

野村証券株式会社「証券用語解説集」（野村証券株式会社 HP）

<https://www.nomura.co.jp/terms/japan/si/A02913.html>（2023 年 3 月 15 日最終確認）。

¹⁹⁹ 中里・前掲注（175）33-34 頁参照。

²⁰⁰ 中里・前掲注（175）34 頁参照。

²⁰¹ 中里・前掲注（175）34 頁参照。

²⁰² 中里・前掲注（175）34 頁参照。

²⁰³ 増井＝宮崎・前掲注（4）199 頁参照。

(2) 比較対象取引の抽出が困難であること

無形資産取引は、次のような理由から独立企業間価格の算定において、外部市場から比較対象となる類似の取引を抽出することが困難であると考えられる²⁰⁴。

1 つは、上記(1)のとおり、無形資産取引は企業グループ間においてのみ行われることが多いため、そもそも外部市場において見られる取引が少ないからである²⁰⁵。

2 つは、無形資産取引を行うような高度に統合された企業は、規模の利益や取引費用の節減等によって、独立した企業よりも高い収益率を享受しうるからである²⁰⁶。

したがって、無形資産取引に係る独立企業間価格の算定方法については、非関連者間における取引価格に着目した基本三法が適さない場合が多く、利益法（利益分割法，TNMM）の適用が多くなると考えられる²⁰⁷。

2. 事業の成功要因との関係

前記のとおり、無形資産を保有する企業には、より多くの所得がもたらされることから、企業が事業に成功する要因と保有する無形資産の間には、強い関係があると思われる²⁰⁸。そして、事業の成功要因は産業によって異なることから、無形資産についても、産業ごとに異なる特徴を有することが想定される。

例えば、IT 産業や自動車産業では、技術や品質のような要素が重要であり、消費者向け高級ブランド産業では、ブランドイメージやマーケティングのような要素が重要である²⁰⁹。そして、長期的に成功を収めている企業は、競争優位を実現するため、設備投資以外にも、これらの要素について何らかの戦略的な投資を行っているはずである²¹⁰。それらの投資は、無形資産への投資と見ることができる²¹¹。

そこで、次では、多くの無形資産が活用される医療用医薬品産業を素材として、無形資産の具体的態様について確認する。

²⁰⁴ 増井＝宮崎・前掲注（4）198頁，岩倉・前掲注（192）709-710頁参照。

²⁰⁵ 岩倉・前掲注（192）709-710頁参照，中里実「国際取引と課税―課税権の配分と国際的租税回避―」（有斐閣，1994年）290頁参照。

²⁰⁶ 増井＝宮崎・前掲注（4）198-199頁参照。

²⁰⁷ 岩倉・前掲注（192）709-710頁参照。

²⁰⁸ NERA エコノミックコンサルティング『移転価格の経済分析―超過利益の帰属と産業別無形資産の価値評価』（中央経済社，2008年）184頁参照。

²⁰⁹ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）185頁参照。

²¹⁰ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）185頁参照。

²¹¹ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）185頁参照。

3. 医療用医薬品産業における無形資産

(1) 産業の特徴

医療用医薬品産業は、研究開発志向型であり、ハイリスク・ハイリターンな側面を持つ²¹²。具体的には、新薬開発のために多額の研究開発費を要するという一方、ブロックバスターと呼ばれる大ヒット薬を生み出すことができれば、物質特許による保護の下、1製品あたりの売上として、年間1,000億円以上の収益を長期にわたって享受できるといわれている²¹³。

ただし、同産業は、国民の生命に関わるような甚大な影響力を持つため、認可・価格・製造・販売等について、国（厚生労働省）に厳しく規制されている²¹⁴。このように、同産業には、高いリスクと厳しい規制が存している²¹⁵。

同産業では、近年、急速に多国籍化が進んでおり、多国籍の製薬会社が海外で製品を販売する場合、現地に販売子会社を設立するケースが多いとされている²¹⁶。また、当該子会社の多くは、販売及びマーケティング機能に加えて臨床試験機能を有するなど、単なる販売会社ではないことが特徴的であるとされている²¹⁷。

以下では、同産業における想定ケースを基に、無形資産への該当性を検討する。

(2) 想定ケース

わが国には製薬会社 X があり、国外に所在する子会社 A を通じて市場に医療用医薬品を販売している場合を想定し、検討する。なお、具体的な前提は次のとおりである²¹⁸。

- ① 医療用医薬品の非臨床試験は、X がわが国で行い、臨床試験は、A が所在国で行った²¹⁹。
- ② X は、わが国で半製品を製造し、A に販売をしている。
- ③ A は、所在国で半製品から製品を製造し、販売及びマーケティング活動もしている。
- ④ A による製品の外部販売によって、A（及びその所在国）に超過利益が発生している。

²¹² 森信夫『移転価格の経済学—BEPS問題への対応と無形資産評価』（中央経済社、2014年）113頁参照。

²¹³ 森・前掲注（212）113頁参照。

²¹⁴ 森・前掲注（212）113頁参照。

²¹⁵ 森・前掲注（212）113頁参照。

²¹⁶ 森・前掲注（212）113-114頁参照。

²¹⁷ 森・前掲注（212）114頁参照。

²¹⁸ 前提の一部について、NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）189-190頁参照。

²¹⁹ 本ケースでは、基礎研究も X が行っているものと推定されるが、基礎研究費を移転価格税制上の無形資産として考慮すべきかについては議論の余地があるため、前提から外している。基礎研究費についても、資産化して評価する可能性があるとする見解として、山川・前掲注（7）145-146頁。

(3) 無形資産への該当性の検討

上記(2)のケースでは、大きく分けて次の2つが無形資産に該当すると思われる。

ア 研究開発活動により形成される無形資産

医療用医薬品の価値の大部分は、研究開発活動によって形成され、このような無形資産は、特許で保護されることとなる²²⁰。

ただし、特許が研究開発活動に係る無形資産の全てというわけではなく、各国の規制当局（厚生労働省、FDA等）の承認や、膨大な臨床試験データの収集に係るコストについても、無形資産として考えることができる²²¹。また、特許や承認を取得するまでの医療用医薬品に係る研究開発費についても、同様に考えることができる²²²。

そうすると、上記(2)のケースにおける研究開発活動により形成される無形資産としては、主に、①Xの非臨床試験費、②Aの臨床試験費、③特許の取得及び規制当局の承認に係るコストが該当することとなる（企業会計上、研究開発により取得した特許は研究開発費（上記①・②）として会計処理していることを想定し、特許権を除いている²²³。なお、特許の取得に係る付随費用は特許権として資産化することとなるが、上記③に含まれている²²⁴）。

また、これらについて移転価格税制上の無形資産の定義に照らすと、次のように整理することができる。

租税特別措置法施行令において、無形資産とは「特許権、実用新案権その他の資産」（で、当該資産に係る独立企業間取引において対価が支払われるべきもの）であると規定されている（同法施行令39条の12第13項）。企業会計上、上記①及び②は、研究開発費等の費用として会計処理されることとなるが、実質的には、特許権の取得に要する費用である。例えば、特許権を購入によって取得した場合には、資産として会計処理されることとなるため²²⁵、上記①及び②は、無形資産である特許権の価値を示すものといえる。

仮に、同項の「特許権」が企業会計上の資産に限定されとしても、措置法通達66の4(8)-2では、無形資産の具体例として、法人税法施行令183条3項1号イの工業所有権等が該当すると示されている。また、法人税基本通達には、工業所有権等の意義として「特許権」が示されているほか、「生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作」

²²⁰ 森・前掲注（212）127頁参照。

²²¹ 森・前掲注（212）127頁参照。

²²² 森・前掲注（212）127頁参照。

²²³ 桜井久勝『財務会計講義〔第23版〕』（中央経済社、2022年）202頁参照。

²²⁴ 桜井・前掲注（223）202頁参照。

²²⁵ 桜井・前掲注（223）201-202頁参照。

が示されていることから（同通達 20-3-2）、上記①及び②は、移転価格税制上の無形資産に該当すると解される。

上記③は、企業会計上、特許権等の資産として会計処理されることが想定されるが、何らかの費用として会計処理されたとしても、上記①及び②と同じく特許権の価値を示すものであり、同通達の内容にも合致するため、同税制上の無形資産に該当すると解される。

イ マーケティング活動により形成される無形資産

医療用医薬品産業では、一般的に、新薬の上市に際して巨額のマーケティング投資が行われることとなり、製品によっては、研究開発活動に匹敵するほど大きいとされている²²⁶。

同産業におけるマーケティング活動の対象は、医薬品の処方を行う医師が中心となる²²⁷。そのため、製薬会社にとって重要なマーケティング活動とは、実際に医師を訪問して製品についての情報を伝える、MR（医薬情報担当者）によるディテールリング活動である²²⁸。

このようなマーケティング活動の無形資産への該当性については、議論の余地があると思われる。なぜなら、このような、いわゆる広告宣伝活動は、ほとんどの企業が何らかの形式で行っており、単にこのような活動を行っているというのみでは、超過利益の源泉となる無形資産を形成しているとは判断できないからである²²⁹。

この点については、製薬会社のマーケティング活動と一般的な広告宣伝費の違いとして、次のような点が挙げられる。

1 つは、MR のディテールリング活動は、一旦、医師が医薬品の処方の意思決定をすると、その決定が繰り返され、よほどのことがない限り、他の医薬品に代替されない（経済学上、医師は「リスク回避的」とされる）点である²³⁰。すなわち、このような活動によって処方の意思決定がされた製品は、長期的に処方され続けることが見込まれることから、過去の投資の効果が長期に及ぶという点で、資産としての性質を有する²³¹。

²²⁶ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）190-191 頁参照。

²²⁷ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）192 頁参照。

²²⁸ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）192 頁参照。

²²⁹ 山川・前掲注（7）147 頁参照。課税庁により、国外関連者によるマーケティング活動が、一般的な広告宣伝費として認定されてしまう問題を指摘するものとして、伊藤雄二＝萩谷忠『Q&A 移転価格税制のグレーゾーンと実務対応』（税務経理協会、2012 年）70-73 頁。

²³⁰ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）195 頁参照。

²³¹ NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）195 頁参照。同著書では、MR のディテールリング活動について「その効果は相当期間持続する、すなわち資産としての効果があるとされており、多くの実証研究でもサポートされている」と示されている。

2つは、製薬会社のマーケティング活動と売上高との関連性が示された研究が多数存在し、少なくとも大型の新薬に係る利益率は、サービス・プロバイダーの利益率を長期的に大きく上回ることが明らかにされている点である²³²。

以上の点から、上記(2)のケースにおけるAのマーケティング活動については、一般的な広告宣伝費とは異なり、無形資産に該当するものと考えられる。

また、このような活動について移転価格税制上の無形資産の定義に照らすと、次のように整理することができる。

まず、前節で示した無形資産の定義において、同産業のマーケティング活動がどれに該当するか（もしくはどれにも該当しないのか）については、必ずしも明らかでない。

ただし、参考事例集では、マーケティング活動により無形資産が形成されている例として、国外の子会社が「多数の営業担当者を配置し、小売店や最終消費者向けに様々な販売促進活動を行い、相当数の取引先小売店を有し、充実した小売店舗網を形成」している状況が挙げられている（[事例11]（1））。そして、このような活動が所得の源泉となっている場合には、無形資産として認められることが示されている（同）。

そのほか、事務運営指針においても、税務調査において考慮すべき無形資産として「生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等」が示されている（3-12）。

したがって、同ケースにおけるAのマーケティング活動は、移転価格税制上の無形資産に該当すると解される。

（4） 裁決例における判断

第1章第1節で取り上げた武田薬品事件裁決では²³³、上記(2)のケースと類似の状況において、上記(3)と概ね同様の結論が導かれている。具体的には、内国法人が負担した非臨床試験費を内国法人の「重要な無形資産」とし、国外関連者が負担した臨床試験費及びマーケティング費用を国外関連者の「重要な無形資産」として、それぞれの残余利益の分割要因とすべきことが示されている（実際の同裁決では、内国法人が国外関連者の臨床試験費の一部を負担しており、これをどちらの分割要因とすべきかが争点の1つとされていた）²³⁴。

以上が、無形資産取引の特色と医療用医薬品産業を素材とした具体的態様である。

第3節 独自の機能と重要な無形資産の差異

本節では、まず、残余利益の分割要因として、平成23年度税制改正前の旧措置法通達に示されていた「重要な無形資産」の意義について整理する。そのうえで、改正後の同通達に

²³² NERA エコノミックコンサルティング・前掲注（208）195頁参照。

²³³ 国税不服審判所裁決平成25年3月18日・前掲注（27）。

²³⁴ 本事案において基礎研究費の取り扱いを確認できないが（伏せ字等のため）、少なくとも内国法人が行った前臨床段階に係る費用は、内国法人の分割要因とされている。

示されている「独自の機能」との差異について検討する。

1. 重要な無形資産の意義

(1) 旧措置法通達における位置付け

平成 23 年度税制改正前の旧措置法通達では、残余利益分割法の適用において、残余利益は「法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する」ことが規定されていた（同通達 66 の 4(4)－5）²³⁵。また、「当該重要な無形資産の価値による配分を当該重要な無形資産の開発のために支出した費用等の額により行っている場合には、合理的な配分として、これを認める」ことが示されていた（同）。

すなわち、改正前の同通達では、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」の価値であり、その価値については、開発のために支出した費用等の額により、算定することができるとされていた。したがって、一般には、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」の価値である支出費用に基づくものとして認識されており、裁判例・裁決例においても、このような認識に基づいて判断がされていた²³⁶。

しかし、同通達では「重要な無形資産」が何かという点は明らかにされておらず、そのほかの関連文書においても必ずしも明らかではなかった²³⁷。

(2) 「重要な無形資産」についての主な見解

ア 「重要な」ものとされている意義

まず、「重要な」無形資産のみが分割要因とされていたことについて、安易な「重要な無形資産」の認定による恣意的な課税を避けるため、あえてこのような限定をしたとする見解が存する²³⁸。この見解は、何でもかんでも「重要な無形資産」に含まれてしまうと、恣意的な独立企業間価格の算定が可能になってしまうことから、そのような問題に歯止めをかけるために、「重要な」ものに限定をしたとみるものである²³⁹。

²³⁵ このように規定された背景については、1995 年 OECD 移転価格ガイドラインにおいて、基本的利益に「各企業が所有するユニークでかつ価値のある資産によって創出される利益」は一般的には含まれない、とされていたことによる（パラグラフ 3.19）。山川博樹＝青山慶二「国際課税の執行を巡る最近の状況」国際税務 33 巻 1 号（2013 年）43 頁〔山川博樹発言部分〕参照。

²³⁶ 例えば、第 1 章第 1 節で取り上げた裁決例として、国税不服審判所裁決平成 22 年 1 月 27 日・前掲注（26）、国税不服審判所裁決平成 25 年 3 月 18 日・前掲注（27）。

²³⁷ 「重要な無形資産」を、米国の財務省規則の「価値のある、特殊な (valuable, non-routine) 無形資産」に相当するものとみる見解として、望月・前掲注（84）526-527 頁。

²³⁸ 中里・前掲注（175）54-55 頁参照。

²³⁹ 中里・前掲注（175）54-55 頁参照。

イ 「重要な無形資産」の該当性要件

次に、「重要な無形資産」とされるためには、①残余利益との関連性と②無形資産の重要性という 2 つの要件を充足する必要があるとする見解が存する²⁴⁰。具体的な要件は、次のようなものである。

(ア) 残余利益との関連性

第 1 に、残余利益との関連性については、残余利益と分割要因である「重要な無形資産」との間には、相関関係が認められることが要件とされている²⁴¹。

その理由としては、これらの相関関係が認められない場合には、上記アのとおり、恣意的な独立企業間価格の算定が可能となってしまうことが挙げられている²⁴²。具体例として、内国法人が負担した基礎研究費を、売上高などに基づいて国外関連者に配賦している（負担させている）場合において、それぞれが基礎研究費を負担している事実をもって、基礎研究費を両当事者の「重要な無形資産」に含めるような算定方法は避けるべきであるとされている（基礎研究費自体が、残余利益との相関性が低いとする前提に立っていると思われる）²⁴³。

(イ) 無形資産の重要性

第 2 に、無形資産の重要性については、残余利益分割法は「多大な利益を生む無形資産が存在する場合²⁴⁴」にのみ適用すべきとの見地から、そのような無形資産が存することが要件とされている²⁴⁵。また、そのような無形資産が存しない場合には、TNMM を適用すべきとされている²⁴⁶。

ウ 「重要な無形資産」の価値算定は相対的な価値の割合で足りること

最後に、両当事者が有する「重要な無形資産」の価値について、絶対額を算定することは必ずしも必要ではなく、各々が有する相対的な価値の割合で足りるとする見解が存する²⁴⁷。この見解は、「重要な無形資産」の価値算定が相対的な価値の割合で足りるからこそ、無形

²⁴⁰ 中里・前掲注（175）57 頁参照。

²⁴¹ 利益分割法における分割要因として、中里・前掲注（205）445 頁参照。同旨の見解として、藤枝・前掲注（3）690-691 頁参照。

²⁴² 中里・前掲注（175）58 頁参照。

²⁴³ 中里・前掲注（175）58 頁参照。

²⁴⁴ 高久・前掲注（176）104 頁。

²⁴⁵ 中里・前掲注（175）58 頁参照。

²⁴⁶ 高久・前掲注（176）104 頁，中里・前掲注（175）58 頁参照。

²⁴⁷ 山川・前掲注（7）144 頁参照。

資産の取得価額のほか、各期の支出費用の額を用いてその価値を算定することが認められるとするものである²⁴⁸。

また、同見解では、「重要な無形資産」の相対的な価値の割合が適切に算定されている場合には、残余利益の金額に比して「重要な無形資産」の金額が少額であったとしても、残余利益分割法の適用上は問題ないこととされている²⁴⁹。

(3) 小括

「重要な無形資産」の意義については、旧措置法通達の残余利益の分割方法や、上記(2)ア及びイの見解に鑑みると、残余利益との相関性が認められる程度に、その発生に貢献している無形資産をいうと解することができる。

また、その価値算定については、同通達の残余利益の分割方法や、上記(2)ウの見解に鑑みると、両当事者が有する「重要な無形資産」の相対的な価値の割合が算定できればよいと解することができる。すなわち、両当事者の残余利益への貢献度合いが適切に把握できるのであれば、無形資産の取得価額や支出費用の額を用いてその価値を算定すること自体には、何ら問題はないものと思われる（ただし、残余利益との相関性の見地から、これらをどこまで含めるべきなのかという問題は残されている²⁵⁰）。

2. 独自の機能と重要な無形資産

(1) 「独自の機能」の意義

平成 23 年度税制改正により、法令においても、残余利益分割法が規定された。そして、租税特別措置法施行令では、残余利益の分割要因について、「残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因」であることが定められた（同法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ）。

また、これに伴う措置法通達の改正によって、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」ではなく、「独自の機能」に基づくこととされた（同通達 66 の 4(5)-4）。これは、残余利益の定義自体が、「法人及び国外関連者が独自の機能を果たすことによりこれらの者に生じた所得」であるとされたことによる（同）。

さらに、同通達では、「独自の機能」が両当事者の有する重要な価値のある「無形資産」

²⁴⁸ 山川・前掲注 (7) 144 頁参照。

²⁴⁹ 山川・前掲注 (7) 144-145 頁参照。ただし、残余利益が相当な金額であるにもかかわらず、ごく僅かの研究開発費等（重要な無形資産）をもって残余利益を分割してしまうと、僅かなパラメータの相違によって多額の移転価格課税が左右されることとなる。この問題を指摘するものとして、堀口＝鈴木・前掲注 (177) 1755-1757 頁、南繁樹「最適方法ルールの導入と利益分割法の明確化—訴訟対応」税務弘報 60 卷 1 号 (2012 年) 33 頁参照。

²⁵⁰ この問題を指摘するものとして、藤枝・前掲注 (10) 463 頁参照。

により果たされている場合には、両当事者の「独自の機能」による貢献度合いを算定するにあたって、その「無形資産」の価額や開発費の額等を用いることができるとされている(同)。

すなわち、「独自の機能」とは、残余利益の発生源となる(残余利益との強い相関がある)ようなものであり、例としては、重要な価値を有する「無形資産」が該当することとなる。また、残余利益分割法の適用において、「独自の機能」は残余利益の発生源であるがゆえに、これを残余利益の分割要因として用いることは適切であると解することができる。

なお、「独自の機能」の意義について、国税庁のパブリックコメントでは『『基本的な製造・販売等の活動だけでは生み出すことのできない利益の発生に貢献する機能』を指すものであり、その例として無形資産を使用することにより基本的活動のみを行う法人では果たし得ない機能²⁵¹⁾』であると説明されている。

(2) 「重要な無形資産」との差異

前記のとおり、「独自の機能」の例としては、重要な価値を有する「無形資産」、すなわち、「重要な無形資産」が挙げられている。この点について、①「独自の機能」は「重要な無形資産」と同じ概念であるのか、それとも、②「独自の機能」は「重要な無形資産」よりも幅広い概念(「重要な無形資産」はその一部にすぎない)であるのかという疑問が存する。

この疑問点については、必ずしも明らかにはなっていない²⁵²⁾。ただし、この文言の変更は、OECD 移転価格ガイドラインの改訂及びわが国における残余利益分割法の明文化の2点に基づくものであることから²⁵³⁾、上記②のように解することが素直ではないと思われる²⁵⁴⁾。具体的には、次のとおりである。

第1に、残余利益分割法(残余利益分析)について、1995年の同ガイドラインでは、一般的に「各企業が所有するユニークでかつ価値のある資産によって創出される利益〔傍点は筆者〕」は、基本的利益に含まれていないとされていた(パラグラフ3.19)²⁵⁵⁾。この規定に沿った結果、旧措置法通達上、その裏返しである残余利益は、両当事者が有する「重要な無形資産」によって生ずるものとして位置付けられた(すなわち、「ユニークでかつ価値のある資産」が「重要な無形資産」として位置付けられたものと解される)²⁵⁶⁾。

²⁵¹⁾ 国税庁・前掲注(11)。

²⁵²⁾ 藤枝・前掲注(10)462頁参照。

²⁵³⁾ 山川＝青山・前掲注(235)43頁〔山川博樹発言部分〕参照。

²⁵⁴⁾ 「独自の機能」は「重要な無形資産」よりも幅広い概念であるとする見解として、山川＝青山・前掲注(235)44頁〔山川博樹発言部分〕、中島格志＝関隆一郎＝川田剛＝菖蒲静夫「平成23年度国際課税関係の改正を巡る座談会」国際税務31巻11号(2011年)23-25頁〔中島格志発言部分〕参照。

²⁵⁵⁾ 山川＝青山・前掲注(235)43頁〔山川博樹発言部分〕参照。

²⁵⁶⁾ 山川＝青山・前掲注(235)43頁〔山川博樹発言部分〕参照。

そして、2010年に改訂された同ガイドラインでは、この内容に変更が加えられ、一般的に「各企業が寄与する、ユニークで価値ある貢献によって創出される利益〔傍点は筆者〕²⁵⁷」は、基本的利益に含まれていないとされた（パラグラフ 2.121）。

第2に、同ガイドラインの改訂に伴い、残余利益分割法の明文上、基本的利益の算定（比較対象取引の選定）において、法人及び国外関連者に「独自の機能」が存することによる差異は調整すべきでないことが定められた（租税特別措置法施行令39条の12第8項1号ハ）。

これらを整理すると、同ガイドラインでは、基本的利益に「ユニークで価値ある貢献」によって創出される利益が含まれておらず、わが国の法令上では、基本的利益に「独自の機能」によって創出される利益が含まれていないことになる。したがって、措置法通達においても、「ユニークで価値ある貢献」は「独自の機能」として位置付けられ、これを残余利益の分割要因（発生要因）として用いることとされた²⁵⁸。

また、以上を踏まえると、「重要な無形資産」の概念は、「ユニークでかつ価値のある資産」という概念を基にしており、「独自の機能」の概念は、「ユニークで価値ある貢献」という概念を基にしていることとなる。そうすると、同改訂によって、残余利益の分割要因は「資産」（又は資産性のある費用等）である必要はなくなることとなり、残余利益の発生に「貢献」したあらゆるものが含まれることとなる。

したがって、「独自の機能」は「重要な無形資産」よりも幅広い概念であると考えられる。

(3) 裁判例での位置付け

前記のとおり、「独自の機能」は、「重要な無形資産」よりも幅広い概念として位置付けられていると解することができる。さらに、日本ガイシ事件の控訴審判決では²⁵⁹、残余利益分割法の適用について、例え平成23年度税制改正前であったとしても、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されない旨が判示されている。具体的には、次のとおりである。

まず、残余利益の分割要因の意義について、同改正前のわが国の規定（利益分割法を規定する旧租税特別措置法施行令39条の12第8項1号²⁶⁰、その分割要因を規定する旧措置法通達66条の4(4)-2）及びOECD移転価格ガイドライン（2010年、2017年）を参照したうえで、「いずれも『重要な無形資産』であるか否かを問わず、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因と認められる場合に限り、これを分割要因とするもので

²⁵⁷ 和訳について、山川＝青山・前掲注（235）43頁〔山川博樹発言部分〕参照。2010年改訂後の同ガイドラインの訳文では「ユニークな価値のある資産」と記載されている。しかしながら、英文には「資産」への言及はないことから、この記載は正確ではないと考えられる。この点を指摘するものとして、藤枝＝角田・前掲注（6）328-329頁参照。

²⁵⁸ 山川＝青山・前掲注（235）43-44頁〔山川博樹発言部分〕参照。

²⁵⁹ 東京高判令和4年3月10日・前掲注（28）。

²⁶⁰ 平成23年政令第199号による改正前のもの。

ある〔下線は筆者〕と判断されている。

さらに、「我が国の法令においてはもちろんのこと、OECD ガイドラインをみても、残余利益の分割要因について、基本的には『重要な無形資産』のみをもって考慮されることが想定されているとか、『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値（重要性）を備えたものでなければ分割要因として考慮しないなどといったことをうかがわせる条項ないし記載はない〔下線は筆者〕」ことが明確に示されている。

すなわち、同判決によれば、同改正前であろうがなかろうが、そもそも「重要な無形資産」という概念自体が適切でなかった（旧措置法通達の定めが誤りであった）と解される。

いずれにしても、現行の同通達における「独自の機能」は、「重要な無形資産」よりも幅広い概念であると考えられる。そして、「独自の機能」には「重要な無形資産」はもちろん、これ以外の「ユニークで価値ある貢献」についても含まれるものと解される。

第4節 小括

1. 移転価格税制における無形資産

移転価格税制上の法令の定めを要約すると、無形資産とは、有形資産及び金融資産以外の資産のうち、特許権、実用新案権その他の資産（で、当該資産に係る独立企業間取引において対価が支払われるべきもの）をいうこととなる。

ただし、その全てが独立企業間価格の算定において考慮されるわけではなく、無形資産のうち、所得の源泉たりえる程度の「重要な価値」を有するもののみを考慮すべきであると解される（参考事例集〔事例11〕）。

なお、無形資産は、企業会計上の資産であるか否かは問われない、したがって、費用についても無形資産として認識されうる。

2. 無形資産取引の特色

無形資産取引には、主に、次の2つの特色が存する。

1つは、企業グループ間において取引されやすいことである。無形資産取引には市場の失敗が存するため、市場を介さず、企業グループ間において取引されやすい。

2つは、独立企業間価格の算定において、外部市場から比較対象取引を抽出することが困難であることである。これは、無形資産取引が企業グループ間で行われやすいことや、無形資産取引を行うような高度に統合された企業では、規模の利益や取引費用の節減等によって、独立企業よりも高い収益率を享受しうることによる。

3. 重要な無形資産と独自の機能

平成23年度税制改正に伴い、措置法通達上、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」から「独自の機能」という概念に置き換えられた。

旧措置法通達における「重要な無形資産」とは、残余利益との相関性が認められる程度に、その発生に貢献している無形資産をいうと解することができる。また、その価値算定については、両当事者が有する「重要な無形資産」による残余利益への相対的な貢献度合いを適切に把握できればよいと考えられる。そのため、無形資産の取得価額や支出費用の額を用いてその価値を算定することが認められる。

他方で、現行の同通達における「独自の機能」は、残余利益の発生源であるという点で、「重要な無形資産」と同様の性質を有するものである。加えて、「独自の機能」の例として「重要な価値を有する無形資産」（重要な無形資産）が挙げられていることから、これらが同じ概念であるのか、それとも、「独自の機能」はより広い概念であるのかが疑問となる。

この点については、必ずしも明らかではない。しかし、OECD 移転価格ガイドラインの改訂及びわが国における残余利益分割法の明文化に鑑みると、「独自の機能」は、「重要な無形資産」よりも幅広い概念であると解することが素直であると思われる。具体的には、次のとおりである。

わが国の移転価格税制における「重要な無形資産」の概念は、1995年の同ガイドラインにおける「ユニークでかつ価値のある資産」という概念を基にしていたものである。そして、「独自の機能」の概念は、改訂後の同ガイドラインにおける「ユニークで価値ある貢献」という概念を基にしたものである。すなわち、同改訂によって、残余利益の分割要因は「資産」（又は資産性のある費用等）である必要はなくなり、残余利益の発生に「貢献」したあらゆるものが含まれるようになったと解される。

さらに、日本ガイシ事件控訴審判決では、平成23年度税制改正前であっても、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されない旨が明確に判示されている。

以上により、現行の同通達における「独自の機能」は、「重要な無形資産」よりも幅広い概念であると考えられる。

本章では、移転価格税制における無形資産の意義、特色及び具体的態様について整理したうえで、「独自の機能」と「重要な無形資産」の差異について検討した。

以上の内容を踏まえ、次章では、本論文の主題である残余利益分割法の具体的算定方法とその見解について整理する。

第5章 残余利益分割法の具体的算定方法と各見解

本章では、残余利益分割法の具体的算定方法とその問題に関する見解を整理する。また、各見解がどのような論拠によってその立場を採っているのかを明らかにする。

第1節 基本的利益の算定と政府規制の影響

1. 基本的利益の意義

残余利益分割法において、まず、両当事者に基本的利益を配分することの意義について、法令や関連文書に定めは置かれていない。この意義について、ホンダ事件第1審判決では²⁶¹、「基本的利益をまず算出して配分し、分割対象利益から基本的利益を控除した残額を法人又は国外関連者の有する重要な無形資産の寄与によって得られた超過利益と認識して、それを重要な無形資産の価値に応じて合理的に配分する算定方法が採用されているのは、技術、ノウハウ、ブランド等の無形資産は、それが法人の利益に寄与したといえる場合であっても、その範囲及び程度がどのようなものであるかを正確に判断することが極めて困難であるためである〔下線は筆者〕」と判示されている（日本ガイシ事件第1審判決でも²⁶²、同旨の判示がされている）。

これを整理すると、残余利益（超過利益）の分割においては、両当事者による独自の機能（重要な無形資産）の貢献度合いをもってそれぞれに利益を配分することとなるが、これによってのみ正確に利益を配分することは極めて困難であるため、まず、比較可能性を有する基本的利益を算定し、これを配分するものであると解することができる。

残余利益分割法は、とりわけ、残余利益の分割において主観的・恣意的な利益配分となる可能性が高くなる²⁶³。そのため、基本的利益は、外部市場のデータを用いて算定することができるという点で、最低限の客観性を確保するためのものという意義を有する²⁶⁴。

また、残余利益分割法の上位分類である利益分割法の趣旨は「当事者が独立企業であったならば実現したであろう利益分割に、可能な限り近似させる」ことである（2017年OECD移転価格ガイドライン・パラグラフ 2.121）。この趣旨に鑑みると、残余利益分割法の適用においては、検証対象取引との比較可能性を充足しうる比較対象取引に基づき基本的利益を算定したうえで、残余利益を分割することが求められていると解される²⁶⁵。

なお、基本的利益の意義についての一般的な認識としては、基本的利益を日常性の利益

²⁶¹ 東京地判平成26年8月28日・前掲注(25)。控訴審は、東京高判平成27年5月13日・前掲注(25)。

²⁶² 東京地判令和2年11月26日・前掲注(28)。控訴審は、東京高判令和4年3月10日・前掲注(28)。

²⁶³ 藤枝・前掲注(3) 686頁、志賀・前掲注(108) 294頁参照。

²⁶⁴ 藤枝・前掲注(3) 686頁参照。

²⁶⁵ 藤枝・前掲注(3) 687頁参照。

(ルーチン利益)、残余利益を非日常性の利益(ノン・ルーチン利益)と位置付けたうえで、まず、独立企業が類似の取引(比較対象取引)から得られる市場収益を参考にしてルーチン利益を配分するものであるとみられている²⁶⁶。

2. 具体的算定方法

(1) 法令等の定め

残余利益分割法の適用においては、まず、両当事者の基本的利益を算定することとなる。そして、その算定にあたっては、原価基準法、再販売価格基準法又はTNMMと同様の方法に基づいて算定することとされている(租税特別措置法施行令39条の12第8項1号ハ。2017年OECD移転価格ガイドラインにも同旨が示されている²⁶⁷)。

すなわち、基本的利益は、検証対象取引に係る比較対象取引を見出し、検証対象取引の財務指標(売上高等)に、比較対象取引の利益指標(売上高売上総利益率、売上原価売上総利益率、売上高営業利益率、総費用営業利益率又は営業費用売上総利益率)のうち最も適切なものに乗じて算定することとなる(参考事例集[事例22]《解説》²⁶⁸)²⁶⁹。

なお、比較対象取引として選定するためには、検証対象取引と非関連者間取引との類似性の程度(比較可能性)が十分であり(措置法通達66の4(3)-1)、かつ、「独自の機能」を果たさない非関連者間取引である必要がある(同通達66の4(5)-4)。そして、比較可能性については、次のような要素を勘案して判断することとされている(同通達66の4(3)-3)。

- ① 棚卸資産の種類、役務の内容等
- ② 売手又は買手の果たす機能(売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産のうち重要な価値のあるもの等も考慮する)
- ③ 契約条件
- ④ 市場の状況(取引段階、取引規模、取引時期、政府の政策の影響等も考慮する)
- ⑤ 売手又は買手の事業戦略(売手又は買手の市場への参入時期等も考慮する)

また、検証対象取引と比較対象取引の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異を調整することとされている(検証対象法人に独自の機能が存することによる差異を除く。同法施行令39条の12第8項1号ハ)。

²⁶⁶ 山川・前掲注(1)93頁、山川・前掲注(7)140頁、志賀・前掲注(108)294頁、森・前掲注(212)52-53、58-59頁等参照。

²⁶⁷ 同ガイドラインにおいても、基本的利益は「伝統的取引基準法又は取引単位営業利益法を適用し、独立企業間の比較可能な取引の報酬を参考にして算定」することが示されている(パラグラフ2.127)。

²⁶⁸ 事務運営指針4-10においても「最も適切な利益指標を選定して計算する」ことが示されている。

²⁶⁹ 藤枝=角田・前掲注(6)324頁参照。

(2) 実務上の取扱い

ア TNMM が多用されていること

基本的利益は、原価基準法、再販売価格基準法又は TNMM と同様の方法に基づいて算定することとされている（同号ハ）。しかしながら、実際には、原価基準法又は再販売価格基準法に基づいて算定することは困難であるため、TNMM に基づいて算定することになると考えられている²⁷⁰。主には、次の2点による。

1つは、原価基準法及び再販売価格基準法を用いる場合には、TNMM に比してより厳格な比較可能性が要求されることから、適切な比較対象取引の選定が困難となるためである（事務運営指針 4-11 では、TNMM の適用においては「基本三法の適用に係る差異の調整ができない非関連者間取引であっても、比較対象取引として選定して差し支えない場合がある」と明記されている）²⁷¹。

2つは、分割対象利益は、原則として両当事者の取引に係る営業利益に基づいて算定することとされていることから（措置法通達 66 の 4(5)-1）、これを配分する基本的利益の算定においても、営業利益が適切であると考えられるためである²⁷²。

このような点から、基本的利益は、TNMM を用いて算定することになると考えられる。

イ 会社単位での検証であること

第3章第1節で示したとおり、実務においては、TNMM は企業情報単位の情報に依拠していることから、企業単位での検証によることが通例とされている²⁷³。したがって、TNMM を用いて算定される基本的利益についても、会社単位での検証となると考えられる。

以上を整理すると、基本的利益の算定においては、比較対象取引は比較対象法人となり、検証対象取引は検証対象法人とされることとなる。ただし、そもそも、残余利益分割法は、両当事者が「独自の機能」を果たしている場合に用いられる算定方法であり、そのような場合において「独自の機能」が果たされていない比較対象取引を選定することは容易ではないと思われるため、この点についての批判は見られない。十分な比較可能性が確保されることを前提に、企業単位による検証を肯定する見解もある²⁷⁴。

以下では、比較対象取引を比較対象法人といい、検証対象取引を検証対象法人という。

3. 政府規制の影響

²⁷⁰ 藤枝・前掲注（10）462頁，堀口＝鈴木・前掲注（177）1758頁参照。

²⁷¹ 堀口＝鈴木・前掲注（177）1759頁参照。

²⁷² 堀口＝鈴木・前掲注（177）1758-1759頁参照。

²⁷³ 駒宮・前掲注（54）250頁，井上・前掲注（141）42頁参照。

²⁷⁴ 山川・前掲注（7）141頁参照。

基本的利益を算定するための比較対象法人の選定においては、「独自の機能」を有しない法人を選定する必要があるが、それ以外の個別具体的な要素についても、その選定又は差異調整（以下、比較対象法人の選定又は差異調整を「選定等」という。）において、どこまでを考慮すべきかという問題が存する。

この問題について、裁判例では、市場の特性、とりわけ、政府の規制を考慮すべきか否かが争われている。具体的には、ホンダ事件のマナウス税恩典利益と日本ガイシ事件の Euro 規制等について、比較対象法人の選定等において考慮すべきか否かが争われている。どちらも政府規制が関与する要素であるが、判決上、前者は考慮すべきものとされており、後者は考慮すべきでないものと判断されている。

本論文では、これらの判断に係る分水嶺を明らかにするため、基本的利益の算定において考慮すべき又はすべきでない要素の検討にあたっては、政府規制を素材として検討する。

(1) 移転価格税制上の政府規制

2017 年 OECD 移転価格ガイドラインでは、政府規制（政府の介入）の例として、「価格統制（場合によっては価格の切下げ）、金利統制、役務提供や経営管理に対する支払統制、使用料の支払いに対する統制、特定の分野に対する助成金、為替管理、反ダンピング課税、又は為替相場政策等」が挙げられており、「原則として、これらの政府介入は、特定国の市場条件として扱われるべき」であることが示されている（パラグラフ 1.132）。

他方で、政府の認可及び免許は、無形資産であることが示されており（パラグラフ 6.24）、これらは「ライバル企業の市場への参入を制限し、その結果、取引当事者間で配分される現地市場の経済的成果に影響を与える場合」があるとされている（パラグラフ 1.149）。

したがって、移転価格税制上、これらは区別して取り扱われるべきこととなる。

(2) 政府規制の影響に対する見解

基本的利益の算定（比較対象法人の選定等）における政府規制の影響を考慮すべきか否かに係る見解は、大きく次の 3 つに分類することができる。

- ① 政府規制を考慮すべきであるとするもの（必要説）
- ② 政府規制の内容によって、考慮すべきものとそうでないものがあるとするもの（選択説）
- ③ 租税利益の場合には、その帰属先をルール化すべきとするもの（租税利益帰属説）

以下では、これらの各見解について整理する。

ア 必要説

第 1 に、政府規制による利益への影響については、比較対象法人の選定等を通じて基本的利益の算定において考慮すべきとする見解がある（以下「必要説」という）。

この見解は、ホンダ事件控訴審判決が同様の立場を採っていると思われる。同判決では、まず、政府規制の影響（マナウス税恩典利益）には、「重要な無形資産」による寄与が含ま

れている場合があるといえるものの、他方で、基本的利益が多く含まれていることも明らかであるとされている。続けて、「仮に、マナウス税恩典利益のうち、重要な無形資産が寄与している部分が存在し得るとしても、それを直接把握することは困難ないし事実上不可能であり、そもそも、基本的利益に係る部分は、基本的利益の配分について考慮すべきである」と判断されている。

必要説の論拠は、主に次の2つに分かれている。1つは、OECD 移転価格ガイドラインの内容を論拠とするものであり、2つは、残余利益分割法の仕組みを論拠とするものである。

(ア) OECD 移転価格ガイドラインを論拠とするもの

上記(1)のとおり、2017年同ガイドラインでは、政府規制は原則として特定国の市場条件として扱われることが示されている。そうすると、検証対象法人の利益が政府規制を受けている場合において、政府規制を受けていない比較対象法人を選定等するとすると、そもそも、市場条件が異なることから比較可能性を有しないこととなる²⁷⁵。

このようなアプローチによって必要説を採るものが、OECD 移転価格ガイドラインを論拠とするものである。この立場を採っていると思われる論者として、山川博樹がいる²⁷⁶。

(イ) 残余利益分割法の仕組みを論拠とするもの

残余利益分割法は、基本的利益を算定し、これを配分した結果として残余利益が算出されるというように、基本的利益と残余利益が表裏一体の関係にある²⁷⁷。

そうすると、超過利益は「独自の機能」以外のものからも生じうるという前提に立つと、比較対象法人の選定等次第では、算出された残余利益の中に「独自の機能」以外から生じた利益が混在してしまうこととなる²⁷⁸。このような場合において、残余利益を「独自の機能」の貢献度合いによって分割することは、残余利益分割法の規定に照らしても不合理であり、かかる利益の混在を避けるためには、基本的利益の算定における比較可能性は厳格に判断しなければならないこととなる²⁷⁹。

このようなアプローチによって必要説を採るものが、残余利益分割法の仕組みを論拠とするものである。この立場を採っていると思われる論者として、藤枝純がいる²⁸⁰。

イ 選択説

²⁷⁵ 参考事例集 [事例 21] においても同旨の説明がなされている。

²⁷⁶ 山川・前掲注(7) 141頁参照。

²⁷⁷ 藤枝・前掲注(3) 689頁参照。

²⁷⁸ 藤枝・前掲注(3) 689頁参照。

²⁷⁹ 藤枝・前掲注(3) 689-690頁参照。

²⁸⁰ 藤枝・前掲注(3) 689-690頁。

第 2 に、政府規制による利益への影響について、ルーチン機能のみから生ずるものである場合には、基本的利益の算定において考慮すべきであり、ノン・ルーチン機能（独自の機能）を有することが前提となる場合には、残余利益として配分すべき（基本的利益の算定においては考慮すべきでない）とする見解がある（以下「選択説」という）。

この見解は、日本ガイシ事件判決（第 1 審，控訴審）及びホンダ事件第 1 審判決が同様の立場を採っている。例えば、日本ガイシ事件第 1 審判決では、「残余利益分割法において、比較対象法人が行う類似の取引（基本的活動）は、重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕を有しない非関連者間の取引であることが前提とされており、したがって、その取引において通常得られる利益である基本的利益も、重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕の貢献により得られる利益でないことが前提とされている〔下線は筆者〕」と判断されている。

選択説の論拠は、①残余利益分割法の本質と②リスクの評価のハイブリッドな考え方に求められる。具体的には、次のとおりである。

（ア） 残余利益分割法の本質

必要説の残余利益分割法の仕組みを論拠とするもの（上記ア(イ)）で示したとおり、残余利益分割法は、基本的利益を配分した後の残余利益について、「独自の機能」の貢献度合いをもって配分するものであるから、原則、残余利益は「独自の機能」によって生み出されたものでなければならない。したがって、政府規制の影響についても、原則として基本的利益の算定において考慮すべきであると解される。

しかしながら、比較対象法人の選定において、検証対象法人との類似性を求めると、結局、「独自の機能」を有する法人の選定を求めることにほかならない場合が存する。具体的には、検証対象法人の利益が政府規制の影響を受けている一方、その影響を受ける前提として、「独自の機能」を有することを要する状況において、比較対象法人についても、そのような影響を受けていることを求めるような場合である。

このような場合は例外となり、基本的利益の算定において、政府規制の影響を考慮することができなくなる。なぜなら、そのような法人を比較対象として選定し、その利益指標を用いて検証対象法人の基本的利益を算定してしまうと、「独自の機能」によって生じた利益が基本的利益に混在することになるからである。このような算定方法は、比較対象法人が「独自の機能」を有しない法人であることを要する残余利益分割法の本質と相容れない。

（イ） リスクの評価

上記(ア)のような例外の場合には、政府規制の影響は、残余利益に含まれることとなり、残余利益の分割によって両当事者に配分されることとなる。すなわち、「独自の機能」以外から生じた利益について、「独自の機能」の貢献度合いによって配分することの是非が問題となりうる。この点については、政府規制の影響自体は、両当事者のどちらか一方が作り出したものではないことから、残余利益に含めたうえで、リスクをとって投資した結果である

「独自の機能」の貢献度合いによって配分することが妥当であると考えられる²⁸¹。

以上のようなアプローチによって、選択説の立場を採ることができる。この立場を採っているとされる論者として、中里実²⁸²、吉村政穂²⁸³、中村信行²⁸⁴、林幸一がいる²⁸⁵。

ウ 租税利益帰属説

第3に、政府規制の内容が、進出国の租税利益（租税の軽減や免除、非課税によって得られる利益）であり、これによって利益への影響がもたらされている場合には、一定のルールに基づき、わが国に帰属するか、あるいは、進出国に帰属するかを明らかにすべきとする見解がある（以下「租税利益帰属説」という）。

租税利益帰属説は、わが国の法令及び関連文書、OECD 移転価格ガイドラインにおいて、租税利益の位置付けが明らかにされていないことを論拠とし、問題視するものである²⁸⁶。具体的には、租税利益は、2017年同ガイドラインにおいて政府規制の例示に含まれておらず、また、進出国が自国の課税権を制限することで与えた租税利益について、わが国が移転価格税制を通じて吸収することは容認されないことを指摘するものである²⁸⁷。

この説によれば、租税利益について、基本的利益か残余利益かという点は問題とならず、国家間の税源配分の問題として処理することになる。すなわち、租税利益は政府規制や市場の特性といった個々の要素として取り扱わず、同ガイドラインの改訂等によって、予め帰属先を決定してしまうことが望ましいとする立場を採っている。この立場を採っているとされる論者として、岡村忠生がいる²⁸⁸。

基本的利益の算定において、政府規制の影響を考慮すべきか否かに係る見解としては、以上のようなものが存する。

第2節 残余利益の分割と分割要因の範囲

1. 残余利益の意義

残余利益分割法の仕組みからすると、残余利益とは、分割対象利益から基本的利益を配分した後の残りの金額をいうこととなる。そして、残余利益は、両当事者の「独自の機能」に

²⁸¹ 中村・前掲注（28）1395頁参照。

²⁸² 中里・前掲注（175）59-61頁参照。

²⁸³ 吉村・前掲注（25）65頁参照。

²⁸⁴ 中村・前掲注（28）1395頁参照。

²⁸⁵ 林・前掲注（28）3頁参照。

²⁸⁶ 岡村・前掲注（36）80-81頁参照。

²⁸⁷ 岡村・前掲注（36）78-79頁、岡村忠生「租税利益と移転価格税制（2）」税研31巻6号（2016年）82-83頁参照。

²⁸⁸ 岡村・前掲注（287）82-83頁。

よる相対的な貢献度合いによって配分される。

残余利益とその分割要因の意義について、ホンダ事件第1審判決では、「分割対象利益から基本的利益を控除した残額を法人又は国外関連者の有する重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕の寄与によって得られた超過利益と認識して、それを重要な無形資産の価値〔筆者注：独自の機能による寄与の程度〕に応じて合理的に配分する〔下線は筆者〕」ものであると判示されている。

また、日本ガイシ事件控訴審判決では、残余利益とは「残余利益分割法の第1段階でいう基本的利益に当てはまらない利益」であり、その分割要因とは「『重要な無形資産』であるか否かを問わず、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因〔下線は筆者〕」であると判示されている。

これらを整理すると、残余利益とは、分割対象利益のうち、基本的利益を超過した部分を包括的に捉えたものであるといえ、これを生じさせる概念として「独自の機能」という文言が用いられていると解される（第4章第3節で示したとおり、「独自の機能」は、「重要な無形資産」よりも幅広い概念をさすものであると考えられる）。

残余利益の分割は、基本的利益の算定とは異なり、外部市場のデータを用いることはせず、超過利益の発生メカニズムを特定したうえで、その発生に貢献した何らかの要素（これが「独自の機能」である。基本的利益に含まれるものを除く。）の相対的な価値に基づいて、両当事者に残余利益を配分することとなる。したがって、残余利益の分割要因は、それぞれの配分額を決定するためのキー・ドライバー（配分キー）としての意義を有する。

2. 具体的算定方法

(1) 法令等の定め

残余利益の分割方法は、分割対象利益から基本的利益を控除した金額である残余利益を、「その発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算」するものとして定められている（租税特別措置法施行令39条の12第8項1号ハ）。

また、具体的な配分キーである「独自の機能」の相対的価値の算定については、例えば、そのような機能が、重要な価値のある「無形資産」によって果たされている場合には、その価額や開発のために支出した費用の額等を用いることができるとされている（措置法通達66の4(5)-4）。

すなわち、両当事者の「独自の機能」が、それぞれが有する重要な価値のある「無形資産」によって果たされていると認められる場合には、その価値について取得価額や支出費用の額等により算定し、これを残余利益の分割要因とすればよいこととなる。

なお、事務運営指針では「無形資産」について、その形成、維持又は発展（以下「形成等」という。）に貢献しているかどうかをどのように判断すべきかが示されている。具体的には、「無形資産の形成等への貢献の程度を判断するに当たっては、当該無形資産の形成等のた

めの意思決定、役務の提供、費用の負担及びリスクの管理において法人又は国外関連者が果たした機能等を総合的に勘案する」とされ、さらに、「所得の源泉となる見通しが高い無形資産の形成等において法人又は国外関連者が単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低い」ことが示されている（3-13）。

したがって、無形資産によって残余利益が生み出されている場合には、このような機能等を検討したうえで、無形資産の帰属先を決定することになる。つまり、両当事者のどちらの無形資産とすべきか、あるいは、どちらの無形資産にもすべきではないかを決定することになる²⁸⁹。

(2) 実務上の取扱い

従来の裁判例・裁決例では、残余利益の分割要因として「重要な無形資産」という概念が用いられている。これは、旧措置法通達の内容及び1995年OECD移転価格ガイドラインに基づいていたことによる²⁹⁰。そして、「重要な無形資産」の価値については、研究開発費やマーケティング費用等の支出費用の額が用いられている。分割要因に支出費用の額を用いることについては、相対的な価値を算定するという見地からは特段の問題はないものと考えられる²⁹¹。

一方、異なる見地からの指摘として、残余利益の金額に比して「重要な無形資産」の価値が低い場合に、僅かなパラメータの違いによって多額の移転価格課税が左右されるとするものや²⁹²、利益と費用には必然的な相関性はないことから、恣意的な分割がなされるおそれがあるとするものが存する²⁹³。

3. 分割要因の範囲とその見解

現行の措置法通達上、残余利益の分割要因は「独自の機能」であることが示されているが、「重要な無形資産」との差異は、必ずしも明らかではない（先に述べたとおり、本論文では、「独自の機能」はより広い概念であるとする立場を採っている）。

また、従来の裁判例・裁決例では、「重要な無形資産」を分割要因とすることが是認されているのに対し、日本ガイシ事件判決では、分割要因は「重要な無形資産」に限定されない

²⁸⁹ この無形資産が「独自の機能」と認められる場合には、どちらの分割要因とすべきかを決定することと同義である。残余利益の分割要因の帰属先が争われた裁判例・裁決例として、第1章第1節で取り上げたTDK事件、武田薬品事件、同章第2節で取り上げた日本ガイシ事件等がある。

²⁹⁰ 山川＝青山・前掲注（235）43頁〔山川博樹発言部分〕参照。

²⁹¹ 山川・前掲注（7）144頁参照。

²⁹² 堀口＝鈴木・前掲注（177）1755-1757頁、南・前掲注（249）33頁参照。

²⁹³ 藤枝・前掲注（10）463頁参照。

と判断されている（いずれも、旧措置法通達に係る事業年度である）。

そうすると、これらがあくまで通達に過ぎず、「独自の機能」と「重要な無形資産」には差異がないとする立場を採った場合、現行法においても、分割要因は「重要な無形資産」に限定されるのか否かが問題となる²⁹⁴。以下では、この点についての見解を整理する。

(1) 限定説

第1に、残余利益は、「重要な無形資産」のみから生ずるものであり、分割要因についてもこれに限定すべきとする見解がある（以下「限定説」という）。

この見解に関し、通達が法源とはならないことに鑑みると、従来の裁判例・裁決例が同様の立場を採っていると解される（「重要な無形資産」は旧措置法通達の定めであるため）。例えば、第1章第1節で取り上げたTDK事件及び武田薬品事件でも²⁹⁵、旧措置法通達の内容が是認されている。

限定説は、1988年に米国連邦財務省及びIRSが公表した「移転価格白書」に基づいて残余利益分割法を適用すべきことを論拠とするものである²⁹⁶。これによると、次のような算定方法となる。

不動産や工場設備のように通常の市場に見られる資産（ルーチン資産）から生ずる利益は、市場の収益率に基づいて配分し、残余利益は、企業グループ独自の利益源泉である「価値のある、特殊な無形資産」（重要な無形資産）の相対的な価値に基づいて配分することとなる（いずれも分割対象利益からの配分である）²⁹⁷。

なお、日本ガイシ事件判決では、国外関連者の設備投資に係る減価償却費（超過減価償却費）を分割要因とすべきであると判断されている。これに対し、限定説は、減価償却資産のようなルーチン資産から残余利益が生じることはないとする立場を採っていることから、同判決を真っ向から否定するものである²⁹⁸。

この説は、「独自の機能」と「重要な無形資産」に差異がないとする立場を採っていると解される。この立場を採っていると思われる論者として、川端康之がいる²⁹⁹。

²⁹⁴ 日本ガイシ事件第1審判決の評釈のうち、分割要因が「重要な無形資産」に限定されるか否かについて、限定説、非限定説と称して検討したものとして、中村・前掲注(28)1393-1395頁参照。

²⁹⁵ 国税不服審判所裁決平成22年1月27日・前掲注(26)、国税不服審判所裁決平成25年3月18日・前掲注(27)。

²⁹⁶ 残余利益分割法は、1988年の同文書によって公表されたものである。望月・前掲注(84)203-204頁、川端・前掲注(28)11頁参照。

²⁹⁷ 川端・前掲注(28)11頁、望月・前掲注(84)204頁参照。

²⁹⁸ 川端・前掲注(28)11頁参照。

²⁹⁹ 川端・前掲注(28)11頁参照。

(2) 原則限定説

第2に、残余利益は、基本的には「重要な無形資産」のみから生ずるものであり、これを分割要因とすべきであるが、例外的に、それ以外の要素が寄与する場合には、これを分割要因として認めるべきとする見解がある（以下「原則限定説」という）。

この見解は、『独自の機能』は、比準や差異調整ができないような独自性として、限定的に捉えるべき³⁰⁰であるとする見解に立脚し、これを論拠とするものであるが³⁰¹、これらの見解が「独自の機能」を限定的に捉えるべきとした理由は、必ずしも明らかでない。

この理由を推察するに、次の見解と同様の立場を採っているものと思われる。具体的には、残余利益は「重要な無形資産」以外の要素からも生じうると認められるものの、そのような要素を特定し、分割要因とすることは困難であることから、可能な限り基本的利益の算定（比較対象法人の選定等）において考慮すべきであるとするものである³⁰²。

なお、日本ガイシ事件第1審判決では、「重要な無形資産」以外の利益発生要因を分割要因とすることの可否を判断するにあたり、「重要な無形資産とともに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られている〔下線は筆者〕」ことが認定されている。このことから、同判決は、原則限定説の立場を採っていると考えられる（ただし、「一般に、残余利益の分割において重要な無形資産以外の利益発生要因を分割要因として考慮することは許される〔下線は筆者〕」とも判示されているため、後記の非限定説の立場を採っていると解する方が素直である）。

この説は、「独自の機能」と「重要な無形資産」に差異があることを認めるものの、その差異は限定的（基本的には同様に扱うもの）であるとする立場を採っていると解される。この立場を採っていると思われる論者として、岡村忠生³⁰³、藤枝純³⁰⁴、中村信行³⁰⁵、辻美枝がいる³⁰⁶。

(2) 非限定説

第3に、残余利益は、「重要な無形資産」以外の要素からも生ずるものであり、そのような要素についても、分割要因として考慮すべきとする見解がある（以下「非限定説」という）。

この見解は、日本ガイシ事件判決（第1審、控訴審）が同様の立場を採っている。具体的

³⁰⁰ 岡村・前掲注（36）80頁。

³⁰¹ 辻・前掲注（28）171頁参照。

³⁰² 藤枝・前掲注（3）689-690頁参照。

³⁰³ 岡村・前掲注（36）80頁参照。

³⁰⁴ 藤枝・前掲注（10）462-464頁参照。

³⁰⁵ 中村・前掲注（28）1395頁参照。

³⁰⁶ 辻・前掲注（28）171頁参照。

には、次のように判断されている。

同第1審判決では、まず、「残余利益（超過利益）をもたらした利益発生要因は必ずしも一つに限られるものではなく、重要な無形資産以外の利益発生要因が寄与していることも十分に想定し得るのであり、……本件超過利益については、X及びA社〔筆者注：両当事者〕が保有する重要な無形資産とともに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られている〔下線は筆者〕」ことが認定されている。そのうえで、そのような要因の中には「独立企業間価格の算定においてその寄与の程度に応じた利益を当該法人又は当該国外関連者に帰属させることが相当であると評価すべきものが含まれている可能性がある〔下線は筆者〕」と判断されている。

また、同控訴審判決では、わが国の規定（平成23年度税制改正前のもの）及びOECD移転価格ガイドライン（2010年、2017年）を参照したうえで、「いずれも『重要な無形資産』であるか否かを問わず、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因と認められる場合に限り、これを分割要因とするものである〔下線は筆者〕」と判断されている。

非限定説の論拠は、①超過利益への寄与の事実と②法令等が分割要因を「重要な無形資産」に限定していないことのハイブリッドな考え方に求められる。具体的には、次のとおりである。

ア 超過利益への寄与の事実

まず、非限定説を根拠付けるためには、事実として「重要な無形資産」以外の要素が超過利益の発生に寄与しうることが認められなければならない。そのためには、超過利益の発生メカニズムを特定する必要がある。

例えば、日本ガイシ事件第1審判決では、国外関連者（A社）の設備投資が超過利益の発生に寄与していることについて、次のように判断されている（第1章第2節）。

「A社による初期の設備投資は、本件製品の量産を開始しEU市場に参入するために不可欠なものであった。また、追加の設備投資は、A社が自動車メーカーの要求する本件製品の生産能力を確保するために不可欠であったものであるが、かかる生産能力の確保がされたために、A社は自動車メーカーとの間で長期の契約期間による供給契約を締結することができ、2社寡占状態を継続させて高いシェアを維持するとともに〔筆者注：省略〕ことができたのであるから、これらの利益発生要因との関係でも、追加の設備投資による貢献は重要なものであったといえる。そして、これら初期及び追加の設備投資（本件設備投資）は、本件製品の生産構造につき資本集約度を高めるものであり、損益分岐点を大きく超える売上高が得られたことと相まって規模の利益をもたらしたという点でも、重要な貢献をしたものである（略）。〔下線は筆者〕」

この判断（超過利益の発生メカニズム）について整理すると、次のようになる。

- ① A社の設備投資は、市場への参入及び必要な生産能力を確保することに寄与した。
- ② 生産能力が確保されたことにより、自動車メーカーとの間の長期契約をはじめとする

高いシェアの維持が実現し（これには、Euro 規制等や 2 社購買制の影響が含まれている）、A 社は高い売上高をあげることができた。

③ A 社は設備投資により、固定費（減価償却費）が増加することとなる。他方で、A 社は高いシェアの維持が実現したことにより、固定費増加に伴う製品製造原価の増加を補って余りある規模の利益を得ることができた。

すなわち、A 社の設備投資は、表面上、その寄与は上記①（基本的活動といえる投資）に限定されるように見えるが、超過利益の発生メカニズムを分析してみると、上記②及び③（市場平均を大きく超えるような高い売上高及び利益率）への寄与が認められる。

このように、非限定説は、事実として「重要な無形資産」以外の要素が超過利益の発生に寄与しうることを論拠の 1 つとする。

イ 法令等が分割要因を「重要な無形資産」に限定していないこと

次に、非限定説を根拠付けるためには、法令等の下で、「重要な無形資産」以外の要素を分割要因とすることが認められなければならない。そのためには、わが国の法令等はもちろん、OECD 移転価格ガイドラインの内容を確認する必要がある。

例えば、日本ガイシ事件控訴審判決では、これらの法令等との整合性を確認したうえで、次のように判断がなされている。

まず、わが国の法令等として、平成 23 年度税制改正前の利益分割法の定め（旧租税特別措置法 39 条の 12 第 8 項 1 号³⁰⁷）及び同改正前の分割要因の定め（旧措置法通達 66 の 4(4)-2）が参照されており、次に、2010 年及び 2017 年の同ガイドラインの残余分析（残余利益分割法）の内容が参照されている（パラグラフ 2.121 及びパラグラフ 2.127）。そのうえで、これらの法令等は、分割要因とするための要件として「重要な無形資産」であることを要求していないことが確認されている。

さらに、旧措置法通達上、分割要因として「重要な無形資産」が定められていたことについては、「同通達は、……措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号〔筆者注：同改正前の利益分割法〕の規定を具体化するものとして定められた通達にすぎない」ことが示されている。

以上の法令等との整合性を確認したうえで、「『重要な無形資産』以外にも分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因があると認められる場合であってもこれを考慮しなくてよいとする趣旨であるなどと解することはできない」と判断されている。

このように、非限定説は、法令等が分割要因を「重要な無形資産」に限定していないことを論拠の 1 つとする。

以上のようなアプローチによって、非限定説の立場を採ることができる。なお、この説は、「独自の機能」を「重要な無形資産」よりも幅広い概念として位置付ける立場を採っていると解される（同判決では、現行の措置法通達が、分割要因を「重要な無形資産」に限定して

³⁰⁷ 平成 23 年政令第 199 号による改正前のもの。

いないことにも触れられている)。このような立場を採っていると思われる論者として、大野雅人³⁰⁸、林幸一³⁰⁹、南繁樹がいる³¹⁰。

残余利益の分割要因を「重要な無形資産」に限定すべきか否かに係る見解としては、以上のようなものが存する。

第3節 小括

1. 政府規制の影響に対する見解

残余利益分割法の適用が争われた裁判例のうち、基本的利益の算定においては、とりわけ、政府規制の影響が問題とされていることから、これを素材として見解を整理した。

(1) 必要説

必要説は、政府規制による利益への影響について、比較対象法人の選定等を通じて基本的利益の算定において考慮すべきとするものである。この説には、OECD 移転価格ガイドラインを論拠とするものと、残余利益分割法の仕組みを論拠とするものがある。

OECD 移転価格ガイドラインを論拠とするものは、同ガイドライン上、政府規制は市場条件として扱うべきとされていることから、検証対象法人が政府規制を受けている場合には、その影響を受けていない比較対象法人は比較可能性を有しないと解するものである。

残余利益分割法の仕組みを論拠とするものは、比較対象法人の選定等次第では、残余利益の中に「独自の機能」以外から生じた利益が混在してしまうこととなるが、そのような利益を「独自の機能」の貢献度合いにより分割することは不合理であるため、比較可能性は厳格に判断しなければならないと解するものである。

(2) 選択説

選択説は、政府規制による利益への影響について、ルーチン機能から生ずるものである場合には、基本的利益において考慮すべきであり、ノン・ルーチン機能（独自の機能）を有することが前提となる場合には、残余利益として配分すべきとするものである。この説の論拠は、①残余利益分割法の本質と②リスクの評価の両者に求められる。

1つは、検証対象法人の利益が政府規制の影響を受けている一方、その影響を受ける前提として、「独自の機能」を有することを要するような場合には、残余利益分割法の本質から、基本的利益の算定において政府規制の影響は考慮できないことである。

2つは、そのような場合には、政府規制の影響を残余利益に含めたうえで両当事者に配分することの是非が問題となるが、政府規制の影響は両当事者のどちらか一方が作り出した

³⁰⁸ 大野・前掲注（28）60-61頁参照。

³⁰⁹ 林・前掲注（28）3頁参照。

³¹⁰ 南・前掲注（28）103-105頁参照。

ものではないことから、リスクをとって投資した結果である「独自の機能」の貢献度合いによって配分することが妥当であると解されることである。

(3) 租税利益帰属説

租税利益選択説は、政府規制による利益への影響が租税利益によってもたらされている場合には、一定のルールに基づき、わが国と進出国のどちらに帰属するかを明らかにすべきとするものである。この説は、わが国の法令及び関連文書、OECD ガイドラインにおいて、租税利益の位置付けが明らかにされていないことを論拠とし、問題とするものである。

この説によれば、租税利益は独立企業間価格のスコープから外れることとなり、同ガイドラインの改訂等によって、予め帰属先を決定することとなる。

以上の見解を整理すると、下表のようになる（図表 9）。

図表 9 政府規制の影響に係る見解の整理

見解名	政府規制の考慮 (基本的利益)	論拠
必要説	○	OECD 移転価格ガイドライン（比較可能性）
		残余利益分割法の仕組み
選択説	△	残余利益分割法の本質 及び リスクの評価
租税利益帰属説	租税利益は ×	法令等の位置付け不明

（筆者作成）

2. 分割要因の範囲に対する見解

現行法上においても、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されるのか否かが問題となることから、この点についての見解を整理した。

(1) 限定説

限定説は、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定すべきとするものであり、米国連邦財務省及び IRS が公表した「移転価格白書」に基づく算定方法を論拠とするものである。

この説は、「独自の機能」と「重要な無形資産」を同視する立場を採っていると解される。

(2) 原則限定説

原則限定説は、残余利益の分割要因は基本的に「重要な無形資産」に限定すべきであるが、

例外的に、それ以外の要素を分割要因として認める場合があるとするものである。この説は、残余利益は「重要な無形資産」以外の要素からも生じうると認めたとうえで、そのような要素を特定し、分割要因とすることは困難であることから、可能な限り基本的利益の算定段階で考慮すべきとする見解に立脚するものであると思われる。

この説は、「独自の機能」と「重要な無形資産」に差異があることを認めるものの、その差異は限定的であり、基本的には同様に取り扱うものとする立場を採っていると解される。

(3) 非限定説

非限定説は、「重要な無形資産」以外の超過利益を生ずる要素について、残余利益の分割要因として考慮すべきであるとするものである。この説の論拠は、①超過利益への寄与の事実と②法令等が分割要因を「重要な無形資産」に限定していないことの両者に求められる。

1つは、事実として「重要な無形資産」以外の要素が超過利益の発生に寄与しうることを論拠とする。この点については、超過利益の発生メカニズムを特定することで肯定できる。

2つは、法令等の中で「重要な無形資産」以外の要素を分割要因とすることが認められることを論拠とする。この点については、法令等の内容が、分割要因を「重要な無形資産」に限定していないことを明らかにすることで肯定できる。

この説は、「独自の機能」を「重要な無形資産」よりも幅広い概念として位置付ける立場を採っていると解される。

以上の見解を整理すると、下表のようになる（図表 10）。

図表 10 分割要因の範囲に係る見解の整理

見解名	重要な無形資産に限定すべきか	論拠
限定説	○	米国連邦財務省・IRSの移転価格白書
原則限定説	△	その他の分割要因の特定の困難性 (必ずしも明らかでない)
非限定説	×	超過利益への寄与の事実 及び 法令等が限定していないこと

(筆者作成)

次章では、以上の見解を踏まえて、残余利益分割法の具体的算定方法のあり方を述べる。また、分割要因を特定するにあたり、基準とすべきアプローチ手法を明らかにする。

第6章 残余利益分割法の具体的算定方法のあり方

本章では、残余利益分割法の適用上、①基本的利益の算定及び②残余利益の分割のそれぞれのプロセスにおいて、いかなる要素を考慮して算定すべきかを述べる。また、分割要因を特定するにあたり、基準とすべきアプローチ手法を明らかにする。

第1節 基本的利益の算定方法

前章では、基本的利益の算定上、政府規制の影響をどのように取り扱うべきかについて、3つの見解を取り上げた。本節では、これらの見解のうち、選択説の立場を採るべきことを述べる。

1. 基本的利益と残余利益の関係

繰り返しとなるが、残余利益とは、両当事者の合算利益（分割対象利益）から基本的利益を控除した金額となる。また、残余利益は、両当事者による「独自の機能」の相対的な貢献度合いによって配分することとなる。

したがって、残余利益の中には、原則として「独自の機能」以外の要素から生じた利益が混在することは許されない。また、これを避けるためには、比較対象法人の選定等において、比較可能性を厳格に判断する必要がある³¹¹。

このように、「独自の機能」以外の要素については、原則として、全て基本的利益の算定において考慮すべきである。

2. 政府規制の位置付け

政府規制（政府の介入）による利益への影響について、2017年 OECD 移転価格ガイドラインでは、いくつかの例が挙げられたうえで、「市場条件として扱われるべき」であることが示されている（パラグラフ 1.132）。

また、参考事例集では「残余利益分割法の適用上、需要・市場価格の変動や市場の特殊性（顧客の嗜好、政府の価格規制等）による価格への影響については、適切な法人の財務情報等に基づき基本的取引を選定し、同時期の財務数値を使用する限りにおいて基本的利益の計算の中で反映される〔傍点は筆者〕」ことが明確に示されている（[事例 21]《解説》）。

すなわち、政府規制による影響は、市場条件として扱われるため、比較対象法人の選定等を通じて、基本的利益の算定の中で反映すべきこととなる。また、仮に、政府規制に準ずる何らかの要素が、単なる市場条件に分類されたとしても、同様の結論が導かれる。

したがって、例えば、日本ガイシ事件における Euro 規制等を契機とするセラミックス製 DPF（販売製品）の需要の急増が³¹²、単なる市場条件の影響によるものであったとしても、

³¹¹ 藤枝・前掲注（10）462頁参照。

³¹² 控訴審は、東京高判令和4年3月10日・前掲注（28）。第1審は、東京地判令和2年11

基本的利益の算定の中で反映すべきこととなる。

3. 残余利益分割法の本質の優先

そうであるにもかかわらず，日本ガイシ事件判決（第1審，控訴審）では，Euro規制等による影響は基本的利益の算定において考慮すべきでないと判断されている。

同判決において，市場条件の取扱い（上記2.）と異なる判断がされた最大の理由は，基本的利益の算定上，残余利益分割法の本質が，個別の要素の取扱いに優先されたことにほかならない。具体的には，次のとおりである。

(1) 「重要な無形資産」（独自の機能）と個別の要素が不可分である場合

同判決の第1審では，基本的利益は「重要な無形資産」（独自の機能）から得られる利益ではない（つまり，それ以外のものから得られる利益である）と判断されている。他方で，Euro規制等を基本的利益の算定（比較対象法人の選定等）において考慮すべきでないことについて，次のように判断されている。

「セラミックス製DPFを量産するためには，精密なセラミックス製品の製造に係る技術やノウハウ等の重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕の存在が不可欠である。したがって，セラミックス製DPFの市場に参入できるのは，このような重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕を使用することができる企業〔筆者注：括弧内省略〕のみであり，Euro規制等を契機とする需要の増加も，セラミックス製DPFを量産することが可能な〔筆者注：括弧内省略〕上記企業にのみ利益をもたらすものである（略）。〔下線は筆者〕」

すなわち，①Euro規制等はセラミックス製DPFの市場条件であるから，本来であれば，基本的利益の算定（比較対象法人の選定等）において考慮すべきであるが，②セラミックス製DPFを量産できる法人は「重要な無形資産」（独自の機能）を有する法人でもあることから，本ケースでは考慮すべきでないと判断されている（選択説の論拠（第5章第1節）で示したとおり，残余利益分割法の本質と相容れないことから，考慮すべきでないと判断されている）。

(2) 事情の優先順位

以上の判断からも明らかなように，上記②の事情は，上記①の事情に優先する。そして，上記①の事情は，個別の要素が市場条件に該当する場合には，基本的利益の算定上，考慮すべきとするものである。また，上記②の事情は，個別の要素が「独自の機能」の影響を受けている場合には，基本的利益の算定上，考慮すべきでないとするものである。

したがって，基本的利益の算定においては，上記②の事情（残余利益分割法の本質に反しているかどうか）を優先的に判断することとなり，個別の要素が「独自の機能」の影響を受

月26日・前掲注（28）。

けている場合（反している場合）には、その算定上、考慮することができないこととなる。

この点について、ホンダ事件第1審判決による検証を試みる。

(3) ホンダ事件第1審判決による検証

ホンダ事件第1審判決では³¹³、「マナウス税恩典利益を享受する法人は、重要な無形資産〔筆者注：独自の機能〕を有しているか否かにかかわらず、その事業規模に応じた税恩典を受けられるものである」と明確に判断されていることから、マナウス税恩典利益（要素）は、上記②の事情に該当しない。また、「マナウス税恩典利益は、それを享受する法人の営業利益に影響を及ぼす性質を有し、政府助成金や補助金といった政府の介入の実質を有するものとして、マナウスフリーゾーンという市場の条件を構成する」と判断されていることから、マナウス税恩典利益（要素）は、上記①の事情に該当する。

このような優先順位で判断することによって、基本的利益の算定上、マナウス税恩典利益を考慮すべきものとみることができる（同判決の判断とも整合している）。

以上のとおり、同事件におけるマナウス税恩典利益と日本ガイシ事件における Euro 規制等の判断に係る分水嶺は、上記②の事情に該当するか否かによるものである。

4. 選択説の妥当性

選択説の下では、原則、「独自の機能」以外の要素から生じた利益の全てについて、基本的利益の算定において考慮することになる。したがって、政府規制についても、その算定において考慮すべき要素となる。ただし、例外として、個別の要素が「独自の機能」の影響を受けている場合（つまり、不可分であるとき）には、これをその算定において考慮することができず、残余利益として配分することになる。このような方法は、残余利益分割法の本質を損なわずに基本的利益を算定する唯一の方法であると考えられる。

必要説を採った場合には、検証対象法人の政府規制が「独自の機能」と不可分であるとき、比較対象法人として「独自の機能」を果たしている法人を選択しうることとなる。そのような法人の利益指標を用いて基本的利益を算定してしまうと、検証対象法人の基本的利益に「独自の機能」から生じた超過利益が混在することとなり、残余利益が歪められる。

租税利益帰属説を採った場合には、租税利益は独立企業間価格のスコープから外れることとなるが、租税利益を政府規制（市場条件）として、基本的利益の算定上考慮しないことの是非が問題となりうる。また、租税利益と「独自の機能」が不可分であることによる問題も考えられる³¹⁴。

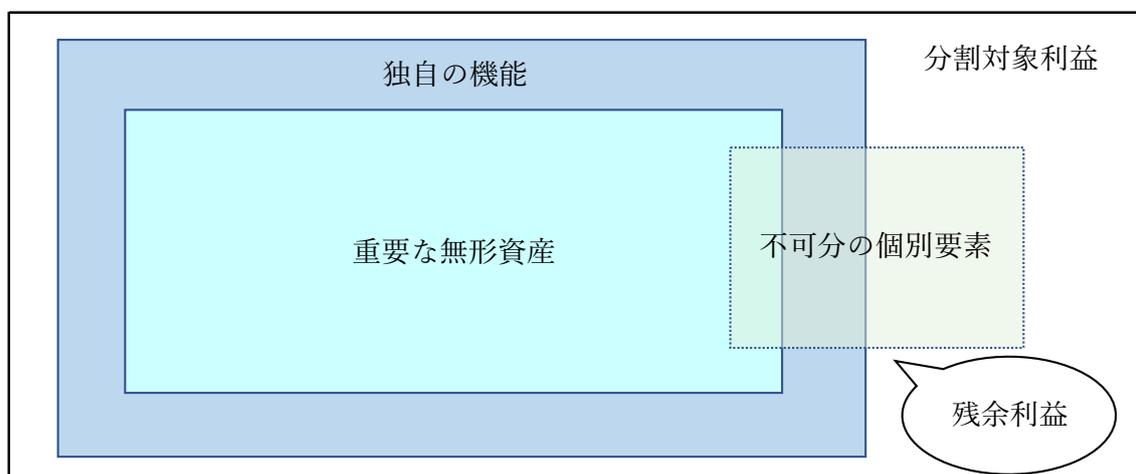
以上の理由から、選択説の立場を採るべきである。なお、本論文では、「独自の機能」は「重要な無形資産」よりも幅広い概念であるとする立場を採ったうえで、「独自の機能」と

³¹³ 東京地判平成 26 年 8 月 28 日・前掲注 (25)。

³¹⁴ 吉村・前掲注 (25) 65 頁参照。

不可分になっている個別要素（以下「不可分の個別要素」という。）は、あくまで個別要素であり、「独自の機能」ではないと位置付けている（図表 11）。

図表 11 本論文の立場における要素の整理



(筆者作成)

選択説の立場を採った場合には、残余利益に不可分の個別要素から生じた利益が含まれることとなるが、この点の是非については、次節の中で述べる。

第2節 残余利益の分割方法

前章では、現行法上においても、残余利益の分割要因は「重要な無形資産」に限定されるのか否かについて3つの見解を取り上げた。本節では、これらの見解のうち、非限定説の立場を採るべきことを述べる。

1. 超過利益への寄与の事実と選択説の関係

非限定説の論拠（第5章第2節）で示したとおり、事実として「重要な無形資産」以外の要素からも超過利益は発生しうる。その具体例として、日本ガイシ事件判決におけるA社の設備投資が挙げられる。同判決では、これが「独自の機能」に該当するかどうかは判断されていない。しかし、現行の措置法通達が「重要な無形資産」に限定していないことに触れていることに鑑みると、A社の設備投資は「独自の機能」に該当するものと解される（すなわち、「独自の機能」と「重要な無形資産」の差異に該当する）。

また、基本的利益の算定において、選択説を採るべきことは先に述べたとおりであるが、選択説を採った場合には、残余利益分割法の本質から、その算定において不可分の個別要素を考慮することができなくなる。

したがって、同判決におけるA社の設備投資や、不可分の個別要素は、「重要な無形資産」以外の超過利益の発生要因となりうることとなる。また、これを基本的利益の算定において

考慮することはできないため、残余利益に含めたうえで配分する必要がある。

2. 「重要な無形資産」以外の分割要因

非限定説を採った場合には、「重要な無形資産」以外の超過利益の発生要因を特定したうえで、それぞれの分割要因を決定する必要がある。これらの発生要因は、①当事者の行為によるものと、②不可分の個別要素によるものの2つに分類することができる。

(1) 当事者の行為によるもの

「重要な無形資産」は当事者が有するものであることから、当事者の行為によって形成されていることは明らかである。そして、「重要な無形資産」以外の超過利益の発生要因を分割要因とする場合も同様に、当事者の行為であることを要する。この点については、日本ガイシ事件第1審で明らかにされている。具体的には、次のとおりである。

同判決では、Euro規制等のEU側の事情を分割要因とすることの可否について、「その変化の発生についてX又はA社のいずれかが関与したものではないから、かかる需要の急増に対する寄与を観念し得るものではない。X又はA社の寄与は、かかる需要の急増という好機を活かして利益を得るためにこれらの者がどのような行為をしたのかを評価すべき〔下線は筆者〕」であると示されている。

当事者の行為によるものであれば、「重要な無形資産」と同様に、相対的な貢献度合いを求めることができればよいため³¹⁵、そのような行為に要した支出額（取得価額、支出費用）を分割要因として用いることができると解される。

この点、同判決では、A社の設備投資（有形固定資産）の取得価額をそのまま用いることはせず、その減価償却費が用いられている。同判決で示された超過利益の発生メカニズム（非限定説の論拠（第5章第2節））に鑑みると、減価償却費こそが、各事業年度の高い売上高及び営業利益率への貢献を表す指標であるといえるため、分割要因として妥当であると解される³¹⁶。

なお、同判決の減価償却費は、A社の基本的利益の算定（比較対象法人の利益指標）及びA社の分割要因（A社の「重要な無形資産」）において考慮済みの部分を超えた部分（超過減価償却費）が用いられているため、基本的利益及び他の残余利益との重複はない。

(2) 不可分の個別要素によるもの

不可分の個別要素は、そもそも、「重要な無形資産」や「独自の機能」ではないことから、本来であれば基本的利益として考慮すべき個別要素である（市場条件もこれに含まれる）。

³¹⁵ 山川・前掲注（7）144頁参照。

³¹⁶ 同旨の見解として、大野・前掲注（28）60-61頁、林・前掲注（28）3頁、南・前掲注（28）103-105頁参照。

また、当事者の行為ではない外的要因に限定されることから、その分割要因の特定は困難である（当事者の行為によるものであれば、それは「独自の機能」であると解される）³¹⁷。

しかしながら、不可分の個別要素は、少なからず「独自の機能」（重要な無形資産を含む）の影響を受けているはずである。したがって、当事者の行為から形成された「独自の機能」による貢献度合いをもって配分すればよいと解される。実際に、日本ガイシ事件判決では、不可分の個別要素（Euro 規制等の EU 側の事情）は分割要因として認められず、両当事者の「重要な無形資産」と A 社の超過減価償却費を分割要因として配分されている。

この方法に対する批判としては、①発生国に配分すべきとするもの、②親会社の投資判断を考慮すべきとするものの 2 点がありうる。

①発生国に配分すべきとするものは、不可分の個別要素から生じた利益について、その発生国に所在する一方の法人に配分すべきとする批判である。例えば、同判決であれば、Euro 規制等の EU 側の事情から生じた利益について、全て A 社（国外関係者）に配分すべきとするものである（同判決の X の主張）。

この批判には、矛盾があると思われる。まず、不可分の個別要素には、多かれ少なかれ、「独自の機能」の関与が認められるはずである。また、そのような要素であることにより、基本的利益として考慮することができず、残余利益に含められるものである。そうすると、A 社の「独自の機能」が関与することによって不可分の個別要素とされているのであれば、A 社は、それに見合うだけの「独自の機能」による貢献をしているはずである。したがって、X と A 社の「独自の機能」の貢献度合いで分割すれば、A 社には、その貢献度合いに見合う残余利益が配分される。これによると X に多額の残余利益が配分されるというのであれば、結局のところ、それは A 社の「独自の機能」による貢献度合いが低かったことによる。

また、残余利益分割法は、当事者それぞれの所得について、本来どちらに配分すべきものが明らかでないことから、一度合算したうえで、二段階のプロセスで両当事者に配分するものであると解される³¹⁸。そして、最初に基本的利益を算定する意義は、「技術、ノウハウ、ブランド等の無形資産〔筆者注：独自の機能〕は、それが法人の利益に寄与したといえる場合であっても、その範囲及び程度がどのようなものであるかを正確に判断することが極めて困難であるため〔下線は筆者〕」（ホンダ事件第 1 審判決）であるから、基本的利益として算定できないものであれば、残余利益として相対的に配分すべきものということになる。

②親会社の投資判断を考慮すべきとするものは、不可分の個別要素について、投資判断をした究極の親会社にも配分すべきとする批判である。例えば、日本ガイシ事件判決であれば、X の投資判断を分割要因として考慮すべきとするものである（同判決の Y の主張）³¹⁹。

これに対し、同第 1 審判決では、「その行為自体について本来 A 社から対価を受けるべき

³¹⁷ 同旨の指摘として、藤枝・前掲（10）参照。

³¹⁸ 利益分割法の意義として、山川・前掲注（1）92 頁参照。

³¹⁹ 同旨の批判として、中村・前掲注（28）1395 頁参照。

性質のものではなく、このようなグループ会社の親会社が行う投資判断から得られる利益は、本来、配当として子会社から親会社に還元されるべきもの〔下線は筆者〕」であり、独立企業間価格の算定において考慮することはできないと判断されている。

この批判によると、何でもかんでも親会社の貢献とされるということに繋がりがねない。同判決で判断されているとおり、親会社の投資判断は、配当によって還元されるべきものであると解される。

3. 非限定説の妥当性

非限定説は、残余利益分割法の趣旨に整合するものであり、かつ、選択説の立場とも整合するものである。具体的には、次のとおりである。

非限定説の下では、「重要な無形資産」(独自の機能の一部) 以外にも、①当事者の行為による「独自の機能」(重要な無形資産を除く)、②不可分の個別要素の2点が残余利益の中に含まれうる(②が含まれうるのは、選択説の立場を前提としているためである)。しかし、①は「重要な無形資産」と同じく行為に要した支出額を分割要因とし、②は分割要因を特定せずに、「独自の機能」の貢献度合いによって配分すればよい。これにより、残余利益分割法の趣旨を損なうことなく残余利益を配分することができ、問題とはなりえない。

限定説を採った場合には、「重要な無形資産」以外の当事者の行為(例えば、日本ガイシ事件のA社の設備投資)が、超過利益の発生要因となりうる事実を否定することとなる。また、同判決でも説示されているとおり、そのような事実がある場合に、これを基本的利益の算定において考慮することは、残余利益分割法の本質に反するため、許されない。

原則限定説を採った場合には、A社の設備投資は例外に該当せず、基本的利益として考慮することになると思われる³²⁰。したがって、限定説の場合と同様の結論が導かれる。

以上の理由から、非限定説の立場を採るべきである。

第3節 リスク負担と超過コストに着目したアプローチ

本節では、本論文で示した残余利益分割法の具体的算定方法のあり方を整理したうえで、その方法において、適切に残余利益の分割要因を特定するためのアプローチ手法を述べる。

1. 残余利益分割法のあり方

まず、基本的利益の算定においては、原則として「独自の機能」以外の全ての要素を考慮する。ただし、例外として「独自の機能」と不可分の個別要素が存在する場合には、これを基本的利益の算定において考慮せず、残余利益として配分する。したがって、残余利益には、

³²⁰ A社の設備投資を基本的利益の算定において考慮すべきものとして、辻・前掲注(28) 171頁参照。そのような算定が可能であるとするものとして、中村・前掲注(28) 1395頁参照。

①「独自の機能」から生じた利益と②不可分の個別要素から生じた利益の2つが含まれる。

次に、残余利益の分割においては、分割要因として、両当事者が果たす「独自の機能」の相対的な貢献度合いを用いる。したがって、①「独自の機能」から生じた利益だけでなく、②不可分の個別要素から生じた利益についても、これによって配分する。

なお、「独自の機能」とは、「重要な無形資産」よりも幅広い概念であり、超過利益の発生に寄与する当事者の行為をいうものである。また、両当事者が果たす「独自の機能」の相対的な貢献度合いの算定にあたっては、そのような行為に要した支出額（支出費用、取得価額）を用いることができる。

以上の算定方法を整理すると、次のようになる（図表12）。

図表12 本論文が採る残余利益分割法の具体的算定方法

基本的利益	残余利益	分割要因
独自の機能以外の 全ての要素から生ずる利益 (不可分の個別要素を除く)	独自の機能から生ずる利益	独自の機能* *超過利益の発生要因のうち 当事者の行為によるもの
	不可分の個別要素から 生ずる利益	

(筆者作成)

2. リスク・超過コストアプローチ

以上の算定方法による場合、分割要因である「独自の機能」をいかに特定すべきかということが問われる。そこで、日本ガイシ事件判決の判断枠組みを基に構築した、「独自の機能」とすべき要素を明らかにするためのアプローチ手法を述べる³²¹。

(1) 超過利益への寄与の事実

第1に、非限定説の論拠（第5章第2節）で検討したとおり、「独自の機能」に該当するためには、当事者の行為が、超過利益の発生に寄与しているという事実が認められなければならない。したがって、超過利益の発生メカニズムを分析したうえで、その事実を確認する必要がある。

(2) 超過的な費用

次に、「独自の機能」は、基本的活動を超える超過的な費用でなければならない。これは、

³²¹ 控訴審は、東京高判令和4年3月10日・前掲注(28)。第1審は、東京地判令和2年11月26日・前掲注(28)。

基本的活動における費用は、基本的利益の算定（比較対象法人の選定等）において考慮済みであることによる。

この点について、同第1審判決では、A社（国外関連者）の設備投資に係る減価償却費を分割要因とするにあたり、「A社の減価償却費には、重要な無形資産の開発に関するものや、基本的活動としての製造機能に関するものも含まれていることからすれば、本件超過利益の発生に寄与した減価償却費の額を算定するに当たっては、A社の減価償却費から、これらのものを控除する」こととされ、A社の基本的利益（比較対象法人の利益指標）及び他の分割要因（重要な無形資産）として考慮済みの部分は除かれている。すなわち、超過的な費用（超過減価償却費）が分割要因とされている。

なお、超過的な費用とは、基本的活動に含まれない費用であることから、研究開発費や特許権等も含まれることとなる³²²。したがって、「重要な無形資産」の場合にも、この要件を満たすこととなる（重要な無形資産は、独自の機能の一部である）。

(3) リスクの負担

最後に、「独自の機能」は、リスクを負担するものでなければならない。この要件は、独立して判断することは難しく、他の要件と相互関係にあると考えられる。

具体的には、当事者の行為が超過利益の発生に寄与している事実があるにもかかわらず、その行為がリスクを負担していないとは考え難い。また、当事者が超過的な費用を負担しているにもかかわらず、リスクを負担していないとは考え難い。

リスクの負担について、同控訴審判決では、超過減価償却費を他の分割要因（重要な無形資産）と同様のウエイトで分割することの根拠に関し、次のように判断されている。

「本件設備投資の本件超過利益発生への寄与は、Xの重要な無形資産及びA社の重要な無形資産と比較しても、その利益発生の結果に対する重要性や直接性において決して劣らないものであるといえること、本件設備投資には、セラミック製DPFの需要の減少という市場リスクがあったものであり、そのリスク負担という点でも、Xの研究開発費やA社の〔筆者注：C〕部門費と異なるところはない（略）〔下線は筆者〕。」

この判断は、分割要因のウエイト付けに係るものであるが、どれだけ考慮すべきかというものであることに鑑みると、要件としての性質を有すると解される（全く考慮しないという判断もありうる）。そして、要件としてみると、①超過利益への寄与の事実及び②リスクの負担の2つが示されている（同判決においても超過減価償却費は是認されている）。

すなわち、同判決では、①超過利益への寄与の事実、②超過的な費用及び③リスクの負担という3つの要件が示されており、超過減価償却費はこれら全てを満たしている。

以上の3要件について検討し、全ての要件を満たす場合には「独自の機能」に該当すると

³²² 参考事例集では、基本的活動とは異なる活動の例として「独自の研究開発・広告宣伝・販売促進活動」が挙げられている（〔事例11〕）。

判断するものが本アプローチである。

(4) 実質的なリスク負担者

なお、③リスクの負担については、両当事者のどちらの「独自の機能」(分割要因)とすべきかを決定するという意義も有する。

具体例として、TDK 事件では³²³、A (国外関連者) が契約に基づき請求人の研究開発費を負担していたところ、その負担金をどちらの分割要因とすべきかが争われている。これについて、国税不服審判所では、「双方が所有する無形資産の価値を判断する要素については、法的な所有関係だけでなく、無形資産を形成等させるための活動において関連当事者の行った貢献についても勘案する必要があることから、リスク管理において、関連当事者が果たした機能等を総合的に勘案し判断する〔下線は筆者〕」ものであり、実質的なリスク負担者である A の分割要因とすべきであると判断されている。

また、武田薬品事件では³²⁴、請求人が A (国外関連者) の臨床試験費 (A の所在国で医薬品を販売するためのもの) の一部を負担していたところ、その負担金をどちらの分割要因とすべきかが争われている。これについて、国税不服審判所では、「製薬会社である請求人は、……臨床試験に係る費用の半分を負担したにすぎず、他方で、これらの臨床試験の成果は、販売会社としての A の利益に直接寄与するものであるとともに、A がその成否についてのリスクを直接負担しているなどというのであるから、これらの臨床試験に係る無形資産の形成等のための意思決定及びリスク管理等の主体は A であった〔下線は筆者〕」ということができるため、A の分割要因とすべきであると判断されている。

すなわち、一方の当事者のある行為が、①超過利益への寄与の事実及び②超過的な費用の要件を満たしており、かつ、双方の当事者が、③リスクの負担をしているような場合には、実質的なリスク負担がどちらに帰属しているかによって、どちらの分割要因とすべきかが決定されることになる。

一見、このような取扱いには矛盾があるように見えるかもしれない。一方の当事者の行為によって①及び②の要件が満たされており、双方が③を満たすのであれば、一方の当事者の分割要因とすべきように見えるからである。しかし、それは誤りであると思われる。仮に、他方の当事者が③リスクの負担をしていると認められるのであれば、他方の当事者は、表面上は見えなくとも、何らかの②超過的な費用を支出しているはずであり、①超過利益への寄与の事実もあるはずだからである (ここに、他の要件との相互関係がある)。

すなわち、他方の当事者は、基本的活動をはじめとする何らかの行為を通じて②超過的な費用を負担しており、それが真の①超過利益への寄与の事実であるにもかかわらず、これらの要件が表面的には一方の当事者の行為によって満たされているように見えるに過ぎない。

³²³ 国税不服審判所裁決平成 22 年 1 月 27 日・前掲注 (26)。

³²⁴ 国税不服審判所裁決平成 25 年 3 月 18 日・前掲注 (27)。

そして、このような場合には、他方の当事者の②超過的な費用（貢献度合い）を特定・測定することは困難である（基本的活動に紛れ込んでいるかもしれない）ため、一方の当事者の超過的な費用をもって、他方の当事者の貢献度合いを測定しているのである。したがって、真のリスク負担者がどちらであるかが極めて重要となる。

(5) 事務運営指針との整合性

なお、本アプローチは、無形資産の使用許諾取引等についての調査方法を示した事務運営指針 3-13（無形資産の形成、維持又は発展への貢献）の記載内容にも整合するものである。同指針では、無形資産の形成等への貢献の程度を判断するにあたり、「無形資産の形成等のための意思決定、役務の提供、費用の負担及びリスクの管理」において当事者が果たした機能等を総合的に勘案することが示されている（3-13）。また、そのうえで、「所得の源泉となる見通しが高い無形資産の形成等」において当事者が「単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低い」とされている（同）。

これを紐解くと、①意思決定、役務の提供（超過利益への寄与の事実）、②費用の負担（超過的な費用）及び③リスクの管理（リスクの負担）の3要件とみることができる。また、一方が単に費用を負担しているだけで、貢献の程度は低い場合には、一方の貢献度合いが低くなるかわりに、他方の貢献度合いが高くなるはずである（実質的なリスク負担者への帰属）。

以上のように、本アプローチは事務運営指針の記載内容とも整合性を有する。

(6) 本アプローチの小括

本アプローチは、当事者の行為について、①超過利益への寄与の事実、②超過的な費用及び③リスクの負担という3つの要件に照らし、これらの要件を全て満たす場合には、「独自の機能」に該当すると判断するものである。また、両当事者が③リスクを負担しているような場合には、実質的なリスク負担者側の「独自の機能」となる。

残余利益分割法の適用においては、このようなアプローチによって「独自の機能」を特定すべきである。

第4節 小括

残余利益分割法は、その算定方法が明文化されており、①基本的利益の算定及び②残余利益の分割という2つのプロセスから成り立っている。しかしながら、第5章で見解を整理したように、それぞれのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮して算定すべきかという問題が生じる。

そこで、本章では、それぞれのプロセスの具体的算定方法のあり方を明らかにしたうえで、「独自の機能」とすべき要素を明らかにするためのアプローチ手法を示した。

1. 基本的利益の算定方法のあり方

第5章第1節で示した見解のうち、選択説の立場を採るべきであることを述べた。

選択説の下では、原則として「独自の機能」以外の要素から生じた利益の全てについて、基本的利益の算定において考慮することになる。したがって、政府規制についてもその算定において考慮すべき要素となる。ただし、例外として、個別の要素が「独自の機能」の影響と不可分である場合には、これをその算定において考慮することができず、残余利益として配分することになる。このような方法こそが、残余利益分割法の本質を損なわずに基本的利益を算定する唯一の方法であると考えられる。

もし、必要説を採った場合には、比較対象法人の政府規制が「独自の機能」と不可分であるとき、比較対象法人として「独自の機能」を果たしている法人を選択しうることになる。そのような法人の利益指標を用いて基本的利益を算定してしまうと、検証対象法人の基本的利益に超過利益が混在することとなり、残余利益が歪められる。

また、租税利益帰属説を採った場合には、租税利益を政府規制（市場条件）として基本的利益の算定において考慮しないことの是非や、租税利益と「独自の機能」が不可分である場合の問題が残されている。

以上の理由から、選択説の立場を採るべきである。

2. 残余利益の分割方法のあり方

第5章第2節で示した見解のうち、非限定説の立場を採るべきであることを述べた。

非限定説の下では、「重要な無形資産」以外にも、①当事者の行為による「独自の機能」、②不可分の個別要素の2点が残余利益の中に含まれうる。しかし、①は「重要な無形資産」と同様に行為に要した支出額を分割要因とし、②は分割要因の特定せずに、「独自の機能」の貢献度合いによって配分すればよい。これによって、残余利益分割法の趣旨を損なうことなく残余利益を配分することができる。

もし、限定説又は原則限定説を採った場合には、「重要な無形資産」以外の当事者の行為が、超過利益の発生要因となりうる事実を否定することとなる。また、そのような事実がある場合に、これを基本的利益の算定において考慮することは、残余利益分割法の本質に反し、許されない。

以上の理由から、非限定説の立場を採るべきである。

3. 本論文が採る残余利益分割法の具体的算定方法

以上の立場による算定方法を整理すると、次のようになる。

まず、基本的利益の算定においては、原則として「独自の機能」以外の全ての要素を考慮する。ただし、例外として「独自の機能」と不可分の個別要素が存在する場合には、これを基本的利益の算定において考慮せず、残余利益として配分する。したがって、残余利益には、①「独自の機能」から生じた利益と②不可分の個別要素から生じた利益の2つが含まれる。

次に、残余利益の分割においては、分割要因として、両当事者が果たす「独自の機能」の

相対的な貢献度合いを用いる。したがって、①「独自の機能」から生じた利益だけでなく、②不可分の個別要素から生じた利益についても、これによって配分する。

4. リスク・超過コストアプローチ

以上の算定方法による場合、分割要因である「独自の機能」をいかに特定すべきかという点が重要となる。そこで、日本ガイシ事件判決の判断枠組みを基に構築した、「独自の機能」とすべき要素を明らかにするためのアプローチ手法を示した。

本アプローチは、当事者の行為について、①超過利益への寄与の事実、②超過的な費用及び③リスクの負担という3つの要件に照らし、これらの要件を全て満たす場合には、「独自の機能」に該当すると判断するものである。また、両当事者が③リスクを負担しているような場合には、実質的なリスク負担者側の「独自の機能」となる。

以上のとおり、残余利益分割法の適用にあたっては、本論文が採る具体的算定方法を採用したうえで、本アプローチによって「独自の機能」を特定すべきである。

第7章 総括

本論文では、残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方について論じた。

第1章では、独立企業間価格の適否をめぐり、残余利益分割法の具体的算定方法が争われた4つの裁判例・裁決例を取り上げた。そして、その具体的算定方法である①基本的利益の算定及び②残余利益の分割の2つのプロセスにおいて、個別具体的な要素をいかに考慮して算定すべきかという点が明らかにされていないことの問題点を指摘した。

第2章では、移転価格税制の導入経緯及び立法趣旨を確認したうえで、その後の沿革とOECD移転価格ガイドラインとの関係を整理した。また、移転価格税制の仕組みについて、法令とともに確認した。

第3章では、独立企業間価格の意義とその算定方法について整理した。とりわけ、本論文の主題に関する利益分割用及び残余利益分割法については詳解した。そして、両者に共通する長所として、①両側検証であること、②比較対象取引の選定が困難な場合に用いることができること、③インカム・クリエーションを招く可能性が低いことの3点を示した。また、残余利益分割法の重要性が高まっている理由として、①多国籍企業グループによる無形資産の海外移転が増加していること、②課税庁による残余利益分割法を適用した大型の移転価格課税事案が増加していることの2点を示した。

第4章では、移転価格税制上の無形資産の意義を整理したうえで、その特色と具体的態様について示した。また、残余利益の分割要因である「重要な無形資産」及び「独自の機能」のそれぞれの意義を明らかにしたうえで、両者の差異を検討した。両者の差異については、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容に基づく変更であることに鑑みると、「独自の機能」は「重要な無形資産」よりも幅広い概念と解されることを示した。

第5章では、残余利益分割法の具体的算定方法に係る問題点として、①基本的利益の算定における政府規制の影響と、②残余利益の分割における分割要因の範囲の2点を取り上げ、それぞれの見解とその論拠について整理した。

第6章では、前章の見解を踏まえ、①基本的利益の算定方法及び②残余利益の分割方法のあり方を明らかにしたうえで、「独自の機能」を特定するための基準となるアプローチ手法を示した。具体的には、次のとおりである。

①基本的利益の算定上、原則として「独自の機能」以外の要素は、全て考慮すべきである。ただし、例外として「独自の機能」の影響と不可分の個別要素が存在する場合には、残余利益分割法の本質からこれを考慮することができず、残余利益として配分する。

②残余利益には、「独自の機能」から生じた利益と、不可分の個別要素から生じた利益の2つが含まれることとなるが、どちらも両当事者が果たす「独自の機能」の相対的な貢献度合いによって配分すべきである。なお、「独自の機能」は、「重要な無形資産」に限定されず、超過利益の発生に寄与する当事者の行為をいうものである。

以上の算定方法によると、「独自の機能」の特定方法が問題となる。この点については、日本ガイシ事件判決の判断枠組みを基に構築したアプローチ手法によって、「独自の機能」

に該当する要素を特定すべきである。

本アプローチは、当事者の行為について、①超過利益への寄与の事実、②超過的な費用及び③リスクの負担の3つの要件に照らし、これらの要件を全て満たす場合には、「独自の機能」に該当すると判断するものである。また、両当事者が③リスクを負担しているような場合には、実質的なリスク負担者側の「独自の機能」となる。

以上のとおり、残余利益分割法の適用については、この具体的算定方法を採用したうえで、本アプローチによって「独自の機能」を特定すべきである。

おわりに

本論文では、残余利益分割法の適用をめぐる所得配分のあり方を検討した。その結果、残余利益分割法の具体的算定方法のあり方と「独自の機能」を特定するためのアプローチ手法が明らかになった。

残余利益分割法は、基本的利益と残余利益という 2 つの概念を用いて独立企業間価格を算定する方法である。そのため、独立企業間価格の適否をめぐり、納税者と課税庁の間では、これらをいかに算定すべきかが争われている。しかしながら、これらは究極的には基本的利益でないものが残余利益であり、残余利益でないものが基本的利益である。そのため、これらの概念や算定の仕組み等を整理することなく、法令や措置法通達等の規定を手がかりに算定しようとする、独立企業間価格に矛盾や重複が生ずることとなる。

そこで、本論文では、残余利益分割法の適用上、指針とすべき具体的算定方法を明らかにするための検討を行った。基本的利益に関しては、2 つの裁判例で争点とされた「政府規制」を素材とし、個別の要素について、基本的利益において考慮すべきか否かの判断の分水嶺を明らかにした。また、残余利益に関しては、最新の裁判例で、分割要因は「重要な無形資産」に限定されないとする新たな判断が示されていることから、その是非と分割要因の範囲を明らかにした。加えて、その分割要因を特定するためのアプローチ手法を明らかにした。

本論文では検討を行わなかったが、基本的利益の算定における比較対象法人の選定では、差異調整の方法も問題となる。ただし、「独自の機能」が存することによる差異の場合には、調整しないこととされているため、本論文の結論に影響するものではない。また、本論文の主題のスコップからは外れているが、独立企業間価格の算定方法を選定するにあたり、いかなる状況下で残余利益分割法が最適方法とされるかも問題となる。

さらに、つい先日、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版の和訳が公表された。今後の移転価格税制の解釈適用にあたっては、この内容にも注視する必要がある。

本論文中で述べたとおり、近年、多国籍企業グループによる無形資産の海外移転の増加や、課税庁による残余利益分割法を適用した大型の移転価格課税事案の増加により、残余利益分割法の重要性が高まっている。今後、その重要性がより一層高まるであろうことにも鑑みて、これらの点については、今後の研究課題としたい。

参考文献等

【書籍】

- ・伊藤雄二＝萩谷忠『Q&A 移転価格税制のグレーゾーンと実務対応』（税務経理協会，2012年）
- ・金子宏『税法入門〔第7版〕』（有斐閣，2016年）
- ・金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂，2021年）
- ・川田剛『租税法入門〔16訂版〕』（大蔵財務協会，2020年）
- ・木村浩之＝野田秀樹＝佐藤修二『対話でわかる国際租税判例』（中央経済社，2022年）
- ・国税庁編『改正税法のすべて 昭和61年版』（大蔵財務協会，1986年）
- ・国税庁編『改正税法のすべて 平成3年版』（大蔵財務協会，1991年）
- ・国税庁編『改正税法のすべて 平成23年版』（大蔵財務協会，2011年）
- ・国税庁編『改正税法のすべて 令和元年版』（大蔵財務協会，2019年）
- ・桜井久勝『財務会計講義〔第23版〕』（中央経済社，2022年）
- ・志賀櫻『国際租税法の理論と実務』（民事法研究会，2011年）
- ・武田昌輔『DHC コメントール法人税法』（第一法規，1979年〔加除式〕）
- ・中里実『国際取引と課税―課税権の配分と国際的租税回避―』（有斐閣，1994年）
- ・NERA エコノミックコンサルティング『移転価格の経済分析―超過利益の帰属と産業別無形資産の価値評価』（中央経済社，2008年）
- ・野田秀樹『Q&A クロスボーダー取引におけるPE課税の実務【内国法人・外国法人対応】』（中央経済社，2020年）
- ・羽床正秀編『令和2年版 移転価格税制詳解～理論と実践ケース・スタディ～』（大蔵財務協会，2020年）
- ・羽床正秀＝古賀陽子『平成21年版 移転価格税制詳解―理論と実践ケース・スタディ』（大蔵財務協会，2009年）
- ・藤枝純＝遠藤努＝角田伸広『デジタル課税と租税回避の実務詳解』（中央経済社，2020年）
- ・藤枝純＝角田伸広『移転価格税制の実務詳解〔第2版〕』（中央経済社，2020年）
- ・藤森康一郎『実務ガイダンス 移転価格税制〔第5版〕』（中央経済者，2017年）
- ・本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会，2010年）
- ・増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法〔第4版〕』（東京大学出版会，2019年）
- ・望月文雄『日米移転価格税制の制度と適用―無形資産取引を中心に』（大蔵財務協会，2007年）
- ・森信夫『移転価格の経済学―BEPS問題への対応と無形資産評価』（中央経済社，2014年）
- ・山川博樹『我が国における移転価格税制の執行―理論と実務―』（税務研究会出版局，1996年）
- ・山川博樹『移転価格税制―二国間事前確認と無形資産に係る実務上の論点を中心に』（税務研究会出版局，2007年）

・山川博樹編『国際課税・係争のリスク管理と解決策』（中央経済社，2018年）

【論文等】

・青山慶二「プロフィット・スプリット法」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』（有斐閣，1997年）19頁

・青山慶二「課税権の国別配分に係る課題についての検討—国境を越える取引に係る課税のあり方〈電子商取引に係る消費税課税と無形資産の移転価格ルールを中心に〉」税研29巻5号（2014年）52頁

・青山慶二「国境を越える無形資産取引への課税問題」税研33巻4号（2017年）20頁

・青山慶二「判批」TKC税研情報28巻5号（2019年）30頁

・赤松晃「国際課税の基本的な仕組み」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣，2007年）593頁

・浅川雅嗣「BEPSプロジェクトの軌跡と展望」国際税務36巻1号（2016年）26頁

・朝倉洋子「判批」税理58巻3号（2015年）107頁

・朝妻章如「広告と無形資産とタイミングと課税権配分」金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣，2014年）340頁

・飯田淳一「移転価格事務遠泳要領の改正」租税研究842号（2019年）53頁

・石井徹「国際課税の動向と執行の現状—移転価格における無形資産の取扱い等を踏まえて—」国際税務41巻9号（2021年）14頁

・石井亮＝原木規江「判批」NBL929号（2010年）10頁

・石川敏夫「クロスボーダー事業再編に係る移転価格—第4回 海外販売子会社を通じた商流変更と移転価格」国際税務42巻8号（2022年）48頁

・移転価格分析 Project Team「判批」国際税務30巻6号（2010年）78頁

・伊藤雄二「無償取引と移転価格税制—無償取引を巡る移転価格税制と寄附金規定の関係について—」税大ジャーナル2号（2005年）68頁

・居波邦泰「無形資産取引の国際課税の理論と執行上の問題点」本庄資編『国際課税の理論と実務—73の重要課題』（大蔵財務協会，2011年）491頁

・井上康一「親子間契約書は必要か有用か①—移転価格税制の観点から—」国際税務41巻7号（2021年）14頁

・井上康一「親子間契約書は必要か有用か②—移転価格税制の観点から—」国際税務41巻8号（2021年）27頁

・井上康一「親子間契約書は必要か有用か③—移転価格税制の観点から—」国際税務41巻9号（2021年）36頁

・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問①—連載の開始にあたり（上）」国際税務41巻11号（2021年）46頁

・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問②—連載の開始にあたり（下）」国際税務

41 卷 12 号 (2021 年) 38 頁

- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問③—国税庁は移転価格課税と寄附金課税をどのように区別しているか (1)」国際税務 42 卷 1 号 (2022 年) 46 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問④—国税庁は移転価格課税と寄附金課税をどのように区別しているか (2)」国際税務 42 卷 2 号 (2022 年) 48 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑤—国税庁は移転価格課税と寄附金課税をどのように区別しているか (3)」国際税務 42 卷 3 号 (2022 年) 41 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑥—最適方法はどのように選定されるか (1)」国際税務 42 卷 4 号 (2022 年) 64 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑦—最適方法はどのように選定されるか (2)」国際税務 42 卷 5 号 (2022 年) 66 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑧—最適方法はどのように選定されるか (3)」国際税務 42 卷 6 号 (2022 年) 60 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑨—TNMM はどのように適用されているか (1)」国際税務 42 卷 7 号 (2022 年) 64 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑩—TNMM はどのように適用されているか (2)」国際税務 42 卷 8 号 (2022 年) 54 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑪—TNMM はどのように適用されているか (3)」国際税務 42 卷 9 号 (2022 年) 58 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑫—独立企業間価格はピンポイントかレンジか (1)」国際税務 42 卷 10 号 (2022 年) 84 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑬—独立企業間価格はピンポイントかレンジか (2)」国際税務 42 卷 11 号 (2022 年) 46 頁
- ・井上康一「移転価格税制についての素朴な疑問⑭—独立企業間価格はピンポイントかレンジか (3)」国際税務 42 卷 12 号 (2022 年) 30 頁
- ・今村隆「判批」ジュリ 1530 号 (2019 年) 131 頁
- ・岩倉正和「移転価格税制—無形資産の扱いを中心に」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010 年) 697 頁
- ・岩品信明「移転価格調査の実務」国際商事法務 37 卷 11 号 (2009 年) 1443 頁
- ・植松守雄=小松芳明=平石雄一郎=武田昌輔「(座談会) 移転価格税制の問題点をさぐる (上)」国際税務 5 卷 10 号 (1985 年)
- ・植松守雄=小松芳明=平石雄一郎=武田昌輔「(座談会) 移転価格税制の問題点をさぐる (下)」国際税務 5 卷 11 号 (1985 年)
- ・大島浩司「クロスボーダー事業再編に係る移転価格—第 2 回 M&A 後の被買収企業との統合に係る移転価格」国際税務 42 卷 6 号 (2022 年) 40 頁
- ・太田洋=手塚崇史「国際租税訴訟の裁判例分析—移転価格税制」中里実=太田洋=弘中聡

- 浩＝宮塚久編『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣，2010年）91頁
- ・大野雅人「判批」税務事例54巻9号（2022年）55頁
 - ・岡村忠生「これからの移転価格税制」税務弘報55巻11号（2007年）2頁
 - ・岡村忠生「租税利益と移転価格税制（1）」税研31巻5号（2016年）72頁
 - ・岡村忠生「租税利益と移転価格税制（2）」税研31巻6号（2016年）81頁
 - ・小田嶋清治「国際租税に関する立法と課税実務の動向—移転価格税制における実務上の留意点」中里実＝太田洋＝弘中聡浩＝宮塚久編『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣，2010年）236頁
 - ・和波英雄「移転価格課税と寄附金課税～ケーススタディで学ぶ理論と実践～」国際税務36巻2号（2016年）96頁
 - ・金子宏「移転価格税制の法理論的検討—わが国の制度を題材として—」同『所得課税の法と政策』（有斐閣，1996年）363頁
 - ・神谷明夫「移転価格事務運営要領の改正について」租税研究714号（2009年）155頁
 - ・川田剛「対応的調整」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』（有斐閣，1997年）90頁
 - ・川端康之「判批」ジュリ1562号（2021年）10頁
 - ・北村徳志「国際的な関連法人間取引と寄附金課税」税研29巻4号（2013年）110頁
 - ・小手川大助「国際課税をめぐる政策協調—移転価格ガイドライン策定に見るOECDの役割」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』（有斐閣，1997年）3頁
 - ・駒宮史博「移転価格税制の導入」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣，2010年）229頁
 - ・駒宮史博「判批」税研35巻4号（2019年）167頁
 - ・小埜由紀子「クロスボーダー事業再編に係る移転価格—第1回 再編に係る移転価格の基本的な考え方」国際税務42巻5号（2022年）26頁
 - ・佐藤修二「判批」別冊ジュリ253号（2021年）151頁
 - ・澤田耕「移転価格に係る留意事項」租税研究743号（2011年）125頁
 - ・週刊税務通信記事「判批」週刊税務通信3633号（2020年）9頁
 - ・高久隆太「移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分」税大論叢49号（2005年）1頁
 - ・高久隆太「移転価格税制を巡る諸問題（3）」税経通信62巻5号（2007年）31頁
 - ・辻美枝「判批」ジュリ臨時増刊1570号（2022年）170頁
 - ・津田朗彦「クロスボーダー事業再編に係る移転価格—第3回 研究開発活動の再配置と移転価格」国際税務42巻7号（2022年）58頁
 - ・寺田暁央「無形資産取引における独立企業間価格算定方法—東京地裁平成29年11月24日判決を素材に—」租税資料館第28回入選作品（2019年）1頁
 - ・中里実「移転価格課税と経済理論：実務における経済理論の利用可能性」中里実＝太田洋＝弘中聡浩＝宮塚久編『移転価格税制のフロンティア』（有斐閣，2011年）21頁

- ・中里実「移転価格課税における無形資産の扱い」日税研論集 64 号 (2013 年) 25 頁
- ・中島格志=関隆一郎=川田剛=菖蒲静夫「平成 23 年度国際課税関係の改正を巡る座談会」国際税務 31 卷 11 号 (2011 年) 14 頁
- ・中島麻美「独立企業間価格レンジ及びレンジの中の適切なポイントの選択について」国際税務 38 卷 7 号 (2018 年) 63 頁
- ・中村信行「判批」国際商事法務 49 卷 11 号 (2021 年) 1391 頁
- ・西中間浩「判批」税経通信 74 卷 1 号 (2019 年) 186 頁
- ・西康之「自動車セクターにおける移転価格の論点～自動車部品メーカーを中心に～」国際税務 40 卷 12 号 (2020 年) 94 頁
- ・林幸一「判批」税理 62 卷 12 号 (2019 年) 182 頁
- ・林幸一「判批」新・判例解説 Watch (TKC ローライブラリー) 租税法 171 号 (2022 年) 1 頁
- ・林仲宣=谷口智紀「判批」税務弘報 70 卷 6 号 (2022 年) 104 頁
- ・羽床正秀「寄付金課税と移転価格課税の関係について」国際税務 20 卷 6 号 (2000 年) 15 頁
- ・福島節子=藤澤鈴雄=水野寛=森信夫=遠藤克博「裁決事例に見る移転価格調査の今日的論点」国際税務 30 卷 7 号 (2010 年) 12 頁
- ・藤枝純「外国の法規制と移転価格税制の適用の可否」中里実=神田秀樹編『ビジネス・タックス』(有斐閣, 2005 年) 458 頁
- ・藤枝純「残余利益分割法をめぐる実務上の諸問題」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010 年) 679 頁
- ・藤枝純=南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第 1 回)」国際商事法務 39 卷 10 号 (2011 年) 1395 頁
- ・藤枝純=南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第 2 回)」国際商事法務 39 卷 11 号 (2011 年) 1603 頁
- ・藤枝純=南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第 4 回)」国際商事法務 40 卷 1 号 (2012 年) 75 頁
- ・藤枝純=南繁樹「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～(第 5 回)」国際商事法務 40 卷 2 号 (2012 年) 214 頁
- ・藤枝純「移転価格税制における実務上の課題」金子宏=中里実=J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』(有斐閣, 2014 年) 451 頁
- ・藤枝純「判批」別冊ジュリ 228 号 (2016 年) 140 頁
- ・藤枝純「取引単位利益分割法の適用に関する OECD 改定ガイダンス」国際税務 38 卷 10 号 (2018 年) 62 頁
- ・藤枝純「判批」別冊ジュリ 253 号 (2021 年) 149 頁
- ・藤曲武美「判批」税務弘報 63 卷 8 号 (2015 年) 157 頁

- ・古川勇人「国際課税の課題とその検討」国際税務 31 巻 7 号（2011 年）18 頁
- ・堀口大介＝鈴木彩子「移転価格税制の最新動向と実務への影響～ケース・スタディと理論の解明～（第 3 回）」国際商事法務 39 巻 12 号（2011 年）1753 頁
- ・本田光宏「判批」税務事例 47 巻 4 号（2015 年）19 頁
- ・松隈日出海「判批」訟務月報 65 巻 12 号（2019 年）1665 頁
- ・丸山裕司「2022 年 1 月 20 日に公表された OECD 移転価格ガイドラインの概要と日本企業への影響」国際税務 42 巻 5 号（2022 年）76 頁
- ・水野忠恒「判批」国際税務 35 巻 3 号（2015 年）43 頁
- ・南繁樹「最適方法ルールを導入と利益分割法の明確化—訴訟対応」税務弘報 60 巻 1 号（2012 年）28 頁
- ・南繁樹「わが国の移転価格税制の概要と BEPS 対応」金子宏監『現代租税法講座 第 4 巻 国際課税』（日本評論社，2017 年）253 頁
- ・南繁樹「判批」国際税務 42 巻 8 号（2022 年）74 頁
- ・南繁樹「判批」国際税務 42 巻 10 号（2022 年）98 頁
- ・望月文雄「最適方法ルールと日本の利益分割法」租税研究 766 号（2013 年）403 頁
- ・望月文雄「BEPS 行動計画における利益分割法の取扱い」租税研究 790 号（2015 年）364 頁
- ・守屋俊治「判批」租税実務研究第 6 号（2016 年）1 頁
- ・山川博樹＝青山慶二「国際課税の執行を巡る最近の状況」国際税務 33 巻 1 号（2013 年）28 頁
- ・山口敬三郎「判批」税理 58 巻 14 号（2015 年）82 頁
- ・山口敬三郎「判批」税理 58 巻 15 号（2015 年）82 頁
- ・山田晴美＝竹中英道＝松尾壮一郎「グローバル企業 2 社から学ぶ税務ガバナンスの将来像とテクノロジーの活用」国際税務 42 巻 2 号（2022 年）14 頁
- ・横澤佳伸「最適方法ルール下における利益分割法の適用について—理論的根拠と適用可能性」税大論叢 75 号（2012 年）102 頁
- ・吉川保弘「役務提供に伴う無形資産取引と残余利益分割法の適用」税経通信 62 巻 14 号（2007 年）167 頁
- ・吉村政穂「判批」税務弘報 62 巻 13 号（2014 年）60 頁
- ・吉村政穂「第 4 章 移転価格税制の強化（無形資産の移転を中心に）」日税研論集 73 号（2018 年）43 頁
- ・渡辺裕泰「無形資産が絡んだ取引の移転価格課税—TNMM（取引単位営業利益法）導入の必要性」中里実＝神田秀樹編『ビジネス・タックス』（有斐閣，2005 年）442 頁

【裁判例等】

（高等裁判所）

- ・松山高判平成 18 年 10 月 13 日訟月 54 卷 4 号 875 頁
- ・東京高判平成 20 年 10 月 30 日税資 258 号順号 11061
- ・大阪高判平成 22 年 1 月 27 日税資 260 号順号 11370
- ・東京高判平成 25 年 3 月 14 日訟月 60 卷 1 号 149 頁
- ・東京高判平成 25 年 3 月 28 日税資 263 号順号 12187
- ・東京高判平成 27 年 5 月 13 日税資 265 号順号 12659
- ・大阪高判平成 28 年 6 月 10 日税資 266 号順号 12866
- ・東京高判令和 1 年 7 月 9 日税資 269 号順号 13292
- ・東京高判令和 4 年 3 月 10 日公判物未登載 (LEX/DB25592516)

(地方裁判所)

- ・松山地判平成 16 年 4 月 14 日訟月 51 卷 9 号 2395 頁
- ・東京地判平成 18 年 10 月 26 日訟月 54 卷 4 号 922 頁
- ・東京地判平成 19 年 12 月 7 日訟月 54 卷 8 号 1652 頁
- ・大阪地判平成 20 年 7 月 11 日判タ 1289 号 155 頁
- ・東京地判平成 23 年 12 月 1 日訟月 60 卷 1 号 94 頁
- ・東京地判平成 24 年 4 月 27 日訟月 59 卷 7 号 1937 頁
- ・東京地判平成 26 年 8 月 28 日税資 264 号順号 12520
- ・大阪地判平成 27 年 8 月 27 日税資 265 号順号 12716
- ・東京地判平成 29 年 4 月 11 日税資 267 号順号 13005
- ・東京地判平成 29 年 11 月 24 日税資 267 号順号 13090
- ・東京地判令和 2 年 2 月 28 日税資 270 号順号 13386
- ・東京地判令和 2 年 11 月 26 日税資 270 号順号 13486

(裁決)

- ・国税不服審判所裁決平成 20 年 7 月 2 日公刊物未登載 (TAINS コード F0-2-339)
- ・国税不服審判所裁決平成 22 年 1 月 27 日公刊物未登載 (TAINS コード F0-2-463)
- ・国税不服審判所裁決平成 22 年 6 月 28 日裁決事例集 79 集 (国税不服審判所 HP)
- ・国税不服審判所裁決平成 24 年 11 月 8 日公刊物未登載 (TAINS コード F0-2-507)
- ・国税不服審判所裁決平成 25 年 3 月 18 日公刊物未登載 (TAINS コード F0-2-503)
- ・国税不服審判所裁決平成 27 年 3 月 5 日公刊物未登載 (TAINS コード F0-2-574)